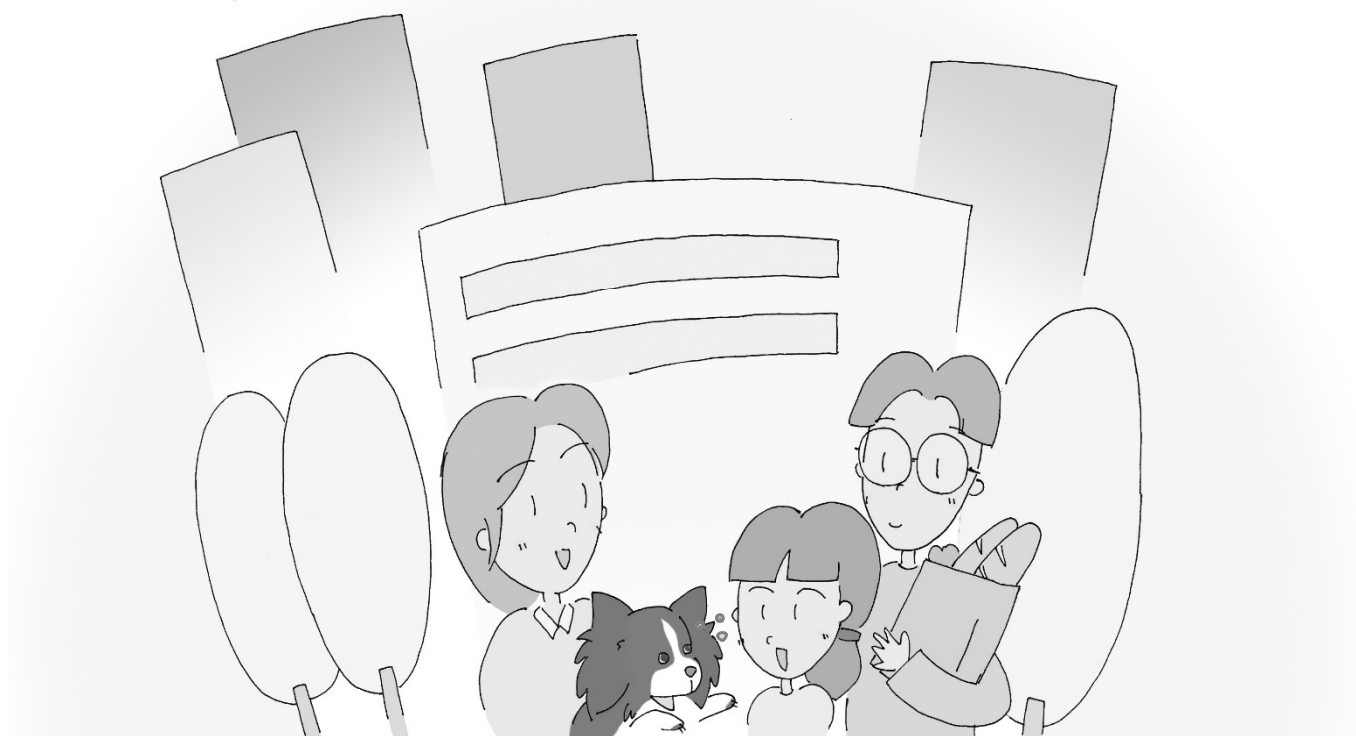


横浜市における大規模小売店舗に係る 手続の手引（第16版）



令和4年12月

（令和6年4月 一部改正（関係窓口名称等））

横浜市経済局商業振興課

この手引は、横浜市内において大規模小売店舗を設置したり、または大規模小売店舗の施設の配置や運営方法などを変更しようとする際に必要となる、**大規模小売店舗立地法**（大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則などを含みます。）及び**横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱**に基づく手続についてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続を行う際には、この手引を御参照いただくとともに、手続が円滑に行われるためにも、お早めに経済局窓口まで御相談ください。

あわせて、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づく書類作成にあたっては、「書類作成における留意事項」と「作成見本」をご確認ください。

大規模小売店舗立地法は都道府県・政令指定都市がその運用にあたりますが、各自治体により手続の細目が異なります。横浜市以外に立地する大型店の手続を行う際には、あらかじめ当該出店地において大規模小売店舗立地法を所管している都道府県・政令指定都市に御相談ください。

大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせは

横浜市経済局商業振興課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎31階
tel. 045-671-3488 / fax. 045-664-9533

横浜市経済局(大規模小売店舗立地法関連)ホームページ

(届出案件の手続状況も掲載しています。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/>

目次

第1章	大規模小売店舗立地法について	1
1-1	大規模小売店舗立地法の対象となる店舗	1
1-2	大規模小売店舗立地法の届出を行う者	4
1-3	大規模小売店舗立地法における「届出項目」と「添付書類」	5
1-4	指針と本市運用要綱	6
1-5	大型店計画内容別の必要届出一覧	7
1-6	各手続に伴う提出書類及び提出部数について	10
1-7	市境店舗（市境付近の店舗）について	11
第2章	届出事項等に関する留意点について	12
	＜大規模小売店舗の施設の配置に関する事項＞	
2-1	駐車場の位置及び収容台数	12
2-2	駐輪場の位置及び収容台数	15
2-3	荷さばき施設の位置及び面積	16
2-4	廃棄物等保管施設の位置及び容量	16
	＜大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項＞	17
2-5	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	17
2-6	来客が駐車場を利用することができる時間帯	17
2-7	荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯	17
	＜法に基づく添付資料に関する事項＞	
2-8	来退店経路の設定及び開店後の交通量予測	17
2-9	騒音予測	17
2-10	防災対策への協力、街並みづくりへの配慮等	18
2-11	その他（届出事項以外で、店舗の計画・運営上配慮が必要な事項）	18
第3章	法第5条第1項の手続を行うとき	19
3-1	事前の手続について	20
3-2	新設の届出について（記載例を削除）	21
第4章	法第6条第2項の手続を行うとき	23
4-1	届出が必要となる変更について	24
4-2	事前の手続について	25
4-3	変更の届出について（記載例を削除）	26
4-4	「軽微な変更」について	28
第5章	法附則第5条第1項の手続を行うとき	29
5-1	大店法に基づいて開店している大型店について	30
5-2	事前の手続について	31
5-3	変更の届出について（記載例を削除）	32
5-4	「軽微な変更」について	36

第6章	その他の手続を行うとき	37
6-1	法第6条第1項の手続について（記載例を削除）	37
6-2	法第6条第5項の手続について（記載例を削除）	39
6-3	法第11条第3項の手続について（記載例を削除）	40
6-4	「届出を要さない変更」の報告の手続について（記載例を削除）	41
第7章	届出後の手続について	43
7-1	説明会の開催について（記載例を削除）	43
7-2	「説明会を掲示により行う場合」について（記載例を削除）	46
7-3	横浜市が行う公告・届出書等の縦覧・意見書の受付	50
7-4	意見書に対する見解書	50
7-5	横浜市の意見／意見を有しない旨の通知	51
7-6	変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知	51
7-7	横浜市の勧告／勧告を行わない旨の通知	52
7-8	変更の届出／添付書類変更の届出	53
7-9	公表／公表を行わない旨の通知	53
7-10	開店日等の報告	54
7-11	法手続終了後の店舗窓口担当者の選任	54
第8章	地域貢献に関する事項について	55
第9章	関係資料集	62
9-1	大規模小売店舗立地法	62
9-2	大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令	66
9-3	大規模小売店舗立地法施行令	66
9-4	大規模小売店舗立地法施行規則	67
9-5	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	74
9-6	横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱	93
9-7	横浜市大規模小売店舗立地法運用基準	110
9-8	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	113

手引の御使用にあたって

1 略称について

この手引で用いる略称は次のとおりです。

法	…大規模小売店舗立地法
施行令	…大規模小売店舗立地法施行令
施行規則	…大規模小売店舗立地法施行規則
指針	…大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針
要綱	…横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱
市基準	…横浜市大規模小売店舗立地法運用基準
大店法	…大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 ※平成12年6月1日廃止
大型店	…大規模小売店舗立地法でいう「大規模小売店舗」
出店概要書	…要綱第4条第1項に基づく大規模小売店舗出店概要書
事前説明書	…要綱第4条第2項に基づく大規模小売店舗出店計画事前説明書
説明書	…要綱第4条第3項に基づく大規模小売店舗出店計画説明書

2 参照箇所について

- 法や施行規則、要綱などの条文参照箇所は[]内に示します。

第1章 大規模小売店舗立地法について

1-1 大規模小売店舗立地法の対象となる店舗

法の対象となる店舗は、一の建物であって、その建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が 1,000㎡を超える店舗です。[法2][法3][施行令1][施行令2]

1 一の建物

「一の建物」とは、施行令で次のとおり定められています。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- ・ただし、例えば駅の両端にそれぞれショッピングセンター（SC）があるような場合には、駅建物を通じて両端のSCは屋根、柱又は壁を共通にする「一の建物」になっていますが、実質的にみて、二つのSCが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要性がないため、各々が「一の建物」となります。
 - ・道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合や、その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとします。

ア 買物客以外の通行人が相当数を占め

イ 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合は、一の建物となります。

(実質的に、二つの建物が全体としてワンストップショッピングの場を形成しているため)。

※専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについて、「専用通路か否か」は、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して決定します。

※地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解釈します。

ア 「地上の建物」の下にある「地下部分」は一体として扱う。

イ 上記アの地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物としますが建物の構造、営業主、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、「一の建物」とします。

- (3) 「一の建物（上記（1）（2）を含みます。）とその「附属建物」をあわせたもの

(1)（2）の場合も含めて、「一の建物」に「附属建物」があるときには、これも併せたものをもって「一の建物」とします。

「附属建物」とは、同一敷地又はこれに近接する敷地内にある他の建物との間に、営業主、建物の構造、商品構成、顧客の通路等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられている場所にあることや、所有、管理の主体が同一人であることを問いません。

2 店舗面積

小売業を行うための店舗の用に供される店舗の床面積を指します。

「小売業」

標準産業分類上「飲食店業」を含みませんが、「物品加工修理業（洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものです。）」については、小売業と密接・不可分の関係にあるため、対象に含みます。

「小売業を行う」

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協・農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

- (1) 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはなりません。初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当します。
- (2) カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものとみなします。
- (3) 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業にお

ける物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は小売業を行っていることとはなりません。

「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

また、通常店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合は、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはなりません。

「床面積」

建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基準法施行令第二条第一項第三号）。

※なお、店舗面積の範囲については、次のように解釈します。

○店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
①売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含まれます。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなします。
②ショーウィンド	ショーウィンドは店舗面積に含まれます。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まれません。
③ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含まれます。
④サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含まれます。
⑤物品の加工修理場のうち顧客から引受（渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含みます。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含まれます。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含まれます。

○店舗面積に含まない部分

部分名	定義
①階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積には含まれません。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、 <u>当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に</u> 階段部分とみなし、店舗面積には含まれません。
②エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含みます。）部分をいい、店舗面積には含まれません。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、 <u>当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に</u> エスカレーター部分とみなし、店舗部分には含まれません。
③エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積には含まれません。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、 <u>当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に</u> エレベーター部分とみなし、店舗面積には含まれません。
④売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まれません。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、 <u>当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に</u> 通路とみなし、店舗面積に含まれません。

⑤文化催場 *注1	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、 <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑥休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、 <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑦公衆電話室	公衆電話室として <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑧便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、 <u>店舗面積には含みません。</u>
⑨外商事務室	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所で、 <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑩事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設で、 <u>間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積には含みません。</u>
⑪食堂等	食堂、喫茶室等をいい、 <u>店舗面積に含みません。</u>
⑫塔屋 *注2	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、 <u>店舗面積には含みません。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱います。</u>
⑬屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、 <u>店舗面積には含みません。ただし、物品販売を行う部分は売場として取り扱います。</u>
⑭はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積には含みません。ただし、 <u>はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱います。</u>

(注) 1 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとします。

2 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められていますが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとします。また、上記の建築面積とは、上記施行令第二項第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除きます。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとします。

※建物の各階の床面について、壁・その他の区画（防火シャッター等）で区切り、各区画について「物販のための商品陳列を行う区画」「物販のための商品陳列を行わない区画」に振り分け、「商品陳列を行う区画」とした区画の壁心面積の合計に軒下部分・屋上等（延床面積に算入されない部分）において物販のための商品陳列を行う部分（自動販売機等を含む）を加えた面積がおおよその「店舗面積」となります。

3 店舗面積が1,000㎡以下の小売店舗について

「店舗面積」が1,000㎡以下の小売店舗については、法に基づく届出・手続なしに営業を行うことができます。判断が難しい場合は、店舗面積の確認を行いますので、図面（求積図を含みます。）を用意の上、経済局窓口までご相談ください。

建物内の「店舗面積の合計」を増加させるとき、増加後の店舗面積が1,000㎡以下の場合には手続き不要ですが、増加後の店舗面積が1,000㎡を超えるときは、法に基づく「大型店の新設」の届出・手続が必要となります。なお、大店法の届出に基づき開店した小売店舗（店舗面積500㎡超1,000㎡以下）であっても、増加後の店舗面積が1,000㎡を超える場合には、「大型店の新設」扱いになります。

1-2 大規模小売店舗立地法の届出を行う者

法では、大型店の「設置者」がすべての届出義務を負っています。ここでいう「設置者」とは、当該建物の所有者をいい、賃借権・使用借権を有する者等は含まれません。また、法人の場合は、その代表権を有する者の氏名としており、代表権のない取締役等は建物設置者である法人の代表者にはなれないので注意してください。

1 手続業務を委託する場合

コンサルタント等設置者から手続業務を受託した者は、必ず店舗設置者の了解を得てから手続を始めてください。技術的な相談や書類の形式要件確認などを除き、手続業務を受託した者は、特に説明書等に新たな対策を盛り込む場合に、必ず店舗設置者・小売業者に記載内容の確認を行ってください。次のようなトラブルの原因となります。

＜トラブル例＞

- ・店舗設置者・小売業者の意図と異なる内容で協議が進められた
- ・店舗設置者・小売業者が承知していない対応策が届出に盛り込まれた
- ・届出後説明会の準備を怠り、届出の取り下げを余儀なくされた 等

2 建物が「区分所有」されている場合

建物が区分所有されている場合であっても、当該建物の店舗面積が1,000㎡を超えるときは、各区分所有者が「大型店の設置者」としてそれぞれ届出を行うこととされています。この場合において、自分の所有に係る建物の部分に店舗がある者は、新設のときに自分の所有に係る建物の部分に増築等の工事を行わなくても「大型店の設置者」に含まれ、届出をしなければなりません。ただし、区分所有者の中に、自分の所有に係る建物の部分に「小売店舗」がない者（マンション部分の所有者など）は「大型店の設置者」には含まれず、届出の必要はありません。また、各区分所有者は、それぞれ届出をしなければなりません。各区分所有者の全員、または一部が共同して届出を行うこともできます。

「小売店舗」部分を所有していない区分所有者が、自分の所有に係る建物の部分を小売業者に新たに賃貸する場合、法第6条第1項の規定による「建物設置者の変更の届出」が必要となります。

3 土地を借地する場合

店舗及び附属施設（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設）を借地にて確保する場合、土地所有者の都合による賃貸借契約の解除であっても、届出手続が必要となります。なお、届出後8か月は変更を行うことができません。＜8か月制限＞土地の賃貸借契約を締結する前に、土地所有者に対して大規模小売店舗立地法の対象となること、契約解除の場合も＜8か月制限＞の対象になることを通知するとともに、賃貸借契約において、次のような書面による担保について、検討してください。

- ・契約書に大規模小売店舗立地法の変更制限に係る特約事項を盛り込む
- ・契約解除に伴う大規模小売店舗立地法の変更制限に係る覚書を締結する

1-3 大規模小売店舗立地法における「届出項目」と「添付書類」

1 届出項目

法では、大型店の設置者が、次の事項について届出を行うこととされています。 [法 5-1][施行規則 3]

大規模小売店舗の名称・所在地
大規模小売店舗を設置する者の氏名（名称）・住所・代表者の氏名（法人の場合）
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名（名称）・住所・代表者の氏名（法人の場合）
大規模小売店舗の新設をする日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 駐車場の位置・収容台数
 駐輪場の位置・収容台数
 荷さばき施設の位置・面積
 廃棄物等の保管施設の位置・容量
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 駐車場の自動車の出入口の数・位置
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

2 添付書類

法に基づく届出を行う際、届出書に次の書類を添付することとされています。 [法 5-2][施行規則 4]
横浜市では、法及び施行規則に基づく「添付書類」の一部に、関係機関との協議を終えた「計画説明書」を用いることができます。

- 1 法人にあってはその登記簿の謄本（ただし個人の場合は住民票）
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

1-4 指針と本市運用要綱

法において、大型店の設置者は、「指針」を踏まえて周辺的生活環境の保持に配慮するものとされています。

しかし、横浜市は、大型店には指針を踏まえて必要な配慮を行うとともに、大型店自らが地域社会における重要な一員であるということを実感し、市内で大型店を設置・運営するにあたり、横浜市の地域特性や出店（予定）地の実情を踏まえたより適切な配慮を行い、積極的に地域づくり・街づくりに貢献していく責務があるものと考えています。

このため、横浜市は、市内における大型店の立地に関し、より出店地の実情に配慮した出店を行い、地域と大型店との調和を図るために、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」を制定し、指針を補う基準として「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）」及び必要な事務手続等を定めています。

主な手続として、届出前に出店概要書や事前説明書の作成・提出、関係機関との協議、意見書[法8-2]に対する見解書の作成・提出などです。なお事前説明書の作成にあたっては、本手引きのほか「作成見本」と「留意事項」をホームページからダウンロードして、ご確認ください。

[要綱3]

指針と市基準の対応表

市基準の記載項目が、指針に掲げられている配慮項目のどこに対応しているかを示したものです。

横浜市の意見[法 8-4]や横浜市の勧告[法 9-1]は、指針とともに市基準を踏まえてその有無を判断します。大型店の設置者は指針及び市基準を踏まえた十分な配慮を行うことが求められます。

[要綱 18-1][要綱 22-1]

二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

指針の記載項目	市基準の記載項目
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項	
① 駐車場の必要台数の確保	1 駐車場の必要台数及び位置
② 駐車場の位置及び構造等	
③ 駐輪場の確保等	2 駐輪場の配置及び運営に関する事項
④ 自動二輪車の駐車場の確保	
⑤ 荷さばき施設の整備等	
⑥ 経路の設定等	
(2) 歩行者の通行の利便の確保等	
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 2) 廃棄物減量化及び資源化に関する事項
(4) 防災対策への協力	5 防災対策への協力

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

指針の記載項目	市基準の記載項目
(1) 騒音の発生に係る事項	
① 騒音問題に対応するための対応策について	
② 騒音の予測・評価について	
(2) 廃棄物に係る事項等	
① 廃棄物等の保管について	4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 (1) 廃棄物等の保管に関する事項
② 廃棄物等の処理について	
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について	
(3) 街並みづくり等への配慮等	6 街並みづくり等への配慮

1-5 大型店計画内容別の必要届出一覧

大型店に係る計画内容別に、必要となる届出の種類及び届出時期の目安を示しています。計画立案の際の参考としてご利用ください。

なお、変更の内容により、計画内容から派生する変更による届出が必要となる場合もありますので、詳しくは経済局窓口にお問い合わせください。

1 届出の種類と「届出時期」の目安

表記	届出の種類	届出時期の目安
法5-1	新設の届出	「新設する日（開店日）」の8か月前まで
法6-1	大型店設置者/小売業者等の変更届出	変更後遅滞なく
法6-2	店舗面積/施設配置の変更届出	「変更する日」の8か月前まで
◆法6-2	施設運営方法等の変更届出	あらかじめ
法6-5	廃止の届出	あらかじめ
法11-3	承継の届出	承継後遅滞なく
法附5	大店法で開店した店舗（既存店）の店舗面積/施設配置の変更届出	「変更する日」の8か月前まで
◆法附5	大店法で開店した店舗（既存店）の施設運営方法等の変更届出	あらかじめ
要綱9	届出を要しない変更の「報告」	あらかじめ

2 大型店の新設

大型店の新設をしようとするとき	法5-1
既存建物の用途変更等により店舗面積の合計が1,000㎡を超える物販店とするとき	

3 届出事項の変更

ここから先は、次の2種類の大型店において取扱いが異なります。

- (1)大規模小売店舗立地法の届出（新設・附則第5条の届出）を行った大型店
 (2)大規模小売店舗立地法の届出を行ったことのない大型店（既存店）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既存店(上記(2))における「変更前」の状態の判断について</p> <p>※平成12年6月1日以前に開店している大型店は、 「平成12年6月1日時点の状態から変更となるかどうか」</p> <p>※平成12年6月1日～平成13年1月31日の間に開店した大型店は、 「開店時の状態から変更となるかどうか」</p> <p style="text-align: right;">で判断します。</p> </div>	↓	↓
	(1)	(2)
<大型店の名称の変更> 名称を変更したとき	法6-1	-

<大型店の所在地の変更>

番地変更等により変更となったとき（店舗を移転しない場合）	法6-1	-
既存店について廃止の届出（法6-5）をした後、移転により変更となったとき	法5-1	法5-1

<大型店設置者の名称の変更>

商号を変更したとき（法人の場合）	法6-1	-
結婚等により姓を変更したとき（個人の場合）		
建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法11-3	
会社合併・分割により商号を変更したとき		
相続等により所有者を変更したとき（個人の場合）		

<大型店設置者の住所の変更>

	(1)	(2)
住所を変更したとき	法6-1	—
建物の売買・譲渡等による所有者の変更に伴い住所を変更したとき	法11-3	
会社合併・分割に伴い住所を変更したとき		
相続等による所有者の変更に伴い住所を変更したとき		

<小売業者の名称・住所の変更>

テナント入れ替えにより小売業者が変更となったとき	法6-1	—
一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき (ただし、途中物販以外のテナントが入店していないことが条件となります。)		
核テナントの店舗の一部を削り中小テナントを入れたとき		
中小テナント撤退後の売場を核テナントが売場として使用するとき		
小売業者の「名称(商号等)」が変わったとき		
小売業者の「住所(本社の住所)」が変わったとき	法6-1 法6-2	法附5
現在大型店で、非物販テナントが入居していた部分に物販テナントが入居するとき (→<店舗面積の合計の増加>参照)		

<大型店設置者・小売業者の代表者氏名(法人)の変更>

代表者が代わったとき	法6-1	—
------------	------	---

<大型店を新設する日の変更>

新設する日を「繰り上げる」とき(市が「意見なし」とした場合の繰り上げを除きます。)	法6-2	—
市が「意見なし」としたのち、新設する日を「繰り上げる」とき	—	—
新設する日を「繰り下げる」とき		

<店舗面積の合計の増加>

現在の届出面積が 10,000㎡以下で	増加後の店舗面積が[届出面積の1.1倍]を超えるとき	※法6-2	※法附5
	増加後の店舗面積が[届出面積の1.1倍]以内のとき	要綱9	
現在の届出面積が 10,000㎡超で	増加後の店舗面積が[届出面積+1,000㎡]を超えるとき	※法6-2	
	増加後の店舗面積が[届出面積+1,000㎡]以下のとき	要綱9	

※店舗面積の増加部分に新たなテナントが入居する場合、テナント変更については法6-1届出が必要です。

<店舗面積の合計の減少>

減少後の店舗面積が1,000㎡を超えているとき	要綱9	法附5
減少後の店舗面積が1,000㎡以下となる時	法6-5	法6-5

※テナント退去により店舗面積の合計が減少する場合、テナント変更については法6-1届出が必要です。

<駐車場・駐輪場の収容台数の変更>

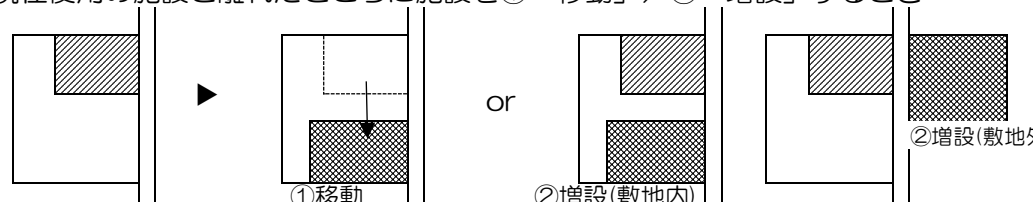
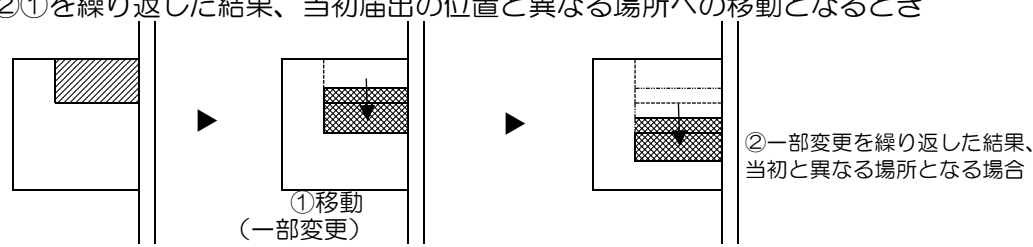
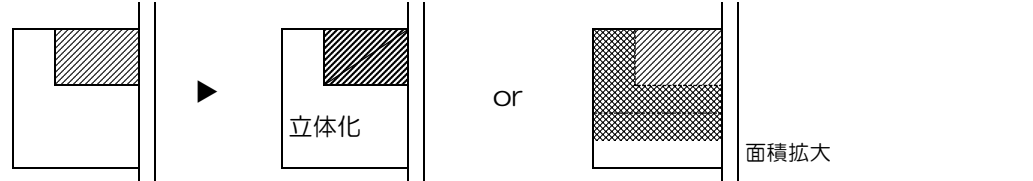
現在使用している駐車(輪)場を「拡張」することにより収容台数を増やすとき 平面駐車(輪)場→立体駐車(輪)場/届出の駐車(輪)場の敷地を広げて増設する 等	要綱9	法附5
現在使用している駐車(輪)場と離れたところに駐車(輪)場を「増設」するとき	法6-2	
収容台数を減らすとき		
収容台数はそのまま、当該駐車(輪)場を共用する飲食その他施設をオープンさせるとき(結果として小売店用の駐車(輪)台数が減少するとき)		
隔地駐車(輪)場を廃止するとき		
借り上げ駐車(輪)場の借り上げ契約を解除するとき/契約解除を通告されたとき		
駐車(輪)サービス券の契約を解除するとき/契約解除を通告されたとき		

<荷さばき施設・廃棄物等保管施設の面積(容積)の変更>

現在使用の施設の「拡張」により増設するとき	要綱9	法附5
現在使用の施設と離れたところに施設を「増設」するとき	法6-2	
現在使用の施設の面積(容量)を減少させるとき		

＜駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設の位置の変更＞

(1) (2)

<p>現在使用の施設と離れたところに施設を①「移動」/②「増設」するとき</p>  <p>①移動 or ②増設(敷地内) ②増設(敷地外)</p>	<p>法6-2 (位置の変更に該当)</p>	<p>法附5 (位置の変更に該当)</p>
<p>①現在使用の施設の位置を「すらす(届出の位置と重なる位置への移動)」とき ②①を繰り返した結果、当初届出の位置と異なる場所への移動となるとき</p>  <p>①移動 (一部変更) ②一部変更を繰り返した結果、当初と異なる場所となる場合</p>	<p>① — (位置変更に該当しない)</p> <p>② 法6-2 (位置の変更に該当)</p>	<p>① — (位置変更に該当しない)</p> <p>② 法附5 (位置の変更に該当)</p>
<p>現在使用の施設の立体化・面積拡大により「拡張」するとき</p>  <p>立体化 or 面積拡大</p>	<p>要綱9 (位置の変更に該当しない)</p>	<p>台数増加について 法附5</p>

＜開店時刻、閉店時刻の変更＞

開店時刻を繰り上げるとき	◆法6-2	◆法附5
開店時刻を繰り下げるとき	—	
閉店時刻を繰り上げるとき	—	
閉店時刻を繰り下げるとき	◆法6-2	

＜来客が駐車場を利用することのできる時間帯の変更＞

<p>駐車場の営業時間を変更するとき ※営業時間を変更せずに駐車場の営業時間を変更する場合でも、来店客の車両が出入庫可能な(駐車場ゲートシステム等による制限を受けない)時間帯が変更する場合は該当します。</p>	◆法6-2	◆法附5
---	-------	------

＜駐車場出入口の数・位置の変更＞

駐車場の出入口の数を増やすとき・減らすとき/出入口の位置を変更するとき	◆法6-2	◆法附5
-------------------------------------	-------	------

＜荷さばき可能時間帯の変更＞

荷さばき施設の稼働時間帯を変更するとき	◆法6-2	◆法附5
---------------------	-------	------

＜一時的な変更＞ ※店舗側の都合による「一時的な変更」は含まれません。

<p>事故、災害、地域行事、道路工事等に伴い一時的に変更を行うとき ※既存店の「一時的な変更」については、経済局窓口に御相談ください。</p>	要綱9	※法附5
---	-----	------

＜大型店の廃止＞

大規模小売店舗を廃止するとき	法6-5
----------------	------

1-6 各手続に伴う提出書類及び提出部数について

法5条1項（新設）、法6条2項（変更）、附則5条1項（既存店の最初の変更）に伴う必要書類及び提出部数は、次のとおりです。なお、市境店舗（次頁参照）に該当する場合は、店舗敷地境界から1 kmの範囲内において法運用を行う他の自治体数を加えた部数が必要となりますのでご注意ください。

	提出書類	法5条1項	法6条2項 附則5条1項
出店概要書	①出店概要書 ②図面（広域見取図、周辺見取図、建物配置図、案内経路図）	2部	1部 ※1、2
事前説明書	①事前説明書 ②交通資料・騒音資料・図面	4部	3部 ※1、2
届出書	①届出書 ②届出書添付図面 ※3 ③法人登記簿（住民票）※4 ④添付書類※5 ⑤上記①②④の電子データ	①～④9部 ⑤1部	4部 ※1、2
<p>○注意事項</p> <p>※1 変更前と変更後の図面を添付します。</p> <p>※2 駐車場等車両の流れが変わる変更及び深夜時間帯（午後11時～午前6時）への変更の場合、県警本部交通規制課への送付分1部を加えた部数。</p> <p>※3 ④添付書類に同じ図面が添付されている場合は不要です。</p> <p>※4 届出者が個人の場合、原則として住民票の写し（コピー可）を添付します。届出者が法人の場合、届出書に法人登記簿を添付します。法人登記簿は届出書1部に謄本を添付します。</p> <p>※5 法及び施行規則に基づく「添付書類」の一部として、関係機関との協議を終えた「計画説明書」を添付することができます。</p>			

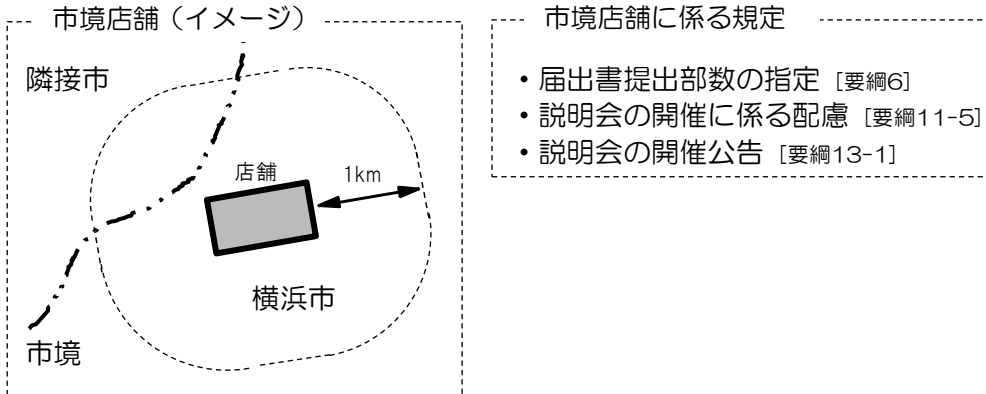
法6条1項（店舗名称、設置者、小売業者の変更）、法6条5項（廃止）、及び法11条3項（承継）の届出については、次のとおりです。なお、変更内容によっては郵送で受け付けますので、経済局窓口までご相談ください。

法6条1項	①届出書 ②法人登記簿（設置者の代表者変更の場合に添付、コピー可）	2部
法6条5項	①届出書	1部
法11条3項	①届出書 ②承継の事実を証する書類（コピー可） ③法人登記簿（承継者が法人の場合に添付、コピー可）	1部

1-7 市境店舗（市境付近の店舗）について

横浜市内の大型店のうち、「当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に横浜市以外の市域を含むもの」を「市境店舗」と定義しています。（下図参照）

市境店舗は、生活環境に与える影響が隣接市域にも及ぶおそれがあり、当該区域についても生活環境の保持のための配慮が必要であることから、当該区域及び当該区域を所管する大店立地法運用自治体に対する手続を規定している箇所があります。



※横浜市と隣接する市は次のとおりですので、下図掲載の区に所在する大型店の場合、店舗の敷地境界から市境までの距離に御注意ください。



第2章 届出事項等に関する留意点について

事前説明書の作成においては、指針で規定する「立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測」を行うために、店舗建物のほか周辺の道路、建物等も含めた詳細で正確な図面が必要です。また調査・予測手法の誤り等による書類作成や手続のやり直しを防ぐため、事前に経済局窓口及び関係窓口と技術的事項に関する調整を行ってください。各届出事項等に関する取扱いは次のとおりです。

<大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（2-1、2-2、2-3、2-4）>

2-1 駐車場の位置及び収容台数 →関係窓口：窓口一覧参照

1 駐車場の位置

原則、建物と同一敷地内に必要な駐車台数を確保するものとします。ただし、その周辺地域の生活環境保持の観点から駐車場の分散確保が好ましい場合は、この限りではありません。また、深夜時間帯（23時～6時）における駐車場の利用台数が相当数見込まれる場合は、騒音対策の観点から、設置者が自己の責任で管理できる大型店の敷地内等に確保するものとします。

2 駐車場の収容台数

(1) 必要駐車台数

市基準及び指針に基づき、必要駐車台数を算出し、多いほうの台数とします。なお、横浜駅周辺及びみなとみらい21地区等については、取扱いが異なる場合があります。

<横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）>

1 駐車場の必要台数及び位置

- (1) 横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を踏まえ、市内大規模小売店舗における年間の平均的な休祭日のピーク1時間の駐車需要をおおむね収容できる水準の参考値として、次に掲げる基準により必要な駐車台数の確保について配慮を求めるものとする。なお、本基準の適用にあたっては、個々の案件ごとに数値の妥当性について検討を行うものとする。
必要駐車台数基準（店舗面積 1,000㎡あたりの必要台数）

店舗面積		立地場所	商業地域・近隣商業地域	その他地域
20,000㎡以上			33台/千㎡	65台/千㎡
12,000㎡以上 20,000㎡未満	12,000㎡以下の部分		40台/千㎡	68台/千㎡
	12,000㎡を超える部分		22台/千㎡	60台/千㎡
6,000㎡以上12,000㎡未満			40台/千㎡	68台/千㎡
6,000㎡未満			32台/千㎡	58台/千㎡

(注)「商業地域・近隣商業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号。）に定める商業地域及び近隣商業地域を指し、「その他地域」とはそれ以外の地域をいう。

(注)必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。

- ・市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合
- ・パークアンドライド事業への参加、車両乗り入れ禁止地区へ出店する場合

- ・その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値とかい離があると認められる場合
- ・エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用するもの
- ・大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合
なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積 1,000 m²あたり 15 台となっている。

(2) 必要台数の1%以内は、電気自動車（EV）・プラグインハイブリット車（PHV）専用の充電設備を設けた自動車の駐車のために供する部分（駐車マス）を届出台数に含めることができる。

(3) エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールの適用を受けた場合は、大規模開発地区関連交通マニュアルに基づき必要台数を算定することができる。この場合算定に用いる係数等は、大規模開発地区関連交通マニュアル、指針等によることとする。

(2) 複合施設での必要駐車台数

「小売店舗来客用の駐車場」と併設の「非物販施設利用者の駐車場」が共用となる場合は、原則として次の考え方によります。

ア 非物販施設面積の合計が小売店舗面積の2割以下の場合

小売店舗来客と非物販施設の利用者は概ね一致すると考えられるため、非物販施設については原則として小売店舗の必要駐車台数に含まれると考えます。

イ 非物販施設面積の合計が小売店舗面積の2割を超える場合。

非物販施設について、その業態に応じて以下のような複数の方法で必要駐車台数を算出し、小売店舗の必要駐車台数とは別に確保する必要があります。

- ・指針に基づく、併設施設の割合に応じた算出

併設施設の割合	指針値との比例式 (X：併設施設の割合(%))	(例) 指針に基づく、物販施設の駐車台数=100台 併設施設の割合=30% 100台×1.1 (=0.010×30+0.80) =110台 ※10台 (110台-100台) が非物販施設用の 必要駐車台数となる。
20～50%	0.010X+0.80	
50～80%	0.008X+0.90	
80%～	0.002X+1.38	

- ・横浜市駐車場条例にもとづく「附置義務台数」からの算出

- ・類似店舗の実績に基づく算出

(3) 特別な事情の家具店等の取扱い

家具店等特別の事情により収容台数が「指針」「市基準」の必要駐車台数を下回る場合、既存類似店（複数店舗）の実績のほか、複数の方法を組み合わせて当該大型店における必要駐車台数の検証を行うようにしてください。

3 駐車場の構造・形式

(1) 駐車場法、及び横浜市駐車場条例の基準に則したものとしてください。

(2) 駐車場形式は処理能力の高い自走式を基本としてください。また、入出庫車両の動線分離、場内経路の複数設定（各階にランダムにアクセスできるような車路、構造）、車路管制システムの採用など、スムーズな場内誘導が行えるよう配慮した構造、運営としてください。

- (3) やむを得ず機械式とする場合は、入出庫に計算上の機械の処理能力を大幅に超える処理時間を要することから、場内において十分な待機スペースの確保や入出庫の分離及び複数配置を計画するなど、ピーク時の処理能力について類似施設の実績等により自走式と同程度の処理能力となるようにしてください。
- (4) 駐車券の受け渡しなど駐車場入庫処理による路上渋滞の発生を防止するため、実態に即した十分な入庫待ちスペースを確保してください。
- (5) 特に立体自走式駐車場において混雑が想定される場合は、利用率が低い上層階（地下式の場合は下層階）への優先的な誘導を行いスムーズな運用を図ってください。
- (6) 駐車場へは左折入出庫を原則とし、極力右折入出庫とならないようにしてください。

4 一般利用可能な時間貸駐車場を届出する場合について

(1) 一般利用可能な時間貸駐車場を届出する場合、以下の条件を満たし、その他立地する周辺の交通環境の悪化が生じないと認められる場合、届出対象とします。

ア 民間の時間貸駐車場など、当該大型店が設置する駐車場以外の駐車場は、当該駐車場と大型店との間で利用契約（大型店用の駐車場マス指定又はサービス券契約など）が締結されており、当該大型店の来店車両の誘導が担保されていること。

イ 当該大型店の来店車両の利用実績台数を把握できること。

ウ 当該駐車場との利用契約において、その台数が契約書等に明記されていない場合（料金サービス券等による契約の場合）は、届出台数が当該駐車場の空き台数（時間帯別の年間利用実績において最も少ない台数）の範囲内であること。

(2) 届出台数の考え方は、次のとおりです。

ア 当該駐車場との利用契約において、その台数が契約書等に明記されている場合（駐車場内に当該大型店用としての駐車場マスが指定されている場合）は、届出書の「収容台数」には契約書明記の台数を記載し、参考として総収容台数を添え書きします。

イ 当該駐車場との利用契約において、その台数が契約書等に明記されていない場合（料金サービス券等による契約の場合）は、届出台数は「大型店の利用者が常に利用できる台数（年間を通じた空き台数）」が上限となり、参考として総収容台数を添え書きします

届出台数 ≤ 「総収容台数」 - 「当該大型店以外の一般利用車両が利用する台数（実績＊）」

＊当該駐車場における、一般利用車両の通年利用実績等から算定します。

ウ 利用契約台数の一部を店舗従業員等が利用する場合は、「小売店舗来客用の台数」には含めません。

5 公共駐車場（市営駐車場）の取扱いについて

公共駐車場（市営駐車場）は、その性格上、法に基づく届出対象外とします。

6 都市計画駐車場の取扱いについて

(1) 都市計画駐車場は、その性格上、法に基づく届出対象外としますが、次のいずれかの場合に限り、大型店の届出対象とします。

ア 都市計画駐車場の設置者に関係する大型店が当該駐車場を届出駐車場とする場合。

イ 港北ニュータウン第1及び第2駐車場整備地区内にある都市計画駐車場を届出駐車場とする場合。ただし駐車場の性格上、届出台数は「一般利用を阻害しない範囲の台数」が上限となりますので、予め駐車場管理者の承認を得ていること。

(2) 届出台数の考え方は、上記4（2）を準用します。

7 駐車場の収容台数を減少する場合の取扱いについて

駐車場収容台数を減少する場合は、原則として1年間分の駐車場利用実績にもとづき、その余剰台数を確認したうえで、当該余剰台数を上回らない範囲での減少台数とすることとします。

1 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の収容対象は、自転車及び原動機付自転車です。駐輪場の位置は、原則として当該大型店の敷地内に設けるとともに、必要駐輪場台数については、市基準及び条例（※）に基づき算出し、多いほうの台数とします。従業員の通勤用の駐輪場台数は、「小売店舗来客用の台数」には含めません。

※横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成31年4月1日以降に新築又は増築の建築確認申請を行う施設等が附置義務の対象です。）

<横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（市基準）>

(1) 駐輪場の必要台数

次の算定基準により必要な駐輪場の台数以上の確保について配慮を求めるものとする。なお、店舗面積が5,000㎡を超える店舗については、店舗面積が5,000㎡以下の部分については5,000㎡以下の部分の算定基準を、店舗面積が5,000㎡を超える部分については5,000㎡を超える部分の算定基準をそれぞれ使用して算出した台数を合算するものとする。

店舗の業態	算定基準	算定基準
総合店、食料品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 20㎡あたり1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積 40㎡あたり1台
衣料品専門店、 住・生活関連品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 75㎡あたり1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積150㎡あたり1台

(注) 上記業態の分類については以下の定義による。

総合店：以下の食料品専門店、衣料品専門店及び住・生活関連品専門店に該当しない店舗

食料品専門店：店舗全体の売上高に占める食料品関連の売上高が70%を超えるなど主として食料品を取り扱う店舗

衣料品専門店：店舗全体の売上高に占める衣料品関連の売上高が70%を超えるなど主として衣料品を取り扱う店舗

住・生活関連品専門店：店舗全体の売上高に占める上記食料品・衣料品以外の取扱い品目の売上高が70%を超えるなど主として住・生活関連品を取り扱う店舗

(注) 必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。

(2) その他の事項

ア 駐輪場は、原則としてその必要台数を当該大規模小売店舗の敷地内に設置するよう求めるものとする。

イ 構造は、原則として平面式とする。やむを得ずラック式とする場合は、容易に入出庫できるよう1台あたりのスペースを十分確保するよう求めるものとする。

ウ 自転車の動線は自動車及び歩行者の動線と交錯を避け、安全に配慮するよう求めるものとする。

エ 通行帯を設ける場合は、幅員を十分確保するよう求めるものとする。

オ 駐輪場の出入口を明示する案内看板を見やすい場所に設置するよう求めるものとする。

なお、「小売店舗来客用の駐輪場」と「併設の非物販施設利用者の駐輪場」が共用となる場合は、原則として次の考え方によります。

◆ 併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合や、併設施設の面積が小売店舗を上回る場合又は併設施設が小売店舗以上の集客力を有する場合などは、当該併設施設の必要台数を横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例に基づき算出し、小売店舗の必要駐輪台数の外数として確保してください（条例に基づく附置義務の対象となる施設に限ります。）。

◆ 上記以外の併設施設

小売店舗の必要駐輪台数の内数とすることが可能です。ただし、併設施設を含めた施設全体に対する条例に基づく附置義務台数が、小売店舗の必要駐輪台数を上回る場合は、その差分を小売店舗の必要駐輪台数の外数として確保してください。

2 自動二輪車駐車場

横浜市駐車場条例に基づく附置義務台数の設置はもとより、既存の大型店であっても、当該店舗において見込まれる自動二輪車の駐車需要を満たす駐車台数を確保するよう努めてください。ただし、自動二輪車駐車場の収容台数は、届出台数に含みません。

2-3 荷さばき施設の位置及び面積

1 位置

荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に待機している場所を含みます。）は、搬出入車両が公道上で転回しないように、また公道で駐車待ちをしないよう十分なスペースを確保してください。

2 面積など

一定の要件を満たす建築物については、横浜市駐車場条例に基づき、荷さばき車両の駐車台数の規定がありますので、面積はその駐車台数以上を確保してください。また、周辺への騒音の影響を軽減するために構造は屋内としてください。

2-4 廃棄物等保管施設の位置及び容量 →関係窓口：窓口一覧参照

1 容量の確保

店舗面積に含まない部分や併設施設についても、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき、適切な容量を確保してください。関係窓口で配布している手引き「大規模小売店舗立地法における事前説明書の廃棄物に係わる事項等の表について」を参照のうえ、容量の確保を行ってください。

2 圧縮装置設置の場合

廃棄物等保管施設に「廃棄物圧縮装置」を設置する場合は、届出書の「廃棄物等保管施設の容量」には圧縮装置の風袋容量を記載し、圧縮能力を添え書きします。

（記載例） 圧縮装置の風袋容量 5m^3 、圧縮能力 25m^3 の場合
容量： 5m^3 * 圧縮能力： 25m^3

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

横浜市の実態において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」等の関係法令及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」等の横浜市の関係条例に基づく環境対策を踏まえ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進に関する例を掲げ、配慮を求めています。

＜大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（2-5、2-6、2-7）＞

2-5 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻

原則として、大規模小売店舗の小売業者ごとにそれぞれ「開店時刻」と「閉店時刻」を記載することとしますが、当該大型店全体として小売業者の営業時間を決め、管理しているような場合には、その統一的な時間を記載することもできます。

2-6 来客が駐車場を利用することができる時間帯

原則として、小売店舗の営業時間の前後 30 分を含めた時間を駐車場利用可能時間帯とします。なお、併設施設と駐車場を共用する場合であっても、物販部分に係る来客のための利用時間帯とします。

2-7 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

周辺道路の混雑状況を考慮しながら、搬出入車両が一定時間に集中することがないように計画的に行ってください。また、周辺に住宅や学校等が立地する場合は、深夜・早朝及び通学時間帯の搬出入は極力避け、騒音や歩行者の安全性の確保にも配慮を行ってください。

＜法に基づく添付書類に関する事項（2-8、2-9、2-10、2-11）＞

2-8 来退店経路の設定及び開店後の交通量予測 →関係窓口：窓口一覧参照

1 来退店経路の設定

「住宅地の生活道路」や「沿道に療養施設、社会福祉施設等が立地されている道路」、「学校の通学路」等静穏が要求されるような道路や狭隘な道路を極力回避し、最寄りの幹線道路からの経路設定を行ってください。また、現在の交通状況をよく把握し、交通渋滞の増大にならないよう、交通管理者及び道路管理者等と十分な協議を行ってください。

2 開店後の交通量予測

来退店経路のピーク時の方向別車両台数を算出し、現況交通量に加算することにより、交差点需要率や車線別混雑度等も含めた、開店後の交通量予測を行ってください。また、駐車場への経路が右折を伴うように設定されている場合には、来客車両による右折待ち渋滞が発生しないよう、右折レーンの滞留長についても検証を行ってください。

2-9 騒音予測 →関係窓口：窓口一覧参照

「等価騒音」及び「夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」について、騒音予測を行ってください。来客者駐車場の騒音については、関係窓口で配布している「駐車場施設における騒音予測等について」の手引き、冷暖房設備の室外機等については、「室外機及び荷さばき作業等における騒音予測等について」の手引き、騒音の種類や予測地点や予測結果及び評価については、「留意事項」を参照してください。

2-10 防災対策への協力、街並みづくりへの配慮等

1 防災対策への協力

横浜市の要綱において、横浜市の防災対策推進のため、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」の締結を求めるとともに、災害時における地域への貢献策についても具体的な配慮を求めています。詳しくは、第8章をご覧ください。

2 街並みづくりへの配慮

→関係窓口：窓口一覧参照

出店（予定）地において地区計画、建築協定、横浜市地域まちづくり条例に基づく地域まちづくりルール等がある場合には建築計画をその内容に合致させること、横浜市のまちづくりに係る指導・協議の対象地区とされている場合についてもその内容が十分反映されることなど、街並みづくり等について具体的な配慮を求めています。

3 屋外広告物

→関係窓口：窓口一覧参照

屋外広告物を表示（設置）する場合には、横浜市屋外広告物条例に基づき、設置の30日前までに申請が必要です（小規模な自家用屋外広告物等を除く）。

4 光害対策

→関係窓口：窓口一覧参照

屋外照明等の計画にあたっては、「光害対策ガイドライン（環境庁）最新版」を活用し、より良好な照明環境の実現に努めてください。

2-11 その他（届出事項以外で、店舗の計画・運営上配慮が必要な事項）

1 複合施設での騒音について

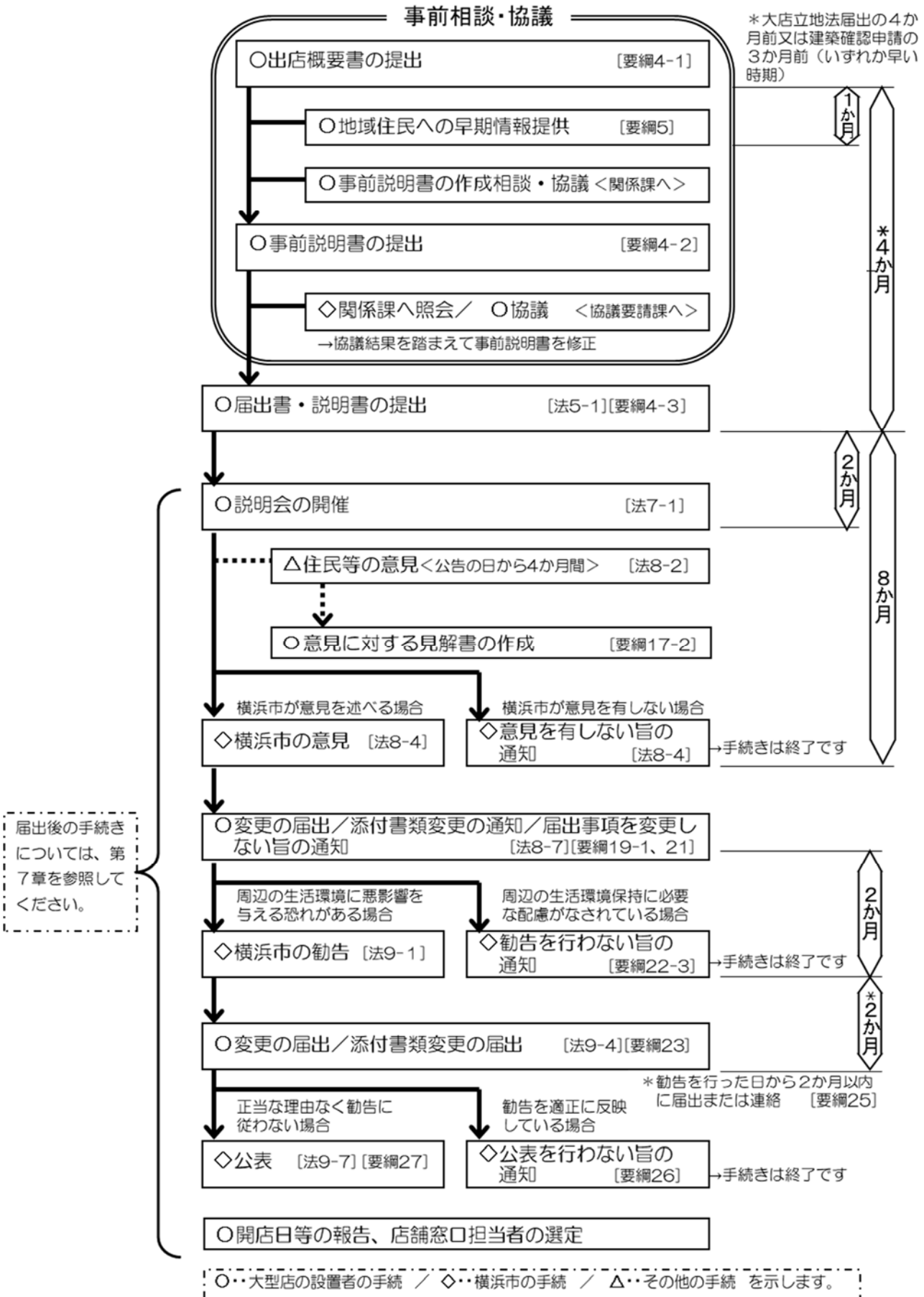
大規模小売店舗と集合住宅等との複合施設の場合は、上記「2-9 騒音予測」のほか、集合住宅等においても「等価騒音」及び「夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値」について予測評価を行い必要な対策を講じてください。

2 店舗の設備機器について

店舗内の放送や照明の調整によって快適な買い物環境を創出するため、建物施工時に店舗内の放送や照明を調整できる制御システムを導入するよう努めてください。

また将来EV車両の充電設備を設置できるよう、スペースの確保や電気配線の計画を行ってください。

第3章 法第5条第1項の手続を行うとき



3-1 事前の手続きについて

届出書の提出前に、出店概要書と事前説明書の提出、関係機関との事前相談及び協議をお願いしています。出店概要書の提出から届出書の提出までの期間は、おおむね3~5か月程度（過去の事例より）かかりますので、余裕のあるスケジュールで手続きを進めてください。大型店側の都合による、通常の手続・処理の範囲を超えた手続の短縮要望は、お受けしていません。

※事前に相談・協議を行った場合においても、法に基づく住民等の意見を受け、横浜市が意見を述べる場合があります。

1 出店概要書の作成

[要綱4-1]

あらかじめ関係窓口において、関係法令や技術的事項などについて確認し、その後の手続をスムーズに進めるため、次のいずれか早い時期までに、出店概要書の提出をお願いします。

- (1) 大規模小売店舗立地法の届出の4か月前
- (2) 建築確認申請の3か月前

2 早期の情報提供

[要綱5]

出店概要書を提出した日から1か月以内に、店舗出店予定地周辺の地域住民等を対象に、出店概要書の内容を周知してください。実施方法については、経済局窓口及び出店等を予定する区の区政推進課等の助言を得て、地元関係者（自治会・まちづくり団体・学校等）と調整の上、決定してください。

※開発行為となる新設店舗については、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく住民説明の際に、「来客車両の入退店経路」及び「周辺道路の交通に及ぼす影響」についても説明するよう努めてください。また来客車両の入退店経路の設定及び交通量予測等については、事前に経済局商業振興課にご相談ください。

3 事前説明書の作成

[要綱4-2]

大型店の出店予定地とその周辺の状況を把握・認識し、法に基づく届出事項・添付資料、及び指針・市基準に基づく配慮事項等を検討することにより、周辺的生活環境と調和した出店を図るため、事前説明書の作成をお願いします。作成にあたっては交通量調査や騒音予測等が必要となる場合がありますので、あらかじめ関係窓口で調査・予測の必要・不必要及び技術的事項などについて相談してください。これは、指針・市基準に基づく配慮事項について、関係窓口において所管する関連法令・条例等との整合性を図り、手続途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続が必要となる場合があります。）を可能な限り避けるためのものです。

4 地域貢献に関する検討・「地域貢献計画書（案）」の提出

事前説明書提出時に、地域貢献計画書（案）の提出をお願いします。詳しくは、第8章をご覧ください。

3-2 新設の届出について

1 届出書・添付書類（説明書）

[法5-1][法5-2][施行規則3][要綱4-3]

- 届出書 様式[施行規則様式第1]に従って作成します。
- 添付書類 法等に基づく「添付書類」の代わりに協議を終えた「説明書」を用いることができます。
- 設置の制限 届出書提出後、8か月間は大型店を開店（設置）することができません。[法5-4]

＜届出書の様式・作成上の注意点＞ *事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。

様式第1(第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

(届出先)
横浜市長

令和〇年〇月〇日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○

住所
〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 〇〇スーパー△△店
所在地 横浜市〇〇区△△町〇〇番地〇
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社 ○○
代表取締役 ○○○○
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇 (ほか(別添「小売業者一覧」記載のとおり))
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和〇〇年〇〇月〇〇日 →開店日(届出後8か月以降の日)を記載します。
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
〇,〇〇〇㎡ →届出書添付の図面に、店舗面積部分を枠取りします。
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
位置: 別添建物配置図(駐車場1)、駐車場詳細図(駐車場2)のとおり
→届出書添付の図面に、駐車場部分を枠取りします。
収容台数: 合計250台
<内訳>

位置	収容台数(台)
1 駐車場1(建物配置図)	150
2 駐車場2(駐車場詳細図)	100
合計	250
 - 駐輪場の位置及び収容台数
位置: 別添建物配置図のとおり(駐輪場1、駐輪場2)
→届出書添付の図面に、駐輪場部分を枠取りします。
収容台数: 合計80台
<内訳>

位置	収容台数(台)
1 駐輪場1(建物配置図)	40
2 駐輪場2(建物配置図)	40
合計	80

◇届出者（設置者）

- 店舗部分の所有者全員について記載します。
- 代表者（法人の場合）は「代表権」のある人の役職名及び氏名を記載します。登記簿で確認してください。
- 住所は登記簿や住民票記載の所在地を、そのまま記載します（番地をハイフン表記で記載しないでください）。

◇店舗の名称・所在地

<名称>

- わかりやすい名称としてください。
- 名称に「(仮称)」をつける場合、正式名称決定時に「名称変更の届出」が必要となります。

<所在地>

- 番地をハイフン表記で記載しないでください。
- 届出時点で建物未完成の場合は、「地番」を記載します。なお、建物完成後、住居番号付番等の時点で「所在地変更の届出」が必要となります。

◇小売業者の氏名・住所

- 小売業者全員について記載します（小売業を行わない者は記載しないでください）。
- 名称は「屋号」ではなく、「商号」を記載します。
- 代表者（法人の場合）は「代表権」のある人を記載します。登記簿で確認してください。
- 住所は、登記簿、住民票記載の所在地を、そのまま記載します（番地をハイフン表記で記載しないでください）。
- 小売業者が多数のとき、「小売業者一覧表」として別紙にまとめることができます。このとき、一覧表の中の1つの小売業者を届出書に記載します。

◇駐車場の位置及び収容台数

- すべての駐車場について記載します。

<位置>

- 小売店舗用の駐車場位置が確定している場合は、当該部分を枠取りします。
- 併設施設や従業員の駐車場を設けると、駐車マスを共用する（小売店舗用の駐車場の位置が確定していない）場合は、駐車場全体を枠取りします。

<収容台数>

- 複数の場合は、合計台数を記載した上で内訳も記載します。

◇駐輪場の位置及び収容台数

- 駐車場と同じです。

次ページへつづきます。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積
 位置：別添建物配置図のとおり
 ⇒届出書添付の図面に、施設部分を枠取りします。
 面積：合計 250㎡
 <内訳>

	位置	面積(㎡)
1	荷さばき施設1(建物配置図)	100
2	荷さばき施設2(建物配置図)	150
	合計	250

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 位置：別添1階平面図のとおり
 ⇒届出書添付の図面に、施設部分を枠取りします。
 容量：合計50㎡
 <内訳>

	位置	容量(㎡)
1	資源物保管庫(1階平面図)	20(面積20㎡・高さ1m)
2	廃棄物保管庫(1階平面図)	50(圧縮機容量)
	合計	70

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前10時〇〇分
 閉店時刻 午後10時〇〇分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	利用可能時間帯
1 駐車場1	24時間
2 駐車場2	午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	数	位置
入口	4か所	別添建物配置図(入口1、2)駐車場詳細図(入口3、4)
出口	4か所	別添建物配置図(出口1、2)駐車場詳細図(出口3、4)

⇒届出書添付の図面に、出入口の位置を明記します。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

施設名	利用可能時間帯
1 荷さばき施設1	午前7時00分から午後8時00分まで
2 荷さばき施設2	午前7時00分から午後10時00分まで

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の項は記載しないこと。

◇荷さばき施設の位置及び面積
 ・すべての荷さばき施設について記載します。
 <位置>
 ・併設施設と共用の場合は、施設全体を枠取りします。
 ・併設施設専用で設ける場合は、小売店舗用と併設施設用で区別がつくように枠取りします(小売店舗用が届出対象となります。)
 <面積>
 ・複数の場合は、合計面積を記載した上で内訳も記載します。

◇廃棄物等保管施設の位置及び容量
 ・すべての保管施設について記載します。
 <位置>
 ・併設施設と共用の場合は、施設全体を枠取りします。
 ・併設施設専用で設ける場合は、小売店舗用と併設施設用で区別がつくように枠取りします(小売店舗用が届出対象となります。)
 <容量>
 ・複数の場合は、容量合計を記載した上で内訳も記載します。
 ・単位は「立方メートル」です。
 ・圧縮機を用いる場合は、「風袋容量」を記載します。
 ・保管容器を用いない場合(保管室等)は、容量に「面積・積み上げ高さ」を併記します。

◇開店時刻・閉店時刻
 ・「午前〇時」「午後〇時」の形式で記載します。
 ・小売業者ごとに時間が異なるときは、「小売業者毎に開店時刻・閉店時刻を記載した一覧表を添付します。
 ・建物内の階層毎に時間が異なるときは、対象フロア毎に明記します。(例：本館1階など)

◇来客が駐車場を利用することができる時間帯
 ・すべての駐車場について、利用可能時間を記載します。
 ・利用可能時間の設定については、第2章を御参照ください。

◇駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 ・「駐車場の位置及び収容台数」にて記載したすべての駐車場について、自動車の出入口を「入口」と「出口」に分けて記載します(出入口が1か所の場合は「入口1か所、出口1か所」となります。)

◇荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 ・すべての荷さばき施設(付帯施設専用のものを除く。)について、荷さばき施設の稼働時間(シャッター、門扉等の開放時間帯など)を記載します。

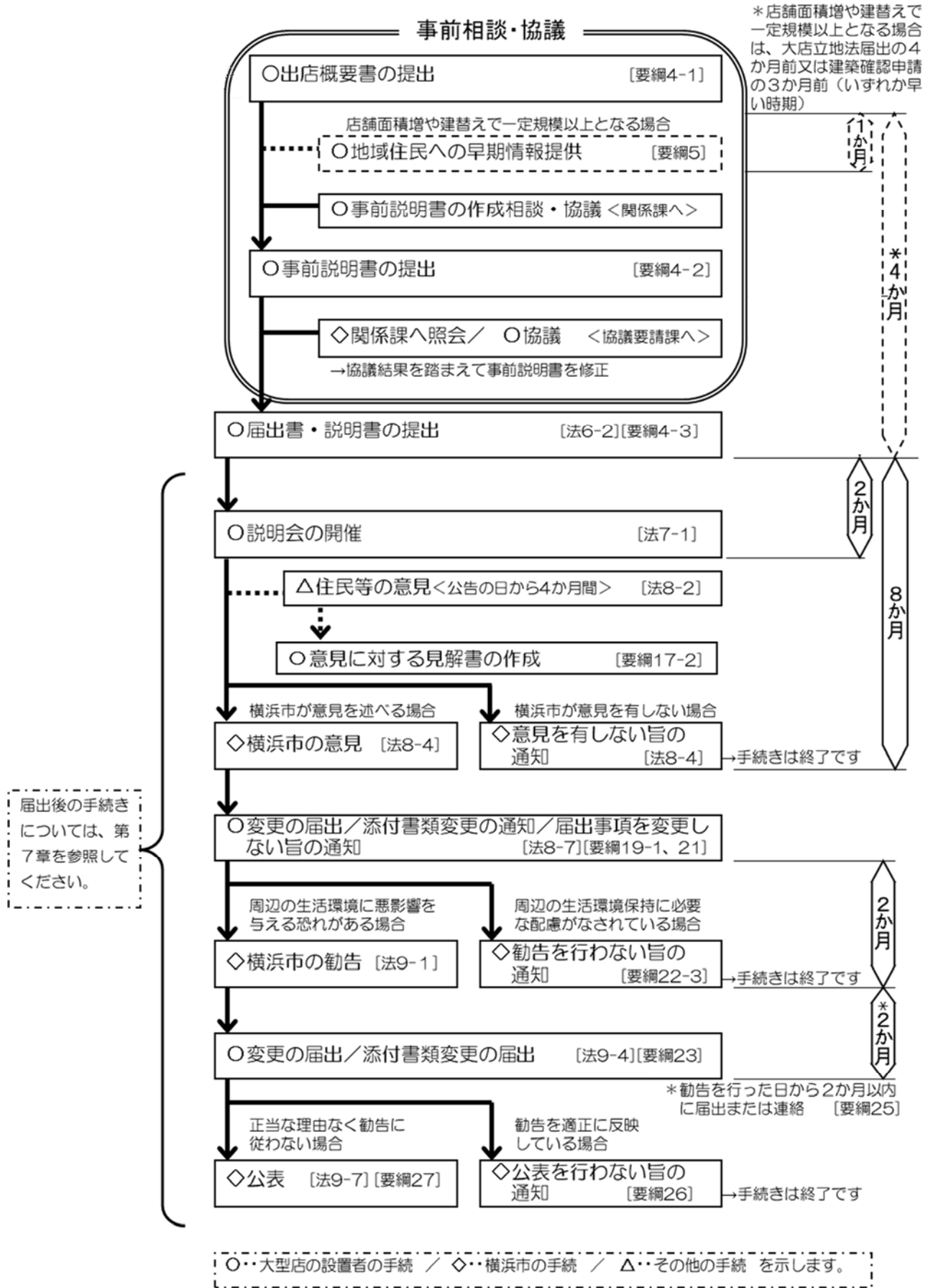
■小売業者一覧表(作成例)

<別紙>小売業者一覧表

	氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
1	株式会社〇〇	代表取締役 〇〇〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇
2	有限会社△△△	取締役 △△△△	△△県△△市△△町△△番地△
3	□□□□	—	□□県□□郡□□町□□番地□
	小売業者計 〇者		

・表内で同一小売業者が重複して記載しないように注意し、最後に「小売業者数」を記載します。
 ・営業時間が小売業者ごとに異なる場合、開店時刻及び閉店時刻も併記します。

第4章 法第6条第2項の手続を行うとき



4-1 届出が必要となる変更について

1 届出が必要となる変更について

[法6-2][施行規則3]

法第5条（大型店の新設）又は法附則第5条（既存店の変更）の届出を既に行った大型店が、次の変更を行おうとするときは、あらかじめ法第6条第2項の規定による変更届出が必要となります。そして、届出後8か月間は当該変更を行うことができません。ただし、大型店の施設の運営方法に係る変更や、法第6条第4項ただし書きの「軽微な変更」の確認を受けた変更は、8か月間の変更制限の対象外となります。

変更の内容	8か月制限
①大規模小売店舗の新設をする日 大型店の新設届出に係る手続中に、新設する日を繰り上げようとする場合	あり
②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」を超える面積に増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」を超える面積に増床する場合	
③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を、届出の位置とは離れた位置に移設・増設・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合（他施設と共用にする場合・駐車場契約の解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合	
④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし

2 届出を要さない変更について

[法6-2][施行規則7][要綱9]

届出事項の変更であっても、次の変更については変更届出の必要はありません。ただし、変更を行う前に報告の提出をお願いする変更もございます。提出方法等は、第6章をご覧ください。

変更の内容	報告
①大規模小売店舗の新設をする日 新設する日を繰り下げる・「意見を有しない旨の通知」を受けた後に、新設する日を繰り上げる場合	なし
②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積を減少させる場合（減少後の店舗面積が1,000㎡を超えている場合） 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」以内の面積で増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」以内の面積で増床する場合	あり
③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等の保管施設の位置を従前届出の位置と重なる範囲内で施設を移設又は拡張しようとする場合 駐車場・駐輪場の収容台数を増やす場合（物販店舗以外の用途との共用を解消する場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を増やす場合	
④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り下げようとする場合／閉店時刻を繰り上げようとする場合	なし
⑤その他 災害・工事等の、大型店の責によらない事由により「一時的に」変更を行おうとする場合	あり

4-2 事前の手續について

1 出店概要書の作成

[要綱4-1]

あらかじめ関係窓口において、関係法令や技術的事項などについて確認し、その後の手續をスムーズに進めるため、次のいずれか早い時期までに、出店概要書の提出をお願いします。

- (1) 大規模小売店舗立地法の届出の4か月前
- (2) 建築確認申請の3か月前

2 早期の情報提供

[要綱5]

次に該当する変更（法第6条2項の届出）を行う場合は、早期情報提供の対象となります。出店概要書を提出した日から1か月以内に、店舗出店予定地周辺の地域住民等を対象に、出店概要書の内容を周知してください。実施方法については、経済局窓口及び出店等を予定する区の区政推進課等の助言を得て、地元関係者（自治会・まちづくり団体・学校等）と調整の上、決定してください。

- (1) 店舗面積の増加又は建替えの場合で、変更後の店舗面積が6千㎡以上
又は変更前の2倍以上となる変更の届出
- (2) 市長が特に必要と認める届出

3 事前説明書の作成

[要綱4-2]

当該大型店とその周辺の状況を把握・認識し周辺の生活環境と調和した営業計画の変更を図るため、法に基づく届出事項・添付資料、及び指針・市基準に基づく配慮事項等が記載された事前説明書の作成をお願いします。作成にあたっては交通量調査や騒音予測等が必要となる場合がありますので、あらかじめ関係窓口で調査・予測の必要・不必要及び技術的事項などについて相談してください。これは、指針・市基準に基づく配慮事項について、関係窓口において所管する関連法令・条例等との整合性を図り、手續途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手續が必要となる場合があります。）を可能な限り避けるためのものです。

[法6-4][施行規則8][要綱10]

4 「軽微な変更」「説明会を掲示により行う場合」について

[法7][施行規則11-2][要綱12]

「軽微な変更」「説明会を掲示により行う場合」を適用して変更手續を進める場合、「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの事実確認を行う必要があります。事前に経済局窓口にご相談ください。

5 地域貢献に関する検討・「地域貢献計画書（案）」の提出

事前説明書提出時に、地域貢献計画書（案）の提出をお願いします。詳しくは、第8章をご覧ください。

4-3 変更の届出について

1 届出書・添付書類（説明書）

[法6-2][法6-3][施行規則6][要綱4-3]

○届出書 様式[施行規則様式第3]に従って作成します。

○添付書類 法等に基づく「添付書類」の一部として協議を終えた「説明書」を用いることができます。

＜届出書の様式・作成上の注意点＞ *事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和〇年〇月〇日

(届出先)
横浜市

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社 ○〇〇〇
代表取締役 □□□□
住所 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ○〇ストア 横浜△△店
所在地 横浜市〇〇区△△二丁目〇番〇号

◇届出者（設置者）

- ・店舗部分の所有者全員について記載します。
- ・代表者（法人の場合）は「代表権」のある人の役職名及び氏名を記載します。登記簿で確認してください。
- ・住所は登記簿や住民票記載の所在地を、そのまま記載します（番地をハイフン表記で記載しないでください）。

- ・所在地は、番地等をハイフン表記で記載しないでください。

ここから先は変更内容により記載方法が異なります。

複数項目にわたり変更となる場合は、各項目を組み合わせて記載します。

大型店を新設する日の変更（大型店の新設に係る手続中）の場合

2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の新設をする日の変更
(変更前) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(変更後) 令和〇〇年△△月△△日

3 変更する年月日
令和〇〇年△△月△△日

4 変更する理由
店舗新設計画の見直しに伴う開店日の繰り上げのため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

◇新設をする日の変更

- ・変更後の日付は、この届出を行う日から8か月以上経過した日となります。

- ・変更後の「新設をする日」と同日を記載します。

店舗面積の合計の変更の場合

2 変更しようとする事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) ○,〇〇〇㎡
(変更後) □,□□□㎡
(店舗面積の増加部分については、別添図面のとおり)

3 変更する年月日
令和〇〇年△△月△△日

4 変更する理由
サービス業店舗部分を物販店舗に転用するため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

＜店舗面積の合計＞

- ・変更前と変更後の店舗面積（小数点以下は四捨五入）を記載します。
- ・店舗面積部分を枠取りした図面を添付し、店舗面積の増加部分を明記します。

- ・増加部分の開業予定日を記載します。届出を行う日から8か月経過後の日付となります。

**駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設の位置・収容台数（面積、容量）の変更
 駐車場出入口の数・位置の変更の場合**

2 変更しようとする事項
 駐輪場の位置及び収容台数の変更
 (変更前) 位置：別添建物配置図のとおり(駐輪場1、駐輪場2)
 収容台数：合計80台

＜内訳＞		
	位置	収容台数(台)
1	駐輪場1 別添建物配置図	40
2	駐輪場2 別添建物配置図	40
合計		80

(変更後) 位置：別添建物配置図のとおり(駐輪場1、駐輪場2、駐輪場3)
 収容台数：合計130台

＜内訳＞		
	位置	収容台数(台)
1	駐輪場1 別添建物配置図	40
2	駐輪場2 別添建物配置図	40
3	駐輪場3 別添建物配置図	50
合計		130

3 変更する年月日
 令和〇〇年△△月△△日

4 変更する理由
 自転車による来店客の利便性を向上させるため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の項は記載しないこと。

＜位置＞
 ・施設の位置を示す図面（施設の範囲を枠取りします）を添付し、増設部分を明記します。
 ＜収容台数・面積・容量・出入口数＞
 ・すべての施設について記載します。複数の場合は、合計台数（面積、容量、出入口数）及び内訳も記載します。
 ・施設の位置を示す図面（対象施設の範囲を枠取りします）を添付し、変更部分を明記します。

・変更の年月日は、届出を行う日から8か月経過後の日付となります。ただし次の場合は、届出日以降の日付となります。

①「駐車場の自動車出入口の数・位置」の変更の場合
 ②位置の変更で法第6条第4項ただし書きの「軽微な変更」として横浜市が確認した変更の場合

△注意

※「施設の位置」のみ、または「収容台数・面積・容量・出入口数」のみの変更であっても、届出書の「変更しようとする事項」には「施設の位置」「収容台数・面積・容量・出入口数」の両方を記載します。

※賃借による敷地に施設を整備している場合（契約駐車場など）、敷地所有者の都合による変更（契約解除、相続税の物納による明け渡しなど）の場合でも、法の上では8か月間の制限がかかります。（敷地所有者への周知をお願いします。）

開店時刻・閉店時刻・駐車場利用可能時間帯・荷さばき施設利用可能時間帯の変更の場合

2 変更しようとする事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更
 (変更前) 開店時刻：午前10時00分
 閉店時刻：午後9時(ただし、年60日は午後10時)
 (変更後) 開店時刻：午前10時30分
 閉店時刻：午後10時30分

3 変更する年月日
 令和〇〇年△△月△△日

4 変更する理由
 営業計画の変更のため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の項は記載しないこと。

＜開店時刻・閉店時刻＞
小売業者ごとに時間が異なるとき
 ・変更する小売業者について記載します。なお、変更後のすべての小売業者の開店時刻・閉店時刻について、「小売業者一覧表」にまとめて、添付します。
 ＜来客が駐車場を利用することができる時間帯＞
 ・変更する駐車場について記載します。
 ・利用可能時間の設定については、第2章を御参照ください。
 ＜荷さばき施設を利用することができる時間帯＞
 ・変更する荷さばき施設について記載します。

・変更の年月日は届出日以降の日付となります。

△注意

※「開店時刻」のみ、または「閉店時刻」のみの変更の場合であっても、変更しようとする事項には「開店時刻」「閉店時刻」の両方を記載します。

4-4 「軽微な変更」について

大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと横浜市が確認した変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

1 「軽微な変更」とは [法6-4]

通常、次の変更は、変更届出書の提出後 8 か月間は変更をすることができません。（法第 6 条第 4 項）

- ・大型店の新設をする日
- ・大型店内の店舗面積の合計
- ・大型店の施設の配置に関する事項

しかし、変更内容が「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比べて変化しない（変更前と比べて改善される）」と横浜市が確認した場合には、この「8 か月間の変更の制限」が適用除外になる（届出後すぐの変更も可能です。）とともに、届出後の手続が一部軽減されます。

届出	「通常の変更」の手続	「軽微な変更」の手続
8か月間の変更制限 ^[法6-4]	あり	なし
説明会の開催 9-1	開催	不要
住民等の意見 9-3	あり	あり
↓		
横浜市の意見／意見を有しない旨の通知 9-4	あり	なし
「横浜市の意見」以降の手続	あり	なし

△注意

* 「施設の運営方法に関する事項」（開店・閉店時刻等）の変更の場合、「通常の変更」であっても8か月間の変更制限はありません。

2 「軽微な変更」の対象となる変更は [施行規則8]

法第6条第2項の変更のすべてが「軽微な変更」となるわけではありません。

「軽微な変更」の対象となるのは、次の変更に限られています。

店舗に附属する施設（＝駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設）の「位置の変更」であって、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと横浜市が確認したもの

3 「軽微な変更」として手続を行うには [要綱10]

「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認を行う必要があります。

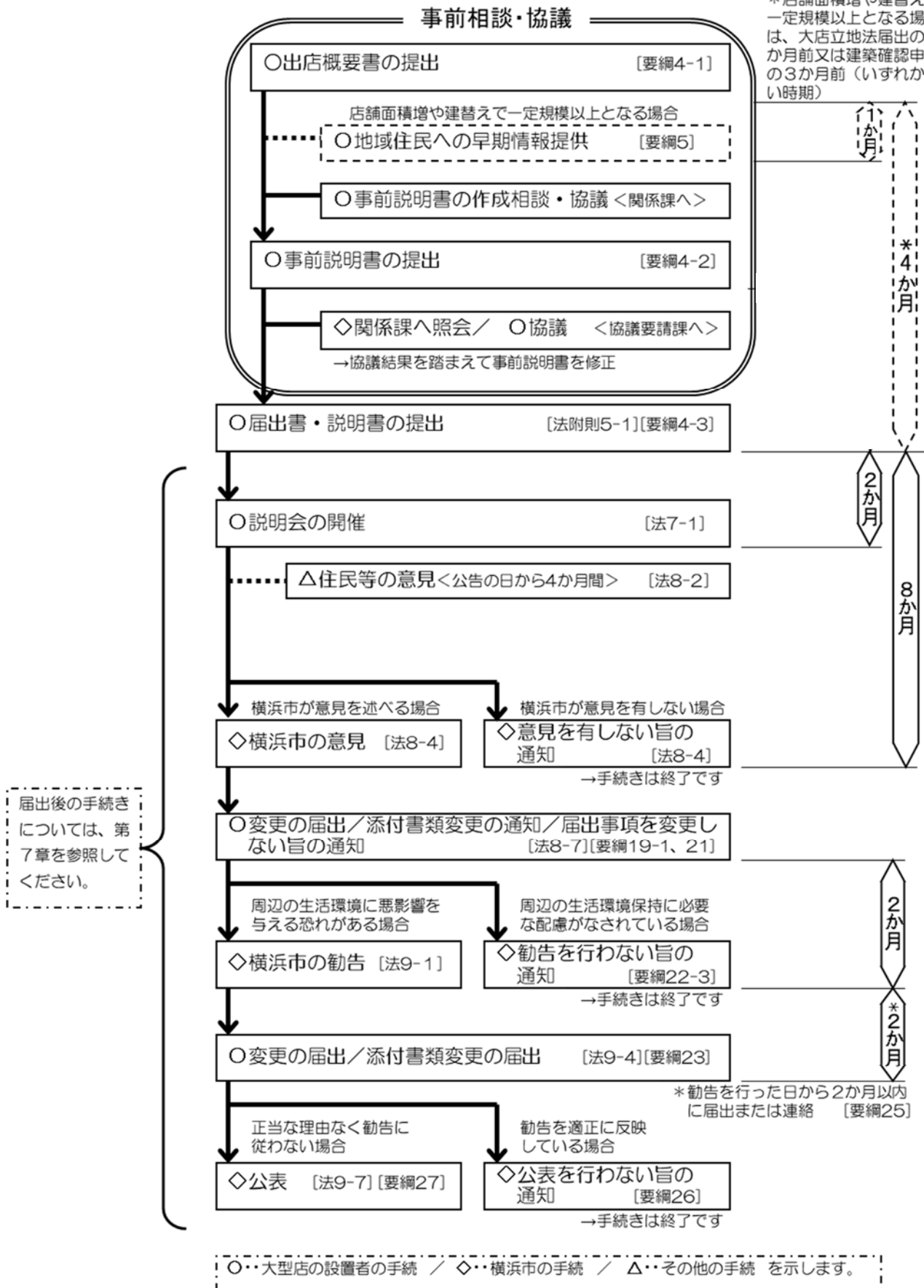
必要に応じて、実事確認のための資料等の提出をお願いします。

実事確認の結果、「軽微な変更」として手続を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○年○月 ○日	「軽微な変更」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認。	協議中・終了

第5章 法附則第5条第1項の手続を行うとき

*店舗面積増や建替えて一定規模以上となる場合は、大店立地法届出の4か月前又は建築確認申請の3か月前（いずれか早い時期）



5-1 大店法に基づいて開店している大型店について

1 届出が必要となる変更について

[法附則5-1][法附則5-3]

法施行前の既存店が、法施行後、初めて変更を行おうとするときは、あらかじめ法附則第5条第1項（法附則第5条第3項の規定により準用する場合も含みます。）の規定による変更届出が必要となります。そして、届出後8か月間は当該変更を行うことができません。ただし、大型店の施設の運営方法に係る変更や、法第6条第4項ただし書きの「軽微な変更」の承認を受けた変更は、8か月間の変更制限の対象外となります。「対象となる店舗」、「届出が必要となる変更」、及び「8か月制限の有無」は、次のとおりです。

法附則第5条第1項の届出の対象となる店舗
「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）」に基づく届出により
・法施行時（平成12年6月1日）、既に開店している大型店
・平成13年1月末までに開店した大型店
・平成13年1月末までに増床などの変更を行った大型店
・法施行時（平成12年6月1日）、既に開店している店舗面積1,000㎡超の生協・農協店舗

届出が必要となる変更の内容と8か月制限の有無

変更の内容	8か月制限
①大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積の合計を増やす場合、店舗面積の合計を減らす場合	あり
②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置を離れた位置に移設・増設 ・廃止をする場合（駐車場契約の締結・解除する場合を含む） 駐車場・駐輪場の収容台数を減らす場合、増やす場合 （他施設と共用にする場合・駐車場契約の締結・解除をする場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を減らす場合、増やす場合	
③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り上げる場合／閉店時刻を繰り下げる場合 開店時刻を繰り下げる場合／閉店時刻を繰り上げる場合 来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する場合（店舗営業時間を変更しない場合を含む） 駐車場の自動車の出入口の数・位置について、出入口を増やす・減らす・離れたところに移設する場合 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合	なし

2 届出を要さない変更について

[法附則5-1][要綱9]

届出事項の変更であっても、次の変更については変更届出の必要はありません。

- (1) 大規模小売店舗の名称、所在地（住居表示実施等によるもの）
- (2) 大規模小売店舗の設置者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）
- (3) 小売業者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）

のみの変更

3 法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更届出後の扱いについて

法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更の手続・変更を行った後は、「大規模小売店舗立地法に基づいて開店した店舗」と同様の扱いとなるため、届出事項の変更を行おうとするときには、法第6条第1項又は第2項の規定による手続を行うこととなります。

5-2 事前の手續について

1 出店概要書の作成

[要綱4-1]

あらかじめ関係窓口において、関係法令や技術的事項などについて確認し、その後の手續をスムーズに進めるため、次のいずれか早い時期までに、出店概要書の提出をお願いします。

- (1) 大規模小売店舗立地法の届出の4か月前
- (2) 建築確認申請の3か月前

2 早期の情報提供

[要綱5]

次に該当する変更（法第6条2項の届出）を行う場合は、早期情報提供の対象となります。出店概要書を提出した日から1か月以内に、店舗出店予定地周辺の地域住民等を対象に、出店概要書の内容を周知してください。実施方法については、経済局窓口及び出店等を予定する区の区政推進課等の助言を得て、地元関係者（自治会・まちづくり団体・学校等）と調整の上、決定してください。

- (1) 店舗面積の増加又は建替えの場合で、変更後の店舗面積が6千㎡以上又は変更前の2倍以上となる変更の届出
- (2) 市長が特に必要と認める届出

3 事前説明書の作成

[要綱4-2]

当該大型店とその周辺の状況を把握・認識し、法に基づく届出事項・添付資料、及び指針・市基準に基づく配慮事項等を検討することにより、周辺の生活環境と調和した営業計画の変更を図るため、事前説明書の作成をお願いします。作成にあたっては交通量調査や騒音予測等が必要となる場合がありますので、あらかじめ関係窓口で調査・予測の必要・不必要及び技術的事項などについて相談してください。これは、指針・市基準に基づく配慮事項について、関係窓口において所管する関連法令・条例等との整合性を図り、手続途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続が必要となる場合があります。）を可能な限り避けるためのものです。法附則第5条の規定に基づく変更届出では、「変更しようとする項目」のほかに「変更しない」次の事項についても届出を行うこととされています。[法附則5-1][法附則5-3]

このため、「事前説明書」「説明書」は、変更しない各届出事項の根拠資料及びその後の変更の基礎資料となることから、全ての記載項目について作成してください。

- 大規模小売店舗の名称/所在地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名（名称）/住所/代表者の氏名（法人の場合）
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名（名称）/住所/代表者の氏名（法人の場合）
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置/収容台数
 - 駐輪場の位置/収容台数
 - 荷さばき施設の位置/面積
 - 廃棄物等の保管施設の位置/容量
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻/閉店時刻
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 駐車場の自動車の出入口の数/位置
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4 「軽微な変更」「説明会を掲示により行う場合」について

「軽微な変更」「説明会を掲示により行う場合」を適用して変更手続を進める場合、「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの事実確認を行う必要があります。事前に経済局窓口にご相談ください。

5 地域貢献に関する検討・「地域貢献計画書（案）」の提出

事前説明書提出時に、地域貢献計画書（案）の提出をお願いします。詳しくは、第8章をご覧ください。

5-3 変更の届出について

1 届出書・添付書類

○届出書 様式[施行規則様式第8]に従って作成します。

○添付書類 法等に基づく「添付書類」の一部として協議を終えた「説明書」を用いることができます。必要に応じて、届出時における内容に修正してください。

<届出書の様式・作成上の注意点> *事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめします。

様式第8(第20条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

令和〇年〇月〇日

(届出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○

住所
○○市○○町○○丁目○○番○号

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ○○ストア 横浜△△店
所在地 横浜市○○区△△二丁目○番○号

◇届出書（設置者）

- ・店舗部分の所有者全員について記載します。

<代表者>

- ・代表者（法人の場合）は「代表権」のある人の役職名及び氏名を記載します。
- ・*登記簿で確認してください。

<住所>

- ・登記簿、住民票記載の所在地を、そのまま記載します（番地をハイフン表記で記載しないでください。）。

◇店舗の名称・所在地

<所在地>

- ・番地等をハイフン表記で記載しないでください。

- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日

「2 変更しようとする事項」「3 変更する年月日」は、変更内容により記載方法が異なります。複数項目にわたり変更となる場合は、各項目を組み合わせて記載します。

4の各事項のうち、変更するもの
(「2 変更しようとする事項」に記載したもの)については、項目名の下に「上記2のとおり」と記載します。

- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇 ほか(別添「小売業者一覧」記載のとおり)

◇小売業者・住所
 ・小売業者全員について記載します(ただし、小売業を行わない者は記載しないでください)。
 ・名称は、「屋号」ではなく、「商号」を記載します。
 ・代表者(法人の場合は「代表権」のある人の役職名及び氏名を記載します。
 *登記簿で確認してください。
 ・住所は、登記簿、住民票記載の所在地を、そのまま記載します(番地をハイフン表記で記載しないでください)。
 ・小売業者が多数のとき「小売業者一覧表」として別紙にまとめることができます。このとき、一覧表で最初に記載されている小売業者を届出書に記載します。

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
〇,〇〇〇㎡ →届出書添付の図面に、店舗面積部分を枠取りします。

◇駐車場の位置及び収容台数
 ・すべての駐車場について記載します。複数の場合は、合計台数を記載した上で内訳も記載します。
 <位置>
 ・併設施設と共用(小売店舗用の駐車場の位置が確定していない)の場合は、駐車場全体を枠取りします。

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ① 駐車場の位置及び収容台数
位置:別添建物配置図(駐車場1)、駐車場詳細図(駐車場2)のとおり
→届出書添付の図面に、駐車場部分を枠取りします。

収容台数:合計250台
<内訳>

位置	収容台数(台)
1 駐車場1(建物配置図)	150
2 駐車場2(駐車場詳細図)	100
合計	250

◇駐輪場の位置及び収容台数
 ・すべての駐輪場について記載します。複数の場合は、合計台数を記載した上で内訳も記載します。
 <位置>
 ・併設施設と共用(小売店舗用の駐車場の位置が確定していない)の場合は、駐輪場全体を枠取りします。

- ② 駐輪場の位置及び収容台数
位置:別添建物配置図のとおり(駐輪場1、駐輪場2)
→届出書添付の図面に、駐輪場部分を枠取りします。

収容台数:合計80台
<内訳>

位置	収容台数(台)
1 駐輪場1(建物配置図)	40
2 駐輪場2(建物配置図)	40
合計	80

◇荷さばき施設の位置及び面積
 ・すべての荷さばき施設について記載します。複数の場合は、合計面積を記載した上で内訳も記載します。
 <位置>
 ・併設施設と共用の場合は、施設全体を枠取りします。併設施設専用の(小売店舗が利用しない)施設を設ける場合は、小売店舗用と併設施設用の施設の区別がつくように枠取りします(小売店舗用が届出対象となります)。

- ③ 荷さばき施設の位置及び面積
位置:別添建物配置図のとおり
→届出書添付の図面に、施設部分を枠取りします。

面積:合計250㎡
<内訳>

位置	面積(㎡)
1 荷さばき施設1(建物配置図)	100
2 荷さばき施設2(建物配置図)	150
合計	250

◇廃棄物等保管施設の位置及び容量
 ・すべての保管施設について記載します。複数の場合は、容量合計を記載した上で内訳も記載します。
 ・単位は「立方メートル」です。
 ・圧縮機を用いる場合は、「風袋容量」を記載します。
 ・保管容器を用いない場合(保管室等)は、容量に「面積・積み上げ高さ」を併記します。
 <位置>
 ・併設施設と共用の場合は、施設全体を枠取りします。併設施設専用の(小売店舗が利用しない)施設を設ける場合は、小売店舗用と併設施設用の施設の区別がつくように枠取りします(小売店舗用が届出対象となります)。

- ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置:別添1階平面図のとおり
→届出書添付の図面に、施設部分を枠取りします。

容量:合計50m³
<内訳>

位置	容量(m³)
1 資源物保管庫(1階平面図)	20(面積20㎡・高さ1m)
2 廃棄物保管庫(1階平面図)	50(圧縮機容量)
合計	70

■小売業者一覧表(作成例)

<別紙>小売業者一覧表

氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
1 株式会社〇〇	代表取締役 〇〇〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇
2 有限会社△△△	取締役 △△△△	△△県△△市△△町△△番地△
3 □□□□	-	□□県□□郡□□町□□番地□
小売業者計	〇者	

・表内で同一小売業者が重複して記載しないように注意し、最後に「小売業者数」を記載します。
 ・営業時間が小売業者ごとに異なる場合、開店時刻及び閉店時刻も併記します。

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	午前10時
閉店時刻	午後10時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車場	利用可能時間帯
1	駐車場1	24時間
2	駐車場2	午前9時30分～午後10時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	数	位置
入口	4か所	別添建物配置図(入口1、2)駐車場詳細図(入口3、4)
出口	4か所	別添建物配置図(出口1、2)駐車場詳細図(出口3、4)

→ 届出書添付の図面に、出入口の位置を明記します。

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	施設名	利用可能時間帯
1	荷さばき施設1	午前7時00分～午後8時00分
2	荷さばき施設2	午前7時00分～午後10時00分

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

◇開店時刻・閉店時刻

- ・「午前〇時」「午後〇時」の形式で記載します。
- ・小売業者ごとに時間が異なるときは、「小売業者一覧表」に開店時刻・閉店時刻を記載します。このとき、一覧表で最初に記載した小売業者の開店時刻・閉店時刻を届出書に記載します。
- ・建物内の階層ごとに時間が異なるときは、対象フロアを明記します。(例：本館1階など)

◇来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ・すべての駐車場について、利用可能時間を記載します。
- ・利用可能時間の設定については、第2章を御参照ください。

◇駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・「駐車場の位置及び収容台数」にて記載したすべての駐車場について、自動車の出入口を「入口」と「出口」に分けて記載します(出入口が1か所の場合は「入口1か所、出口1か所」となります。)

◇荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・すべての荷さばき施設(付帯施設専用のものを除く。)について、荷さばき施設の稼働時間(シャッター、門扉等の開放時間帯など)を記載します。

■「変更しようとする事項」「変更する年月日」の記載方法

変更内容により記載方法が異なります。複数項目の変更となる場合は、各項目を組み合わせて記載します。

店舗面積の合計の変更の場合

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) ○.○.○.○㎡

(変更後) □.□.□.□㎡

(店舗面積の増加部分については、別添図面のとおり)

3 変更する年月日

令和〇〇年△△月△△日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において.....

◇店舗面積の合計

- ・変更前と変更後の店舗面積(小数点以下は四捨五入)を記載します。
- ・店舗面積部分を枠取りした図面を添付し、店舗面積の増加部分を明記します。

◇変更の年月日

- ・増加部分の開業予定日は、この届出を行う日から8か月経過後の日付となります。

駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設の位置・収容台数(面積、容量)の変更 駐車場出入口の数・位置の変更の場合

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数の変更

(変更前) 位置：別添建物配置図のとおり(駐輪場1、駐輪場2)

収容台数：合計80台

<内訳>

	位置	収容台数(台)	
1	駐輪場1	別添建物配置図	40
2	駐輪場2	別添建物配置図	40
合計		80	

(変更後) 位置：別添建物配置図のとおり(駐輪場1、駐輪場2、駐輪場3)

収容台数：合計130台

<内訳>

	位置	収容台数(台)	
1	駐輪場1	別添建物配置図	40
2	駐輪場2	別添建物配置図	40
3	駐輪場3	別添建物配置図	50
合計		130	

3 変更する年月日

令和〇〇年△△月△△日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において.....

◇位置

- ・施設の位置を示す図面(施設の範囲を枠取りします)を添付し、増設部分を明記します。

◇収容台数・面積・容量・出入口数

- ・すべての施設について記載します。複数の場合は、合計台数(面積、容量、出入口数)及び内訳も記載します。
- ・施設の位置を示す図面(対象施設の範囲を枠取りします)を添付し、変更部分を明記します。

◇変更の年月日

- ・施設の変更を行う日は、この届出を行う日から8か月経過後の日付となります。

*ただし、

- ・「駐車場の自動車出入口の数・位置」の変更の場合
- ・位置の変更で法第6条第4項ただし書きの「軽微な変更」として横浜市が承認した変更の場合は、届出日以降の日付となります。

△注意

※「施設の位置」のみ、または「収容台数・面積・容量・出入口数」のみの変更であっても、届出書の「変更しようとする事項」には「施設の位置」「収容台数・面積・容量・出入口数」の両方を記載します。
※賃借による敷地に施設を整備している場合（契約駐車場など）、敷地所有者の都合による変更（契約解除、相続税の物納による明け渡しなど）の場合でも、法の上では8か月間の制限がかかります。
（敷地所有者への周知をお願いします。）

開店時刻・閉店時刻・駐車場利用可能時間帯・荷さばき施設利用可能時間帯の変更の場合

2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更
（変更前）開店時刻：午前10時00分
閉店時刻：午後9時（ただし、年60日は午後10時）
（変更後）開店時刻：午前10時30分
閉店時刻：午後10時30分

3 変更する年月日
令和〇〇年△△月△△日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
(1) 大規模小売店舗において……………

<開店時刻・閉店時刻>

小売業者ごとに時間が異なるとき

- 変更する小売業者について記載します。なお、変更後のすべての小売業者の開店時刻・閉店時刻について、「小売業者一覧表」にまとめ添付します。
- <来客が駐車場を利用することができる時間帯>
 - 変更する駐車場について記載します。
 - 利用可能時間の設定については、（第2章2-6）を御参照ください。
- <荷さばき施設を利用することができる時間帯>
 - 変更する荷さばき施設について記載します。

◇変更の年月日

- 時間変更を行う日は、この届出日以降の日付となります。

△注意

※「開店時刻」のみ、または「閉店時刻」のみの変更の場合であっても、変更しようとする事項には「開店時刻」「閉店時刻」の両方を記載します。

5-4 「軽微な変更」について

大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと横浜市が確認した変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

1 「軽微な変更」とは

[法6-4]

通常、次の変更は、変更届出書の提出後8か月間は変更をすることができません。(法第6条第4項)

- ・大型店の新設をする日
- ・大型店内の店舗面積の合計
- ・大型店の施設の配置に関する事項

しかし、変更内容が「周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比べて変化しない(変更前と比べて改善される)」と横浜市が確認した場合には、この「8か月間の変更の制限」が適用除外になる(届出後すぐの変更も可能です。)とともに、届出後の手続が一部軽減されます。

届出		「通常の変更」の手続		「軽微な変更」の手続	
8か月間の変更制限[法6-4]		あり		なし	
説明会の開催 9-1		開催		不要	
住民等の意見 9-3		あり		あり	
↓					
横浜市の意見/意見を有しない旨の通知 9-4		あり		なし	
「横浜市の意見」以降の手続		あり		なし	

△注意

*「施設の運営方法に関する事項」(開店・閉店時刻等)の変更の場合、「通常の変更」であっても8か月間の変更制限はありません。

2 「軽微な変更」の対象となる変更は

[施行規則8][施行規則附則]

法附則第5条の変更のすべてが「軽微な変更」となるわけではありません。

「軽微な変更」の対象となるのは、次の変更に限られています。

- ・一時的な変更(=災害・工事等の、大型店の責によらない事由により「一時的に」行う変更)
 - ・店舗に附属する施設(=駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設)の「位置の変更」
 - ・店舗面積の減少
- であって、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと横浜市が確認したもの

3 「軽微な変更」として手続を行うには

[要綱10]

「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認を行う必要があります。

必要に応じて、実事確認のための資料等の提出をお願いします。

実事確認の結果、「軽微な変更」として手続を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○年○月 ○日	「軽微な変更」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないことの実事確認。	協議中・終了

第6章 その他の手続を行うとき

「法第5条（新設）」「法6条2項（変更）」以外のその他の手続では、出店概要書・事前説明書・説明書を作成していただく必要はありません。事前に届出書案を作成し、形式要件の確認を受けることをおすすめしますので、経済局窓口まで御相談ください。

6-1 法第6条第1項の手続について （大規模小売店舗の名称、所在地、設置者や小売業者の氏名等の変更）

次に該当する場合、この手続の対象となります。

- ・大型店の名称、（住居表示等による）所在地の変更
- ・設置者/小売業者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）の変更

届出後、横浜市では横浜市報へ届出概要の公告を行い、その日から4か月間届出書を縦覧します。

○届出書 様式[施行規則様式第2]に従って作成します。

○提出時期 変更後遅滞なく

<届出書の様式・作成上の注意点>

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和〇年〇月〇日

(届出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○

住所
横浜市○○区△△丁目○番○号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ○〇ストア 横浜△△店
所在地 横浜市○○区△△二丁目○番○号

◇届出者（設置者）
設置者変更に係る変更届出の場合は、変更後の設置者を記載します。また店舗部分の所有者全員について記載します。
・代表者（法人の場合）は「代表権」のある人の役職名及び氏名を記載します。登記簿で確認してください。
・登記簿、住民票記載の所在地を、そのまま記載します（番地をハイフン表記で記載しないでください）。

◇店舗の名称・所在地
店舗名称・店舗所在地に係る変更届出の場合は、変更後の名称・所在地を記載します。
・所在地は、番地等をハイフン表記で記載しないでください。

ここから先は変更内容により記載方法が異なります。

<店舗所在地>と<小売業者>など、複数項目が変更となる場合は、各項目を組み合わせで記載します。

店舗名称・店舗所在地の変更の場合

2 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地の変更
(変更前) ○〇スーパー △△店
横浜市○○区△△町○番○地○
(変更後) ○〇ストア 横浜△△店
横浜市○○区△△町○番○地○

3 変更の年月日
令和〇年〇月〇日

4 変更する理由
店舗正式名称決定及び住居番号付番のため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

<所在地>
・番地等をハイフン表記で記載しないでください。

◇変更の年月日
変更事由の発生日を記載します。法第6条第1項届出は「事後届出」のため、届出日以前の日付としてください。

△注意

※「所在地の変更」とは形式的な番地変更等を指し、店舗移転に該当する場合は新設届出が必要です。

大型店設置者（名称・住所・代表者氏名）の変更の場合

2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前) 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
横浜市〇〇区△△丁目〇番〇号
(変更後) 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 □□□□
横浜市〇〇区△△丁目〇番〇号

3 変更の年月日
令和〇年〇月〇日

4 変更する理由
設置者代表者の変更のため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

- 変更に係る所有者について記載します。届出者部分と異なり、店舗部分の所有者全員について記載する必要はありません。
- 代表者（法人の場合）は「代表権」のある人の役職名及び氏名を記載します。登記簿で確認してください。
- 住所は、登記簿、住民票記載の所在地を、そのまま記載します（番地をハイフン表記で記載しないでください。）。

◇変更の年月日
変更事由の発生日を記載します。法第6条第1項届出は「事後届出」のため、届出日以前の日付としてください。

△注意

※ここでいう「大型店設置者の変更」とは商号の変更や結婚等による姓の変更などが該当します。大型店の建物の売買、譲渡、相続、会社合併等による設置者変更は承継の届出となります。

小売業者（名称・住所・代表者氏名）の変更の場合

2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

事由	名称	代表者氏名	住所
代表者変更	□□□株式会社	代表取締役□□□□	□□区□□一丁目□番□号

※ほか、別紙「小売業者一覧表(新旧対照表)」のとおり

(変更後)

事由	名称	代表者氏名	住所
代表者変更	□□□株式会社	代表取締役■ ■ ■ ■	□□区□□一丁目□番□号

※ほか、別紙「小売業者一覧表(新旧対照表)」のとおり

3 変更の年月日
平成□年□月□日 ※ほか、別紙「小売業者一覧表(新旧対照表)」のとおり

4 変更する理由
小売業者の代表者、商号及び住所の変更並びに出退店のため

- 変更に係る小売業者について記載します。
- 変更となる小売業者が多数の場合は、新旧対照表を別紙に添付してください。このとき、新旧対照表の中の1つの変更内容を届出書に記載します。
- 名称は、「屋号」ではなく「商号」を記載します。
- 代表者（法人の場合）は「代表権」のある人の役職名及び氏名を記載します。登記簿で確認してください。
- 住所は、登記簿、住民票記載の所在地を、そのまま記載します。（番地をハイフン表記で記載しないでください。）

◇変更の年月日
変更事由の発生日を記載します。法第6条第1項届出は「事後届出」のため、届出日以前の日付としてください。

■小売業者 新旧対照表（作成例）

小売業者一覧表（新旧対照表）						別紙	
変更前			変更後			変更内容	
名称	代表者氏名	住所	名称	代表者氏名	住所	事由	年月日
□□□株式会社	代表取締役 □□□□	□□区□□ 一丁目□番□号	□□□株式会社	代表取締役 ■ ■ ■ ■	□□区□□ 一丁目□番□号	代表者 変更	□□□
株式会社 ○○○	代表取締役 ○○○○	〇〇区〇〇 二丁目〇番〇号	株式会社 ●●●	代表取締役 ○○○○	●●区●● 五丁目〇番〇号	商号変更 住所変更	○○○ ●●●
—	—	—	有限会社 ◇◇◇	代表取締役 ◇◇◇	◇◇区◇◇ 四丁目◇番◇号	出店	◇◇◇
◆◆◆株式会社	代表取締役 ◆◆◆	◆◆区◆◆ 三丁目◆番◆号	—	—	—	退店	◆◆◆
□□□株式会社	代表取締役 □□□□	□□区□□ 一丁目□番□号	□□□株式会社	代表取締役 □□□□	□□区□□ 一丁目□番□号	変更なし	—
小売業者計〇者			小売業者計〇者				

△注意

※新規テナントが従前と異なる営業時間で営業を行う場合は、開店時刻・閉店時刻の変更届出が必要です。

- 変更前は、変更がない小売業を含めて、直近の届出内容と同じにしてください。変更後は、最新（現在）の小売業者を全て記載します。また、変更内容には変更事由・発生日を記載します。
- 表内に同一業者が重複しないように注意し、最後に「小売業者数」を記載します。

6-2 法第6条第5項の手續について（大規模小売店舗の廃止）

次に該当する場合、この手續の対象となります。 [法6-5][施行規則9]

- ・大型店を廃止（建物の取壊し/小売店舗以外への用途の転用等）
- ・店舗面積の合計を「1,000㎡以下」に減少して営業を継続

横浜市では、届出後、横浜市報へ届出概要の公告を行います。

○届出書 様式[施行規則様式第4]に従って作成します。

＜届出書の様式・作成上の注意点＞

様式第4(第9条関係)							
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">※受理年月日</td> <td style="width: 100px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※受理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※備考</td> <td></td> </tr> </table>	※受理年月日	年 月 日	※受理番号		※備考	
※受理年月日	年 月 日						
※受理番号							
※備考							
大規模小売店舗廃止届出書							
(届出先) 横浜市長	令和〇年〇月〇日						
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 住所 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号							
大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。							
記							
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ○〇ストア 横浜△△店 所在地 横浜市〇〇区△△二丁目〇番〇号	◇届出者（設置者） 店舗部分の所有者全員について記載します。 ・代表者（法人の場合）は「代表権」のある人を記載します。※登記簿で確認してください。 ・住所は登記簿、住民票記載の所在地を、記載します。番地をハイフン表記で記載しないでください。						
2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 〇,〇〇〇㎡（店舗面積部分については、別添図面のとおり）							
3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 〇〇〇㎡（店舗面積部分については、別添図面のとおり）							
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日 令和〇年〇月△日	◇店舗名称・所在地 番地等をハイフンで記載しないでください。 ◇店舗面積（廃止前後） 現在の届出面積と廃止後の店舗面積（小数点以下は四捨五入）を記載します。 ・現在及び廃止後の店舗面積部分を粹取りした図面を添付します。廃止後の店舗面積が0㎡（完全撤退）の場合、廃止後の図面を添付する必要はありません。						
5 変更する理由 店舗建物の一部建て替え(集合住宅建設)に伴うレイアウト変更のため	◇廃止年月日 廃止（店舗面積減少）日を記載します。届出日以降の日付となります。						
(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 ※印の項は記載しないこと。							

6-3 法第11条第3項の手續について（届出者の地位の承継）

次に該当する場合、この手續の対象となります。出店概要書・事前説明書・説明書を作成していただく必要はありません。事前に届出書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめしますので、経済局窓口まで御相談ください。[法11-3][施行規則19]

- 大型店建物の売買、譲渡
- 相続（設置者が自然人の場合）
- 会社合併、分割（設置者が法人の場合）

△注意

※商号の変更（設置者が法人の場合）、結婚等による姓の変更（設置者が自然人の場合）により届出者の名称が変更となる場合は、法第6条第1項の手續となります。

○届出書 様式[施行規則様式第7]に従って作成します。
 <届出書の様式・作成上の注意点>

様式第7(第19条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

(届出先) 横浜市長

令和〇年〇月〇日

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 株式会社 ◇◇◇◇
 代表取締役 ○○○○
 住所 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ○〇ストア 横浜△△店
 所在地 横浜市〇〇区△△二丁目〇番〇号
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
 平成〇年△月△日
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
 株式会社 ○○○○
 代表取締役 ○○○○
 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
 株式会社◇◇◇◇と株式会社○○○○の合併に伴い、存続会社である株式会社◇◇◇◇が届出の地位を承継したため
- 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積
 ○,○○〇㎡

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
 3 ※印の項は記載しないこと。

◇届出者（設置者）
 承継後の店舗部分の所有者全員について記載します。
 ・代表者（法人の場合）は「代表権」のある人を記載します。登記簿で確認してください。
 ・住所は登記簿、住民票記載の所在地を、そのまま記載します（番地をハイフン表記で記載しないでください。）。

◇店舗の名称・所在地
 所在地は、番地等をハイフン表記で記載しないでください。

◇承継（譲渡・相続・合併・分割）があった年月日
 承継の事実のあった日（合併日等）を記載します。法第11条第3項届出は「事後届出」のため、届出日以前の日付となります。

◇承継前の届出者
 承継前の店舗部分の所有者全員について記載します。記載上の注意点は上記「届出者」と同じです。

◇承継に係る店舗面積
 当該大型店の届出面積（小数点以下は四捨五入）を記載します。

6-4 「届出を要さない変更」の報告の手続について

届出事項の変更であっても、次の変更については変更届出の必要はありませんが、一部については、あらかじめ変更を行う旨の報告をお願いします。

1 法第5条・法附則第5条の届出を行った大型店の場合

変更の内容	報告
①大規模小売店舗の新設をする日 新設する日を繰り下げる・「意見を有しない旨の通知」を受けたのちに、新設する日を繰り上げる場合	なし
②大規模小売店舗内の店舗面積の合計 店舗面積を減少させる場合（減少後の店舗面積が1,000㎡を超えている場合） 届出面積が10,000㎡以下の店舗で、「届出面積×1.1倍」以内の面積で増床する場合 届出面積が10,000㎡を超える店舗で、「届出面積+1,000㎡」以内の面積で増床する場合	あり
③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等の保管施設の位置を従前届出の位置と重なる範囲内で施設を移設又は拡張しようとする場合 駐車場・駐輪場の収容台数を増やす場合（物販店舗以外の用途との共用を解消する場合等を含む） 荷さばき施設の面積や廃棄物等の保管施設の容量を増やす場合	あり
④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 開店時刻を繰り下げようとする場合／閉店時刻を繰り上げようとする場合	なし
⑤その他 災害・工事等の、大型店の責によらない事由により「一時的に」変更を行おうとする場合	あり

2 法附則第5条の届出を行っていない大型店（既存店）の場合

変更の内容	報告
①大規模小売店舗の名称・所在地 大型店の名称を変更した場合／大型店の所在地が変更（形式上の番地変更）した場合	なし
②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称、住所、代表者氏名 大型店の設置者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）が変更となった場合 大型店設置者が譲渡、相続、合併又は分割により変更となった場合	
③小売業者の氏名又は名称、住所、代表者氏名 小売業者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）が変更となった場合	
④大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等の保管施設の位置を、従前届出の位置と重なる範囲内で施設を移設又は拡張しようとする場合	

3 事前相談

出店概要書・事前説明書・説明書を作成していただく必要はありません。事前に変更報告書案を提出し、形式要件の確認を受けることをおすすめしますので、経済局窓口まで御相談ください。

＜変更報告書作成例＞

	変更報告書	令和〇〇年〇月〇日
(報告先) 横浜市長	氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号	
横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。		
1	大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 〇〇ストア 横浜△△店 所在地 横浜市〇〇区△△二丁目〇番〇号	
2	変更しようとする事項 駐輪場の収容台数の変更 (変更前) 80台 (変更後) 130台 (50台の増加) ※位置の変更はありません。	
3	変更する年月日 令和〇年〇月〇日	
4	変更の理由 自転車による来店客の利便性を向上させるため	

第7章 届出後の手続について

7-1 説明会の開催について

1 説明会の開催方法

[法7][施行規則11-1][要綱11]

大型店の設置者は、届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催しなければなりません。説明会は、次により開催してください。また、説明会の開催にあたり特に配慮が必要な事項について、横浜市が意見を述べる場合があります。

会場	当該店舗所在区内で、相当な人数を収容できる施設 (店舗内会議室、町内会館、地区センター、公会堂等)で開催してください。 ※市境店舗の場合、店舗周辺の他市域住民の参加の便も配慮してください。
開催回数	1 新設(法5条1項)の場合は2回 ただし、次の時間帯が深夜時間帯(23時から6時まで)に及ぶ新設の場合は3回。 ①「営業時間」 ②「駐車場を利用することができる時間帯」 ③「荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯」 2 変更(法6条2項・附則5条)の場合は1回 ただし、次の時間帯が深夜時間帯(23時から6時まで)に及ぶ新設の場合は2回。 ①「営業時間」 ②「駐車場を利用することができる時間帯」 ③「荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯」 3 3回実施する場合、「掲示による説明会」と同程度の措置を講じた場合は、2回とすることができます。
開催日時	1 少なくとも1回は「祝日を除く月曜日から金曜日の午後6時以降」、「土曜日」、「日曜日」、「祝日」のいずれかに開催してください。なお、開催日時は地域の意向を踏まえて決定してください。 2 2回以上開催するときは、同じ日に別の時間で2回以上開催することは避けてください。やむを得ず同じ日に開催するときは、説明会の開始時刻を4時間以上あけてください。
配布資料	「届出書・添付書類」の代わりに、指針に基づく配慮事項について詳細な説明が記載されている「説明書」を資料として用いることができます。

2 説明会開催の公告

[法7][施行規則11-1][要綱13]

大型店の設置者は、説明会を開催する日の1週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。なお、開催公告のほかに、近隣の住民・町内会・学校等に対して案内を配布するなど幅広い周知を行うようお願いします。

公告方法	①～③の方法で行うこととしますが、③については可能な限り行うこととします。 ①店舗敷地境界から1kmの範囲で購読される、市場占有率が上位の日刊新聞紙(3紙以上)への ・開催案内の掲載(大きさは2段3分の1以上) ・開催案内チラシの折り込み(大きさはB5以上) ・店舗の「売出しチラシ」への掲載(大きさは150cm ² 以上)※ ※ 変更(法6条2項・附則5条)の場合のみ ②店舗敷地(店舗入口付近)への開催案内の標識掲出(様式有、大きさはA3以上) ・新設の場合、出店予定敷地の公道に接している全ての面で、敷地内(道路から1m以内)に掲出します。 ・変更の場合、店舗の来店客用の入口全てについて、入口付近の人目に付く場所に掲出します。 ③店舗用(事業者用)ホームページ } のいずれか1つ
公告内容	・説明会開催日時、開催場所 ・当該大型店を設置する者 ・当該大型店内の店舗面積の合計 ・当該大型店の名称、所在地 ・小売業者の氏名又は名称、住所 ・説明会に関する問い合わせ先

3 「説明会開催計画書」の作成

[法7][施行規則11-1][要綱11-7]

説明会の開催にあたり、説明会の開催計画をまとめた「説明会開催計画書」の提出をお願いします。

○提出部数 1部(掲載原稿、周知範囲を示す図面、標識原稿、標識掲出位置を示す図面を添付します。)

○提出期限 説明会の開催公告前まで

○市境店舗の場合 説明会開催計画書を店舗敷地境界から1kmの範囲内において法を運用する隣接自治体あてにも提出するようお願いします。

＜説明会開催計画書／標識の様式・作成上の注意点＞ *計画書案・標識案は、事前に確認を受けることもできます。

様式第4(第11条第7項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催計画書
令和〇年〇月〇日

(提出先)
横浜市

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○
住所 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第11条第7項の規定により、次のとおり提出します

項目	内容
大規模小売店舗の名称	〇〇スーパー △△店
大規模小売店舗の所在地	横浜市〇〇区△△町〇〇番地〇
説明会開催にあたっての現在までの協議状況	〇月〇日 △△町内会長と開催場所を協議 〇月〇日 説明会公告について経済局と協議
説明会の開催予定回数	2 回開催予定
説明会の第13条第1項第1号公告方法	〇月〇日付〇〇△△◇◇新聞(掲載・折込・紙置)
第13条第1項第2号公告方法	(標識設置場所)店舗予定地4か所に設置(別添図面参照)
法定公告以外の周知	地元町内会に案内の回覧を依頼
予定している議事の内容(進行、配付資料等)	(掲示を実施する場合の掲示書類) ①設置者挨拶 ②小売業者挨拶 ③届出事項・配慮事項の説明 ④質疑応答
第1回説明会	開催日時 〇年〇月〇日(〇)△時△分から△時△分予定 開催場所 △△町内会館(〇〇区△△町〇番地) 説明予定者 株式会社〇〇〇〇 開発部〇〇ほか(別紙のとおり)
第2回説明会	開催日時 〇年〇月〇日(〇)◇時◇分から◇時◇分予定 開催場所 △△町内会館(〇〇区△△町〇番地) 説明予定者 株式会社〇〇〇〇 開発部〇〇ほか(別紙のとおり)
第3回説明会	開催日時 年 月 日() 時 分から 時 分予定 開催場所 (区)
その他特記事項	(掲示を実施する場合の掲示場所など)

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。
2 公告原稿、配布計画書及び配付資料案等、上記内容の補足資料を添付

・報告者は届出者と同じです。

・説明会の開催に関する事項(開催日時、開催場所、公告方法、配付資料など)についての協議内容を記載します。

・要綱に基づく開催回数(別途開催回数を指定した場合はその開催回数)を記載します。

◇説明会の公告方法
＜第13条第1項第1号＞
・1kmの範囲への「新聞掲載」「チラシ折込」「売出し広告への掲載」のいずれかを枠で囲み、掲載・折込日、掲載・折込新聞名を記載します。
＜第13条第1項第2号＞
・標識の設置箇所数を記載します。

・周辺への周知方法、内容を記載します。

・予定している式次第を記載し、当日の配付資料を添付します。配付資料には、「届出書の縦覧」及び「意見書の提出」について記載してください。

様式第8(第13条第1項第2号関係)

大型店の出店概要説明会のお知らせ

大規模小売店舗立地法の規定に基づく説明会を次のとおり行いますので、大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定に基づきお知らせします。

○説明会の開催日時・開催場所

	開催日(予定)	開催場所
第1回説明会	〇年〇月〇日(〇)△時△分から	△△町内会館(△△町〇番地)
第2回説明会	〇年〇月〇日(〇)◇時◇分から	△△町内会館(△△町〇番地)
第3回説明会	年 月 日() 時 分から	

○当該説明会に係る届出の概要

店舗の名称	〇〇スーパー △△店
所在地	横浜市〇〇区△△町〇〇番地〇
建物設置者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名) 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 ○○○○ 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号
主な小売業者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名) 株式会社〇〇 代表取締役 ○○○○ 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇 ほか
届出の内容	開店予定日:令和〇〇年〇〇月〇〇日 店舗面積:〇,〇〇〇㎡ 駐車台数:250台 営業時間:開店時刻午前10時、閉店時刻午後10時
届出年月日	令和〇年〇月〇日

○本説明会に関するお問い合わせ先
(連絡先) 株式会社〇〇〇〇 開発部 担当:〇〇
(電話)〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇番

△注意

- ・標識はA3以上の大きさとしします。
- ・標識の色は白色地、黒字としします。
- ・標識は、風雨等により容易に破損、倒壊しないように作成します。

・新設の場合、「店舗面積」以外の営業時間その他届出内容も記載してください。
・変更の場合、変更届出の内容と変更予定日を記載してください。

・説明会の開催についての問い合わせ窓口(会社名、部署名、担当者名、電話番号)を記載します。

説明会開催後、説明会の実施状況をまとめた「説明会実施状況報告書」の提出をお願いします。

○提出部数 1部（掲載した新聞の写し（チラシ）、周知範囲を示す図面（店舗の位置と1kmの範囲を記載）、折込広告配布証明、標識原稿（A4に縮小したもの）、標識掲出位置を示す図面、掲出状況を示す写真を添付します。）

○提出時期 説明会開催後すみやかに（おおむね1～2週間程度）御提出ください。

○市境店舗の場合 説明会実施状況報告書を店舗敷地境界から1kmの範囲内において法を運用する隣接自治体あてにも提出するようお願いします。

＜説明会実施状況報告書の様式・作成上の注意点＞ *報告書案は、事前に確認を受けることもできます。

様式第11(第15条第1項関係)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">※受理年月日</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※受理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※備考</td> <td></td> </tr> </table>	※受理年月日	年 月 日	※受理番号		※備考	
※受理年月日	年 月 日						
※受理番号							
※備考							

説明会実施状況報告書
令和〇年〇月〇日

(提出先) 横浜市

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○
住所 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第15条第1項の規定により、次のとおり提出します。

項目	内容	
大規模小売店舗の名称	〇〇スーパー △△店	
説明会の公告方法	第13条第1項第1号 〇月〇日付〇〇.△△.◇◇新聞(掲載・折込・別添) 第13条第1項第2号 (標識設置場所)店舗予定地4か所に設置(別添図面参照) 設置期間:〇月〇日～〇月〇日	
法定公告以外の周知	地元町内会に案内の回覧を依頼(別添参照)	
第1回説明会	開催日時	〇年〇月〇日(〇) △時△分から△時△分まで
	開催場所	△△町内会館 (〇〇区△△町〇番地)
	説明者	株式会社〇〇〇〇開発部〇〇他3名(別紙参照)
	出席者	10名
議事の概要	①設置者挨拶 ②小売業者挨拶 ③届出事項・配慮事項の説明 ④質疑応答	
陳述意見	①右折入庫について、何が対策を考えているのか。 ②来店経路について再度説明して欲しい。 ③建物外観はどのようなものか。	
陳述意見に対する応答	①入口に右折禁止の看板を設置するほか誘導員を配置する。またチラシに来店経路を掲載し案内する。 ②改めて地図を使い来店経路を説明。 ③現時点では外壁の色が決まっていないため、決定次第説明に伺うことで了解を得る。	
第2回説明会	開催日時	〇年〇月〇日(〇) ◇時◇分から◇時◇分まで
	開催場所	△△町内会館 (〇〇区△△町〇番地)
	説明者	株式会社〇〇〇〇開発部〇〇他3名(別紙参照)
	出席者	30名(別添出席者名簿のとおり)
議事の概要	①設置者挨拶 ②小売業者挨拶 ③届出事項・配慮事項の説明 ④質疑応答	
陳述意見	別紙議事録のとおり	
陳述意見に対する応答	別紙議事録のとおり	
第3回説明会	(同上)	
その他特記事項	(説明会開催途上で開催不能となった場合の周知方法など)	

- 報告者は届出者と同じです。
- ◇説明会の公告方法
＜第13条第1項第1号＞
• 「新聞掲載」「チラシ折込」「売出し広告への掲載」のいずれか実施したものを枠で囲み、掲載・折込日、掲載・折込新聞名を記載します。
＜第13条第1項第2号＞
• 標識の設置箇所数、掲出期間を記載します。
- 周辺への周知方法、内容を記載します。必要に応じて資料を添付します。
- 式次第を記載し、当日の配付資料を添付します。
- 説明会で参加者から出された意見を「陳述意見」欄記載し、意見に対する回答を「陳述意見に対する応答」欄に記載します。
• 意見が複数出された場合には、通し番号を付すなどして意見と応答が対応するようにします。
• 意見が多数出された場合には、議事録を添付することにより記載を省略することができます。
* 議事録の書式について特段の定めはありません。

5 「説明会を開催することができない場合」の手続

施行規則第13条第1項に規定する事由により公告した後に説明会を開催することができない場合は、すみやかに市と協議を行うものとします。必要に応じて、説明会開催不能の事由に該当する事実確認のための資料等の提出をお願いします。事実確認の結果、「説明会を開催することができない場合」として手続を行うときには、「説明会開催不能報告書」を提出してください。

7-2 「説明会を掲示により行う場合」について

1 「説明会を掲示により行う場合」とは

[施行規則11-2]

通常、法第6条第2項及び法附則第5条の変更届出の場合、届出を行った日から2か月以内に、法第7条の規定による「説明会」を開催しなければなりません。

しかし、変更内容が「周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない」と横浜市が確認した場合には、この説明会の開催を、店舗敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うことができます。

届出		「通常の変更」の手續	「掲示による説明会」の手續
8か月間の変更制限[法6-4]		あり	あり
説明会の開催 9-1		開催	掲示により実施
住民等の意見 9-3		あり	あり
↓			
横浜市の意見／意見を有しない旨の通知		あり	あり
「横浜市の意見」以降の手續		あり	あり

△注意

※「施設の運営方法に関する事項」（開店・閉店時刻等）の変更の場合、8か月間の変更制限はありません。

2 「説明会を掲示により行う場合」の手續

[要綱12]

「出店概要書の提出」から「事前説明書の提出」までの間に行う事前協議において、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないことの実事確認を行う必要があります。

必要に応じて、実事確認のための資料等の提出をお願いします。

実事確認の結果、「説明会を掲示により行う場合」として手續を行うときは、説明書等記載項目「本市関係局課との事前協議状況」に、次のとおり記載してください。

担当課	協議日	協議内容	進捗状況
経済局 商業振興課	○年○月○日	「説明会を掲示により行う場合」に関して、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないことの実事確認。	協議中・終了

3 掲示による説明会の方法について

[要綱12-2]

「説明会を掲示により行う場合」に該当する事実確認がされたときは、法第7条の説明会は、次の方法により掲示を行います。

方法	①・②の両方を行います。 ①当該大型店内に「変更届出書・説明書」を設置し、閲覧できるようにします（サービスカウンター等に設置します）。 ②当該大型店の来店客用の入口・①の閲覧箇所の見やすい場所への標識掲出（様式があります。大きさはA3以上です。）
掲示期間	変更届出書を提出した日から4か月間実施します。

△注意

※上記の方法により掲示を実施した場合、この掲示をもって法第7条第2項の規定による「説明会の開催の公告」とみなします。

※掲示は、変更届出書の提出日から開始しますので、届出前に掲示の準備を済ませてください。

<標識の様式・作成上の注意点> *事前に標識案を提出し、確認を受けることもできます。

様式第7(第12条第4項関係)

〇〇ストア横浜△△店の 閉店時刻ほか の変更について
〇年〇月〇日

〇年 〇月 〇日に、大規模小売店舗立地法に基づく「変更の届出」を、次のとおり行いましたので、届出等の要旨をお知らせします。
なお、届出等の詳細につきましては、〇年 〇月 〇日までの間、1階サービスカウンターに関係書類を備え付けておりますので、閲覧を希望される方はお申し出ください。

(建物設置者) 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
(小売業者) 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇 ほか〇者

店舗の名称	〇〇ストア 横浜△△店
所在地	横浜市〇〇区△△二丁目〇番〇号
変更届出の内容	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更 (変更前)開店時刻:午前10時 閉店時刻:午後9時(ただし、年60日は午後10時) (変更後)開店時刻:午前10時 閉店時刻:午後10時 来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更 (変更前)午前9時30分から午後9時(年60日は午後10時)まで (変更後)午前9時30分から午後10時まで
変更する年月日	〇年〇月△日
届出年月日	〇年〇月〇日

〇当該計画に関するお問い合わせ先
(連絡先) 株式会社〇〇 横浜△△店店長:〇〇
(電話)〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇番

本掲示は、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会の開催に代わるものとして、〇年 〇月 〇日から〇年 〇月 〇日までの間実施するものです。
なお、本掲示をもって、大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による説明会開催の公告とします。

*様式内下線部は届出項目に応じた内容を記載します。

•書類閲覧場所は「変更届出書・説明書」を設置している場所を明記します。

•建物設置者、小売業者ともに記載します(多数の場合は筆頭者を記載するなどします。)

•説明会の開催についての問い合わせ窓口(会社名、部署名、担当者名、電話番号)を記載します。

△注意

- 標識はA3以上の大きさとしします。
- 標識の色は白色地、黒字としします。
- 標識は、風雨等により容易に破損、倒壊しないように作成します。

4 「説明会開催計画書」の作成

[要綱11-7][要綱12-3]

説明会を掲示により行う場合も、説明会の開催（掲示）計画をまとめた「説明会開催計画書」の作成・提出をお願いします。

- 提出部数 1部（掲出標識の原稿（A4に縮小）、標識掲出場所を示す図面、閲覧書類の設置場所を示す図面を添付します。）
- 提出期限 変更届出書の提出にあわせて御提出ください。

＜説明会開催計画書の様式・作成上の注意点＞ *事前に計画書案を提出し、確認を受けることもできます。

様式第4(第11条第7項関係)		<table border="1"> <tr><td>※受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>※受理番号</td><td></td></tr> <tr><td>※備考</td><td></td></tr> </table>	※受理年月日	年 月 日	※受理番号		※備考		*開催日時等、掲示と関係しない部分は空欄でかまいません。
※受理年月日	年 月 日								
※受理番号									
※備考									
<p>説明会開催計画書 令和〇年〇月〇日</p> <p>(提出先) 横浜市長</p> <p>氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 株式会社 ○○○○ 代表取締役 □□□□ 住所 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号</p>		• 報告者は、届出書における「届出者」と同一です。							
横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第11条第7項の規定により、次のとおり提出します。									
項目	内容								
大規模小売店舗の名称	○○ストア 横浜△△店								
大規模小売店舗の所在地	横浜市〇〇区△△二丁目〇番〇号								
説明会開催にあたっての現在までの協議状況	〇月〇日「説明会を掲示により代えることのできる変更」に該当する事実の確認		• 「説明会を掲示により代えることのできる変更」に該当する事実の確認について記載します。						
説明会の開催予定回数	回開催予定								
説明会の公告方法	第13条第1項第1号	月 日付 新聞（掲載・折込・売出広告掲載）							
	第13条第1項第2号	(標識設置場所)							
法定公告以外の周知	(掲示を実施する場合の掲示書類) ・標識…別添(A4に縮小)のとおりに ・閲覧書類…届出書、添付書類		• 掲出内容、閲覧書類を記載します。						
第1回説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分 予 定							
	開催場所	(区)							
	説明予定者								
第2回説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分 予 定							
	開催場所	(区)							
	説明予定者								
第3回説明会	開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分 予 定							
	開催場所	(区)							
	説明予定者								
その他特記事項	(掲示を実施する場合の掲示場所など) ・標識を店舗入口・1階サービスカウンターに掲出 ・閲覧書類を1階サービスカウンターに設置 ・掲示期間…平成〇年〇月〇日～平成〇年△月△日		• 標識の掲出場所、閲覧書類の設置場所、掲示期間を記載します。						
(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。									

5 「説明会実施状況報告書」の作成

[要綱15-1]

掲示終了後、説明会（掲示）の実施状況をまとめた「説明会実施状況報告書」の提出をお願いします。

○提出部数 1部（標識の掲出場所と閲覧書類の設置場所を示す図面、掲出状況を示す写真、掲出した標識（A4に縮小したもの）を添付します。）

○提出期限 掲示終了後すみやかに（おおむね1～2週間程度）御提出ください。

＜説明会実施状況報告書の様式・作成上の注意点＞ *事前に報告書案を提出し、確認を受けることもできます。

様式第11(第15条第1項関係)		<table border="1"> <tr> <td>※受理年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※受理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※備考</td> <td></td> </tr> </table>	※受理年月日	年 月 日	※受理番号		※備考		*開催日時等、掲示と関係しない部分は空欄でかまいません。
※受理年月日	年 月 日								
※受理番号									
※備考									
説明会実施状況報告書 令和〇年〇月〇日 (報告先) 横浜市長		氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 株式会社 ○○○○ 代表取締役 □□□□ 住所、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号	* 報告者は届出者と同じです。						
横浜市内大規模小売店舗立地法運用要綱第15条第1項の規定により、次のとおり提出します。									
項 目	内 容								
大規模小売店舗の名称	〇〇ストア 横浜△△店								
説明会の 公告方法 第13条第1項第1号	月 日付	新聞(掲載・折込・売出広告)							
第13条第1項第2号	(標識設置場所)								
法定公告以外の周知									
第1回 説明会	開催日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで							
	開催場所	(区)							
	説明者	他 名							
	出席者	閲覧者10名	* 閲覧書類設置場所にて書類を閲覧した人数を第1回出席者の欄に記載します。自由閲覧等により人数を把握できない場合は記載不要です。						
	議事の概要								
	陳述意見	これまで午後10時まで営業していたのでは。		* 閲覧場所で閲覧者から出された意見(質問等)を「陳述意見」欄記載し、意見に対する回答を「陳述意見に対する応答」欄に記載します。					
陳述意見に対する応答	これまで年間60日(中元歳暮期)に限り午後10時まで営業していたが、年間通じて午後10時までの営業を行うため、変更の届出を行った。		* 意見が複数出された場合には、通し番号を付すなどして意見と応答が対応するようにします。 * 意見が多数出された場合には、別途議事録を添付することにより記載を省略することができます。議事録の書式について特段の定めはありません。						
第2回説明会	(同上)								
第3回説明会	(同上)								
その他特記事項	(説明会開催途上で開催不能となった場合の周知方法など) 平成〇年〇月〇日～平成〇年△月△日までの間、 ・標識を店舗入口・1階サービスカウンターに掲出 ・届出書・添付書類を1階サービスカウンターに設置 (標識・標識掲出場所は別添のとおり)		* 掲示実施期間、標識の掲出場所、閲覧書類の種類及び設置場所を記載します。						
(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。 2 公告の写し、折込広告配布証明(ちらし折込又は売出広告への掲載の場合)及び説明会配付資料等、説明会の実施状況を証する資料を添付してください。(A4)									

7-3 横浜市が行う公告・届出書等の縦覧・意見書の受付

1 公告・届出書等の縦覧

[要綱7]

横浜市では、横浜市報に掲載することにより、公告を行います。

- ・届出概要の公告 [法 5-3] [法 6-3] [法 8-8]
- ・大型店廃止の届出の公告 [法 6-6]
- ・住民等の意見の概要の公告 [法 8-3]
- ・横浜市の意見の概要の公告 [法 8-6]
- ・横浜市の勧告の公告 [法 9-3]

2 届出書等の縦覧

[要綱8]

届出概要の公告の日から4か月間、「届出書・添付書類の縦覧」を行います。

(1) 縦覧場所

横浜市経済局商業振興課

出店所在地の区役所区政推進課（新設[法 5-1]の場合のみ）

(2) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで（土曜日・休日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

※公告の日から4か月後にあたる日が土曜日・休日・祝日に該当する場合、その翌開庁日までです。

3 意見書の受付

[要綱16]

住民その他、大型店周辺地域の生活環境保持のために店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する方は、届出の公告のあった日から4か月以内に、横浜市に対して意見を述べるすることができます。

述べられた意見は、その概要を公告し、公告の日から1か月間意見書の縦覧を行います。

※ 法に基づき意見を述べることができる範囲は、大型店の計画について「周辺の生活環境の保持という見地」からの意見とされています。（経済環境の観点からの意見は述べるできません） [法8-2]

※ 提出された意見のうち、明らかに個人情報の保持・公序良俗に反すると認められるものについては、意見の全部または一部について公告・縦覧を行わないことがあります。 [要綱17]

(1) 意見書の様式

ホームページからダウンロードできます。

(2) 意見書の提出先及び提出方法

横浜市経済局商業振興課

郵送又は直接窓口に提出してください。

(3) 意見書の縦覧

意見概要の公告の日から1か月間、「意見書の縦覧」を行います。縦覧の時間・場所は、届出書の縦覧に準じます。

7-4 意見書に対する見解書

設置者は、意見書が提出された場合は、意見書に対する「設置者（届出者）の見解書」を作成し、横浜市へ提出していただきます。 [要綱 17 の 2]

見解書は、法に基づく公告・縦覧の対象とはなりません。横浜市経済局ホームページに掲載することがあります。

7-5 横浜市の意見／意見を有しない旨の通知

横浜市は、届出から8か月以内に、提出された届出書・添付書類（説明書）の内容をもとに、住民等の意見、指針・市基準を考慮し、横浜市の意見〔法8-4〕の有無及び内容の決定をします。

1 横浜市の意見 〔法8-4〕〔法8-6〕〔要綱18-3〕

横浜市が意見を述べる場合、「横浜市意見の通知」〔要綱様式第13〕により大型店設置者に通知します。
なお、横浜市の意見については、その概要を公告し、公告の日から1か月間意見の縦覧を行います。

2 意見を有しない旨の通知 〔法8-4〕〔法8-5〕〔要綱18-3〕

横浜市が、大型店の届出に対し意見を有しない場合、「意見を有しない旨の通知」〔要綱様式第14〕により大型店設置者に通知します。

横浜市が意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法手続は終了し、大型店の設置者は届出から8か月以内であっても大型店を開店（設置）することができます。

横浜市が意見を有しない旨の通知を行った場合、法に基づく公告・縦覧の規定はありませんが、横浜市経済局ホームページにて意見を有しない旨の通知を行った旨を掲載します。

なお、開店日が確定次第、横浜市への報告をお願いします。

7-6 変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知

横浜市の意見の通知を受けた場合、大型店の設置者は意見の内容を踏まえ、指針・市基準で求める配慮事項について再度検討し、次の1～3のいずれかの方法により届出・通知を行います。また、通常の8か月制限と別に、開店（変更）の制限を受けます。〔法8-9〕

＜新設の場合＞

届出・通知を行った後2か月間は大型店を開店（設置）できません。

＜変更の場合＞

「大型店の新設をする日（法第6条第2項の場合のみ）」・「大型店内の店舗面積の合計」・「大型店の施設の設置に関する事項」の変更に係る届出（添付書類変更の通知・届出事項を変更しない旨の通知）の場合、届出・通知を行った後2か月間は変更できません。

△注意

※対応策の検討・届出（通知）の作成にあたっては、関係局課と十分な調整を図ってください。

＜新設の場合＞

原則として、届出・通知後2か月間は、1,000㎡以下であっても店舗の一部を先行して開店することはできません。ただし、既存店舗（1,000㎡以下）が増床することにより大型店となる場合は、届出前から営業している部分については引き続き営業することができます。

＜変更の場合＞

大型店の施設の運営方法に関する事項の変更の場合、届出・通知後2か月間の変更制限はありません。

1 変更する場合 〔法8-7〕〔法8-8〕

再検討の結果、届出事項（〔法5-1〕〔施行規則3〕に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」により届出書を作成し、提出してください。

2 添付書類を変更する場合 〔要綱19〕

再検討の結果、届出事項（〔法5-1〕〔施行規則3〕に掲げる各項目）は変更せず、添付書類（〔施行規則4-1〕に掲げる各項目）のみを変更する場合は、「添付書類変更通知書」により通知書を作成し、変更前・変更後の当該添付書類（説明書）を添えて提出します。

添付書類変更の通知は、法に基づく公告・縦覧の対象とはなりません、横浜市経済局ホームページにて通知のあった旨を掲載し、閲覧希望者には通知の公開を行います。

△注意

- ※「添付書類変更通知書」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても横浜市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。
- ※添付書類変更の通知は、法では「届出事項の変更」に該当しないため、法第8条第7項の「届出事項を変更しない旨の通知」の扱いとなります。 [要綱19-2]

3 届出事項を変更しない場合

[法8-7][要綱21]

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目）・添付書類（[施行規則 4-1]に掲げる各項目）ともに変更しなくとも横浜市の意見の内容を十分反映できる場合は、「届出事項を変更しない旨の通知書」により届出事項を変更しない旨の通知を作成し、提出します。

届出事項を変更しない旨の通知は、法に基づく公告・縦覧の対象とはなりません、横浜市経済局ホームページにて通知のあった旨を掲載し、閲覧希望者には通知の公開を行います。

△注意

- ※「届出事項を変更しない旨の通知」には、届出事項・添付書類の変更を行わなくとも当該大型店の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付します。 [要綱21-2]
- ※「届出事項を変更しない旨の通知」の提出にあたっては、届出事項・添付書類を変更しなくとも横浜市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

4 提出部数

「1-6 各手続に伴う提出書類及び提出部数について」をご覧ください。

7-7 横浜市の勧告／勧告を行わない旨の通知

横浜市は、届出・通知から2か月以内に、提出された届出書（通知書）・添付書類（説明書）の内容をもとに、指針・市基準を考慮し、横浜市の勧告の有無及び内容の決定をします。

1 横浜市の勧告

[法9-1] [法9-3] [要綱22-3]

横浜市が勧告を行う場合、大型店設置者に通知し、その内容を公告します。

2 勧告を行わない旨の通知

[要綱22-3]

横浜市が、勧告を行わない場合、「勧告を行わない旨の通知」により大型店設置者に通知します。勧告を行わない旨の通知を受理した場合、その通知をもって手続は終了します。横浜市が勧告を行わない旨の通知について、法に基づく公告の規定はありませんが、横浜市経済局ホームページにて通知を行った旨を掲載します。

3 開店・変更の制限

[法8-9]

(1) 新設の場合

勧告を行わない旨の通知を受けた場合であっても、7-6の届出・通知を行った日から2か月経過するまでの間は大型店を開店（設置）することができません。開店日が確定次第、横浜市への報告をお願いします。

(2) 変更の場合

勧告を行わない旨の通知を受けた場合であっても、7-6の届出・通知を行った日から2か月経過するまでの間は届出事項の変更をすることはできません。「大型店の施設の運営方法に関する事項」の変更の場合、届出・通知後2か月間の変更制限はありません。

7-8 変更の届出／添付書類変更の届出

横浜市の勧告の通知を受けた場合、大型店の設置者は勧告の内容を踏まえて出店計画を再度検討し、次の1・2のいずれかの方法により必要な届出を行います。対応策の検討・届出（通知）の作成にあたっては、経済局窓口やその他関係局課と十分な調整を図ってください。なお、2か月を経過しても届出・連絡のない場合、「横浜市の勧告に従わない」ものとみなし、公表に向けた手続に入ることがあります。
[要綱 25-2]

1 変更の届出

[法9-4] [法9-5]

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」により届出書を作成し、提出します。添付書類（説明書）は当該変更に係る部分について、記載内容を変更したものを提出します。

横浜市は、変更届出書提出後、届出の概要を公告し、公告の日から4か月間届出書・添付書類の縦覧を行います。

2 添付書類変更の届出

[要綱23]

再検討の結果、届出事項（[法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目）は変更せず、添付書類（[施行規則 4-1]に掲げる各項目）のみを変更する場合は、「添付書類変更届出書」により届出書を作成し、変更前・変更後の当該添付書類（説明書）を添えて提出します。

添付書類変更の届出は、法に基づく公告・縦覧の対象とはなりません。横浜市経済局ホームページにて通知のあった旨を掲載し、閲覧希望者には届出の公開を行います。

△注意

- * 「添付書類変更届出書」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても横浜市の勧告の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

3 届出・連絡の期限及び提出部数

大型店の設置者は、横浜市が勧告の通知を行った日から2か月以内に届出を行うか、届出が間に合わないときは経済局窓口に、その旨の連絡を書面により行ってください。提出部数は「1-6 各手続に伴う提出書類及び提出部数について」をご覧ください。

7-9 公表／公表を行わない旨の通知

横浜市は、提出された届出書・添付書類（説明書）の内容をもとに、横浜市の勧告[法 9-1]の内容を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表[法 9-7]の有無の決定をします。

1 横浜市の勧告を適正に反映している旨の通知（公表を行わない旨の通知）

[要綱26]

届出の内容が横浜市の勧告を適正に反映している場合、横浜市は、「勧告を適正に反映している旨の通知」により大型店設置者に通知します。

横浜市が勧告を適正に反映している旨の通知を行った場合、その通知をもって法手続は終了し、大型店の設置者は大型店を開店（設置）又は届出事項の変更をすることができます。

横浜市が勧告を適正に反映している旨の通知を行った場合、法に基づく公告の規定はありませんが、横浜市経済局ホームページにて勧告を適正に反映している旨の通知を行った旨を掲載します。

2 公表

[法9-7][要綱27]

(1) 意見の聴取

[要綱 27-1]

届出の内容が横浜市の勧告を適正に反映していない場合、または届出を行わないなどにより横浜市の勧告に従わない場合、大型店の設置者に対して書面により意見の聴取を行いますので、意見の聴取を行う旨の通知を受けたときにはすみやかに（回答期限を設けた場合は期限までに）回答してください。なお、大型店の設置者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、大型店の設置者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないこともあります。

(2) 公表の決定

[要綱 27-2]

横浜市は、7-8の届出の内容や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表[法9-7]の有無の決定をします。横浜市が公表を行う場合、公表を行う旨の通知により大型店設置者に通知します。

横浜市による公表は、次の方法により行います。

[要綱27-4]

- 横浜市報による公告
- 報道機関への資料配付
- その他市長が適当と認める方法（横浜市経済局ホームページへの掲載など）

(3) 公表後の変更届出について

[要綱 27-6]

横浜市が公表を行ったのち、大型店設置者が7-8の届出に準じて届出事項の変更の届出を行い、その内容が横浜市の勧告を適正に反映しているものであると認められる場合には、報道機関への資料配付その他の方法により、変更の届出が行われた旨の公表を行います。

7-10 開店日等の報告

新設の届出[法5-1]の法手続終了後、大規模小売店舗の開店する日が決まりましたら、報告をお願いします。

7-11 法手続終了後の店舗窓口担当者の選任

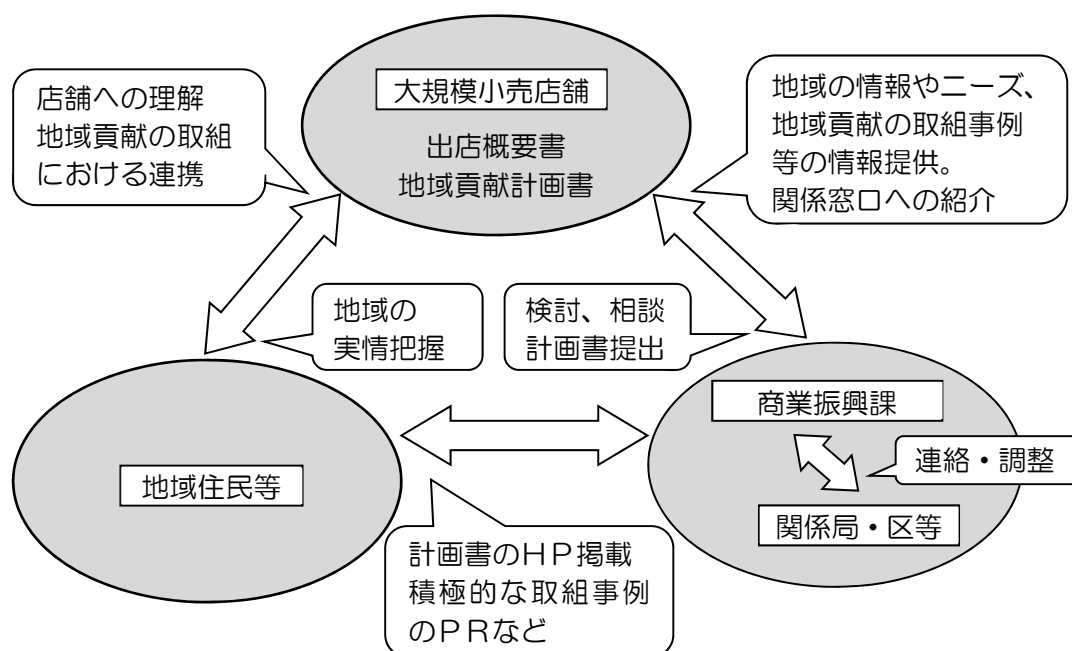
法手続終了後、届出書の内容（添付書類等を含む）どおりに、店舗運営を適正に行う必要があります（法10条）。届出の内容と著しく異なる場合、虚偽届出・虚偽記載となることもあります。届出書の内容を正確に把握・理解し、店舗従業員・出入業者（搬出入を行う運送業者等）に対して指導を行うことのできる立場の方（店長等）を「店舗運営管理者」として選任してください。

第8章 地域貢献に関する事項について

1 地域貢献について

大型店は、周辺住民に加え、広い地域から集客を図り、消費者の多様なニーズを満たす、人々の日常生活に欠かせない施設です。そのため、周辺地域の生活環境をはじめ、まちづくりや地域経済への影響も顕著であり、地域社会の一員として果たすべき役割は大きく、地域が抱える様々な課題解決に向けた地域貢献への取組が、地域住民等からも期待されています。また、大型店が、地域の実情に合った地域貢献を行っていくことは、快適で暮らしやすいまちづくりの実現につながると共に、店舗設置者にとっても、住民等からの信頼が得られ、継続して安定した事業展開をもたらすものと考えられます。そこで、大型店がより具体的に地域貢献に取組みやすい環境をつくることを目的に、関係区局との調整がしやすい仕組みをつくり、「地域貢献の取組内容」を例示していますので、参考にいただき、地域の実情に合った積極的な取組をお願いします。

2 地域貢献に関する調整の仕組み（イメージ）



3 計画書の提出について

大型店が行う地域貢献の取組に対して、地域住民等の理解や参加を促していくために、「地域貢献計画書」（以下「計画書」という。P63参照）の提出（任意）を、お願いします。なお、計画書の提出の有無及び提出された内容については、大規模小売店舗立地法に基づく意見等の対象とはなりません。

- 対象 全ての大規模小売店舗（設置者又は小売業者）
- 提出時期 新設店舗：原則として、「事前説明書」の提出時に「地域貢献計画書(案)」、「届出書」の提出時に「地域貢献計画書」
既存店舗：随時（提出時は、ご連絡ください。）
- 提出部数 1部
- 公表等 ご提出いただいた計画書は、経済局のホームページに掲載いたします。店舗におかれましても、店頭への掲示等、地域への積極的な情報提供をお願いします。

4 地域貢献の取組事例

<分野1>

取組分野	項目	具体的内容の例
地域経済	地域商業活動の活性化に向けた取組への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域商業団体への加入・協力 ・地域商業団体が行うイベントへの参加及び協力 ・大型店施設の地域商業団体に対する利用開放への配慮 ・地域商業団体との共通販売促進（共通商品券、ポイントカードの発行等）
	地域雇用確保への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の地域からの優先的採用 ・正社員採用への配慮
	市内中小企業振興・創業支援施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業者との優先的取引 ・市内中小企業の振興に関する施策への協力
	地元の仕入れ拠点(市場)の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市場関係者との関係強化の取組 ・生鮮食品等の市場を通じた仕入れの取組 ・地元/市場ブランド製品の活用

<分野2>

取組分野	項目	具体的内容の例
地域まちづくり・地域福祉	地域の祭り、行事等への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の祭り、伝統行事、スポーツ・レクリエーション大会、文化活動等の各種行事への参加・協力、活動場所の提供等 ・地域の福祉保健に係る各種行事への参加・協力
	地域のまちづくりに取り組む団体への協力 ※主にソフトに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりに取り組むNPO及びボランティア団体等への参加・協力、活動場所の提供等 ・地域の福祉保健活動及びボランティア団体への参加・協力、活動場所の提供等の協力
	地域コミュニティ形成への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の交流を深めることができるコミュニティスペースの提供や地域情報発信の場の提供
	地域まちづくり（まちのルールづくり等）への協力 ※主にハードに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が進める自主的なまちづくり（住環境の保全、商店街の賑わい形成、工場の操業環境の維持、地域資源の保全、魅力ある景観形成等）への協力 ・地区計画、建築協定、地域まちづくりルール・プラン等まちのルールやプランづくりへの協力と策定後の配慮 ・地域まちづくり活動団体への参加・協力 ・地域資源（歴史的景観・建造物、自然資源等）の保全
	地域の買い物利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物弱者※に対する買い物利便性向上
	高齢者にやさしいまちづくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ・買物支援等を通じた生活支援及び、日常的な見守りへの協力 ・見守り活動への協力（徘徊高齢者発見時の通報など）

※買い物弱者：買い物の場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能の弱体化に伴い、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。特に高齢者が多く暮らす地域で見られ始めています。

<分野3>

取組分野	項目	具体的内容の例
こども・青少年	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、一時預かり施設等の設置 ・ 授乳室、乳幼児の遊び場等の設置 ・ 放課後児童クラブ等の設置 ・ 子育て家庭支援応援事業「ハマハグ」※への協賛登録 ・ 子育てイベントの連携協力（会場提供、ポスター掲示等）
	児童虐待・DV防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止、DV（ドメスティック・バイオレンス）防止に係る広報・啓発事業（ポスター掲示、店舗チラシへの掲載、イベント会場の提供等）への協力
	青少年の健全育成・自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万引き、非行防止に関する取組 ・ 若者の就労支援（インターンシップ）に関する協力

※「ハマハグ」：子育て中の方（小学生以下の子どものいる家庭の方）、妊娠中の方が、ハマハグに協賛しているお店・施設で登録証を見せると、ちょっとした心配りから、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待まで、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられるしくみです。

<分野4>

取組分野	項目	具体的内容の例
健康・福祉	健康づくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒予防事業への協力（キャンペーンの会場提供、ポスター掲示、店舗チラシへの掲載等）
	高齢者、障害者等に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者に分かりやすい商品案内等の配慮（拡大文字表示、音声案内、スタッフの店内同行等） ・ 「濱ともカード※」事業への協賛協力 ・ 「思いやりパーキングマナー※」事業への協力
	障害者、高齢者、母子家庭等の雇用促進及び労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用促進等に関する法律の基準を上回る雇用の促進 ・ 横浜市障害者就労支援センターにおいて実施する「職場実習事業」への協力
	地域の障害者支援施設等の活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の障害者施設等で制作された物品等の販売への協力
	就労訓練の機会の提供への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援法に基づく「就労訓練事業※」への協力

※「濱ともカード」：

「濱とも協賛店」に提示すると、商品・入場料の割引など高齢者（65才以上）に優しいサービスを受けることができるカードで、高齢者の外出による社会参加を促すことを目的とした取組。

※「思いやりパーキングマナー」：

「必要のない方は駐車しない」を合い言葉に、幅の広い駐車場を必要としている方がいつでも車いす利用者用駐車区画を利用できるようにするための啓発活動。

横浜市では上記を踏まえた駐車場での取組みを「望ましい水準」としてまとめ、事業者の皆様にご協力いただいて環境整備に取り組む輪を広げていきたいと考えています。

※「就労訓練事業」：

企業やNPO法人、社会福祉法人等が自主事業として、すぐに一般就労に就くことが困難な方、一般就労を行うための支援が必要な方に対して、就労訓練の場や支援つきの就労の場を提供していただく事業

<分野5>

取組分野	項目	具体的内容の例
環境	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電、太陽熱利用設備等の設置 高効率設備（照明、給湯器等）の設置 過剰な照明の削減 店舗内の空調温度の適切な設定 電気自動車の充電設備の設置
	生物多様性に関する取組の推進※	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保護に寄与することが認証された商品の積極的な販売等
	水とみどりに関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 緑化の推進（店舗敷地及び屋上、壁面など） 雨水の地下浸透対策の推進（駐車場の透水性舗装や地下浸透施設の設置など） 節水及び雨水の再利用
	食と農に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地元産品販売コーナー及び生産者等の直売コーナーの設置 地産地消の普及啓発
	資源循環に関する取組の推進 (3Rの推進※)	<ul style="list-style-type: none"> 3R活動優良事業所認定事業にある取組要件の積極的実施 事業所等における、事業系廃棄物の分別排出及びリサイクルの推進（複合施設を含む） 横浜市と協力した市民向けのヨコハマ3R夢プランのPR 簡易包装商品（詰め替え商品、野菜・果物のばら売り等）販売の推進 マイバッグ持参の呼びかけ 食品トレー等の店頭回収の実施
	生活環境に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 荷さばき場の屋内設置、インバーター方式など低騒音型設備機器の選択、及び屋外に向けたスピーカーの設置を控えるなどの騒音対策の実施 悪臭、光害(屋外照明など)対策の実施 エコドライブの実践及び電気自動車、低公害車の導入 アイドリングストップの呼びかけ 店舗への搬出入車両の集約化による車両台数の抑制
	その他環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域美化活動の実施（清掃、ポイ捨て防止啓発など） 環境教育の場や機会等の提供 環境に関する広報、啓発活動への協力 環境活動や環境活動団体への協力・支援 事業活動におけるグリーン購入の推進

※生物多様性に関する取組の推進：

生物多様性がもたらす自然の恵みに支えられ、また影響を与えている事業活動において、生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていくための積極的な取組が期待されています。

※3Rの推進：事業系廃棄物の分別排出、適正処理等の推進

<分野6>

取組分野	項目	具体的内容の例
道路交通	地域の美化活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と協働した道路の美化活動への参加及び活動への協力 ・放置自転車対策の取組への協力
	周辺交通環境改善への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策の実施及び活動への協力 ・交通安全対策キャンペーンの取組への参加・協力
	道路環境改善への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者にやさしい道路環境改善への協力
	その他交通対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・パークアンドライド事業への協力 ・コミュニティバスの運行等への協力 ・路線バスのバス停設置などの協力 ・自動二輪車駐車の受入への協力 ・渋滞の頻発する地域における車以外の来店を促す対策の実施

<分野7>

取組分野	項目	具体的内容
防災・防犯	災害時における協力	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における津波避難者や帰宅困難者への施設等の提供 ・「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者への登録及びその取組の推進 ・本市からの食料品、衣料品、及び日用品等の生活必需物資の供給協力（協定締結等） ・営業継続による安定した物資供給（業務継続計画の策定等） ・救助活動、応急復旧活動等の地域住民と連携した活動への参加 ・ボランティア活動団体等への支援 ・災害ボランティア活動への従業員の派遣
	地域防災活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等への積極的な参加及び協力 ・消防団、火災予防協会等の地域の消防活動団体への積極的な参加及び協力 ・地域との防災協定等の締結 ・火災予防運動への参加及び協力
		<ul style="list-style-type: none"> ・AEDの設置 ・従業員の救命講習受講の促進 ・救急に関するイベントのスペース提供
	防犯対策における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども（児童）の見守り活動への協力 ・「子ども110番の家」への登録 ・防犯キャンペーンへの参加、協力 ・店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報体制の確保 ・迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立 ・見通しを確保した商品陳列 ・防犯カメラの設置（店舗内、駐車場等） ・警備員又は従業員による定期的巡回の実施 ・サイクルラックの設置等駐輪場の整備 ・深夜営業時における警備の強化（警備員の巡回） ・営業時間外における駐車場出入口の施錠 ・適切な照明の設置
	防災・災害情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報Eメールで発行される大雨警報、光化学スモッグ注意報発令時などの来店者への情報提供

<分野8>

取組分野	項 目	具体的内容の例
その他	積極的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺地域の生活環境への配慮や地域貢献活動等に関する、積極的な情報提供 • 大規模改修時（テナント入替等）に関する、早期の情報提供
	プロモーション活動等への協力	<ul style="list-style-type: none"> • 市政情報に関する情報発信への協力（掲示板における広報等の掲示など）
	地域貢献活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 地域貢献活動担当部署の設置等、実施体制の整備 • 地域貢献活動窓口の設置や地域との継続的な対話の実施 • 地域との協働による地域貢献活動の実施

5 地域貢献計画書（今後取組予定の内容も含めて記載してください）

年 月 日

地域貢献計画書

・設置者又は小売業者からの提出をお願いします。
 ・地域貢献についての問い合わせ窓口（会社名、部署名、電話番号）の記載をお願いします。
 ・商業振興課のHPIに掲載しますので、担当者名は記載しないでください。

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 住所
 地域貢献担当窓口

店舗名称 _____
 店舗所在地 _____

・大規模小売店舗内の複数の小売業者のうち、一者に関わる地域貢献計画を提出いただく場合は、大規模小売店舗の名称〇〇〇店に続けて、括弧書きで当該小売業者の店舗名称(△△店)を記載してください。
 例：店舗名称 〇〇〇店(△△店)

【地域貢献に対する方針】
 （地域貢献に対する御社の企業理念等があれば記載してください。）

【地域貢献の取組内容】
 （御社・各店舗において、取り組んでいる（予定を含む）地域貢献の具体的内容を記載してください。）

取組分野	項目	具体的内容
（記入例） 地域経済	・地域商業活動の活性化に向けた取組への協力	・地域商業団体へ加入をします。 ・地域商業団体が行う〇〇イベントに参加します。
地域まちづくり・ 地域福祉	・地域の祭り、行事等への協力	・地域の〇〇祭りに参加します。 ・地域の福祉保健に係る行事(〇〇〇〇)に参加します。

・全ての取組を記載する必要はありません。
 ・特色のある取組を中心に記載してください。

第9章 関係資料集

9-1 大規模小売店舗立地法

改正 (平成10年 6月 3日 法律第 91号)
平成11年 4月 23日 法律第 34号
平成11年 12月 22日 法律第 160号
平成12年 5月 31日 法律第 91号

(目的)

第一条 この法律は大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうち、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(指針)

第四条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第五条 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三 大規模小売店舗の新設をする日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより速やかに同項各号に掲げる事項の概要届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)

第六条 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。

3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。

- 4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積（同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（説明会の開催等）

- 第七条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出（同条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）内において、当該届出及び第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の添付書類（第四項において「届出等」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
- 3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。
- 4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって経済産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（都道府県の意見等）

- 第八条 都道府県は、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。
- 2 第五条第三項の規定による公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 3 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。
- 4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があった日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勧案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。
- 5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。
- 6 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。
- 7 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。
- 8 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。
- 10 第六条の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。

（都道府県の勧告等）

- 第九条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勧案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、経済産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。
- 4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。
- 5 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 6 第六条の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。
- 7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（生活環境の保持の配慮）

- 第十条 第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。
- 2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

第十一条 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(関係行政機関の協力)

第十二条 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

(地方公共団体の施策)

第十三条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告の徴収)

第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(大都市の特例)

第十五条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項（第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の添付書類であって、虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 三 第八条第七項又は第九条第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八条 第五条第四項、第六条第四項又は第八条第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十一条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止)

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）は、廃止する。

(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止)

第三条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）は、廃止する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第九条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において行われるものを除く。）」を削る。

第十六条の二第一項中「（大規模小売店舗において行われるものを除く。）」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたもの」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の施策）

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

附 則 （平成 11 年 4 月 23 日法律第 34 号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

9-2 大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令

(平成 10 年 10 月 16 日政令第 326 号)

大規模小売店舗立地法の施行期日は、平成十二年六月一日とする。ただし、同法第二条から第四条までの規定の施行期日は、平成十一年五月一日とする。

9-3 大規模小売店舗立地法施行令

(平成 10 年 10 月 16 日政令第 327 号)

(一の建物)

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

(基準面積)

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

(届出の方法)

第三条 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がするものとする。この場合において、その者が二人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

(報告の徴収)

第四条 法第十四条第一項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗を設置する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- 一 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
 - 二 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項
- 2 法第十四条第二項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
- 一 当該小売業の開始日
 - 二 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
 - 三 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十二年六月一日）から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、法第二条から第四条までの規定の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

9-4 大規模小売店舗立地法施行規則

(平成11年6月10日通商産業省令第62号)

改正	平成11年10月6日通商産業省令第91号
	平成12年7月7日通商産業省令第136号
	平成12年10月31日通商産業省令第271号
	平成13年3月29日経済産業省令第99号
	平成13年3月30日経済産業省令第127号
	平成13年5月28日経済産業省令第165号
	平成15年3月31日経済産業省令第42号
	平成17年3月7日経済産業省令第14号

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(店舗に附属する施設)

第二条 法第四条第二項第二号の経済産業省令で定める店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物(以下この条において「廃棄物」という。)及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出)

第三条 法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
 - 二 駐輪場の位置及び収容台数
 - 三 荷さばき施設の位置及び面積
 - 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 2 法第五条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 3 法第五条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

(大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類)

第四条 法第五条第二項(法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項、第五項、第六項又は第三十条の八第一項の規定により法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
 - 二 主として販売する物品の種類
 - 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
 - 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
 - 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
 - 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
 - 七 荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
 - 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
 - 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
 - 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
 - 十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
 - 十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
- 2 前項第四号、第五号及び第十号から第十二号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出の公告)

第五条 法第五条第三項(法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(変更の届出)

第六条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第二の届出書を提出してしなければならない。

第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 二 都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの

- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第六条第二項の規定による届出をしている場合当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
 - 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
 - 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
 - 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
 - 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
- 2 法第六条第二項の規定による届出は、様式第三の届出書を提出してしなければならない。

（軽微な変更）

第八条 法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

（廃止の届出）

第九条 法第六条第五項の規定による届出は、様式第四の届出書を提出してしなければならない。

第十条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

（説明会）

第十一条 法第七条第一項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、一回開催するものとする。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいと認め、相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、三回を上限として都道府県が指定する回数開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。

第十二条 法第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

第十三条 法第七条第四項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由であって都道府県が認めるものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
 - 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることにより説明会を円滑に開催できないこと
- 2 法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
- 一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
 - 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
 - 三 前二号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

（都道府県の意見等の公告）

第十四条 法第八条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第十五条 法第八条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

（都道府県の意見に係る変更の届出等）

第十六条 法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出してしなければならない。

（都道府県の勧告等の公告）

第十七条 法第九条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

（都道府県の勧告に係る変更の届出）

第十八条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出してしなければならない。

（承継）

第十九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出してしなければならない。

（経過措置に係る届出）

第二十条 法附則第五条第一項（法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第八の届出書を提出してしなければならない。

附則

- 1 この省令は、平成十一年六月十一日から施行する。
- 2 法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る変更を行う場合における第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模

小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

附則（平成十一年一〇月六日通商産業省令第九一号）
この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附則（平成十二年七月七日通商産業省令第一三六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年一〇月三十一日通商産業省令第二七一号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年三月二十九日経済産業省令第九九号）
（施行期日）
1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日経済産業省令第一二七号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年五月二八日経済産業省令第一六五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日経済産業省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年三月四日経済産業省令第一四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

◀「大規模小売店舗届出書」

法第5条第1項(大型店の新設)の届出様式です。

大規模小売店舗届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

「変更届出書」

▶ 法第6条第1項(大型店の名称等の変更/設置者・小売業者の変更)の届出様式です。

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

◀「変更届出書」
法第6条第2項(店舗面積の変更/大型店の施設配置・運営方法の変更)の届出様式です。

変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

▶ 「大規模小売店舗廃止届出書」
法第6条第5項(大型店の廃止)の届出様式です。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
- 5 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

◀「届出事項変更届出書」
法第8条第7項（「横浜市の意見」を踏まえた届出事項の変更）の届出様式です。

届出事項変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

「届出事項変更届出書」
法第9条第4項（「横浜市の勧告」を踏まえた届出事項の変更）の届出様式です。

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

◀「承継届出書」
法第11条第3項（譲渡・相続・合併・分割による大型店の承継）の届出様式です。

承継届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

「届出事項変更届出書」
法附則第5条第1項/第3項（大店法により開店している大型店の最初の届出事項変更）の届出様式です。

様式第8（第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

9-5 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、大規模小売店舗の設置者（以下「設置者」という。）に対し特に周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めらるるものである。

本指針は、設置者が大規模小売店舗立地法の届出に関し、大規模小売店舗の特性から、配慮することが求められている具体的な事項を示すものであり、設置者がその趣旨と内容を十分に理解するとともに、大規模小売店舗内の小売業者にも十分に周知し、協力を求めることが必要である。同時に、本指針は、大規模小売店舗立地法の運用に当たる都道府県、政令指定都市（以下「法運用主体」という。）はもとより同法の届出に係る大規模小売店舗の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、当該店舗の周辺地域の住民、事業者等（以下「地域の住民等」という。）にとっても、判断のよりどころになるものであり、これら関係者においても、本指針の趣旨、内容が十分に認識されることが不可欠である。

なお、本指針の内容は大規模小売店舗立地法の運用を行う上での基準を示すものではあるが、地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需給調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。また、設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設（以下「併設施設」という。）の事業者においても同様の対応が求められている点に留意すべきである。

特に大型店の社会的責任の観点では、平成17年12月の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議の中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」において、大型店の社会的責任の一環として、大型店がまちづくりに自ら積極的に対応すべきとされ、さらに事業者による中心市街地の活性化への取組について、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」第6条に責務規定が定められた。このような動きを踏まえ、関係業界団体において、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待される。

このうえで、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、大型店だけでなく、法運用主体、立地市町村、地域の住民等その他の関係者が連携し、それぞれの立場から積極的な貢献を行い、まちづくりのための多面的、総合的、継続的な取組が推進されることを強く期待する次第である。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

1. 設置者は、大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行うべきであることは当然であるが、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響については、本指針の示すところにより、予め十分な調査・予測を行い、適切な対応を行うことが必要であり、特に、深夜に営業活動を行う場合、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、とりわけ慎重な対応を行うことが必要である。

なお、この際に留意すべき事項や対応策の検討に当たって参照すべき事項は、二において定めるとおりである。

2. 設置者は、上記1.により対応を行うこととした事項について、大規模小売店舗立地法の定める説明会においては、地域の住民等への適切な説明を行うことが必要である。説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮するとともに、説明の中では、1.で行われた周辺地域の生活環境への影響についての調査の結果等一定の対応策を講ずるに至った背景事情を含め地域の住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要である。

3. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きを通じて述べられた法運用主体からの意見に対しては、誠意を持って対応し、その意見提出の背景となった生活環境上の問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努め、また、その措置を講ずることとした理由又は講じないこととした理由について、データ等に基づく合理的な説明を行うよう努めることが必要である。
4. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きの中で講ずることとした対応策については、誠実に実効ある措置を講ずることが必要である。また、対応策の内容によっては、設置者のみならず、大規模小売店舗内の小売業者、小売業者以外の事業者等関係者による対応が必要な場合が想定されるが、こうした事項について、設置者は、施設の管理規程や契約書等に明記するなどにより関係者に十分周知し、履行確保のための必要な措置を講ずることが必要である。こうした責任ある対応を図るという観点から、設置者、設置者の委託等を受けた施設の管理者、小売業者、小売業者以外の事業者等においては、一体となって周辺地域の生活環境の保持のための対応が継続的かつ着実に行われることが必要であり、責任者を任命することによって、これを監督・管理する体制を整備することが望ましい。
5. 大規模小売店舗立地法に定める手続きは、大規模小売店舗の開店若しくは施設変更等に先だって行われるものであるが、開店若しくは施設変更等の後においても、設置者は、当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払うことが必要である。特に、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、それに応じ、追加的な対応策を講ずるよう努めることが必要である。また、年末や売り出しの時期、大規模小売店舗の開店時等来客や商品等の搬出入が特に頻繁になる時期においては、大規模小売店舗立地法に基づいて講ずることとした通常時の措置に加えて必要な措置を講ずるなど適切な対応を図ることが望ましい。

二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って生ずる来客及び商品等の搬出入によって周辺地域において混雑等が生じ、地域の住民の生活の利便が損なわれたり、若しくは周辺で営業活動を行っている事業者等の事業者の業務上の利便が損なわれる場合がある。設置者は、施設の配置や運営に当たってはこうした生活環境上の問題を回避又は軽減することにより、地域の住民等の利便を確保するよう十分な配慮を払うことが必要である。このため、設置者は以下のような事項について配慮を行うこととする。

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

設置者は、駐車需要の充足その他地域の住民等の利便の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。その際、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合には、施設全体として必要な措置を講じることが期待されている旨留意しなければならない。

以下に示した事項は、設置者が自らの判断と負担において対応を検討すべき項目を示したものであり、地域の住民等の交通上の利便の確保を図るためには、道路、交差点等インフラの整備状況や信号調整等の交通規制の状況も踏まえて設置者としての対応策を検討することが必要である。このほか、大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もある。したがって、設置者は、大規模小売店舗立地法に基づく以下の対応策を検討するとともに、併せて道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

なお、上記の調整により、インフラの整備や交通規制が予定されている場合には、地域の住民等にとって、交通対策が十分であるか否かは、これらの実施状況を含めて判断されるものであることに留意しなければならない。また、設置者はこのような検討の基本となる周辺の交通状況に関するデー

タ等を含め、設置者としての取組の全体像を地域の住民等に対して十分に説明することが必要である。さらに、大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、設置者は、駐車場の分散確保、経路の設定等講じようとする以下の対応策の事前評価を行うため、立地後の交通流動を予測することが必要である。

なお、市街地再開発事業等大規模小売店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられる場合には、そうした総合的な計画を踏まえて各種措置を講ずるものとする。

① 駐車場の必要台数の確保

設置者は、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる大規模小売店舗においては来客数が最大となる当該曜日）のピーク1時間に予想される来客の自動車台数を基本として、以下の計算式により必要な駐車台数を確保（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）するものとする。

なお、これは、大規模小売店舗が立地する地域において、駐車場整備計画等による包括的な駐車場の整備によって、当該店舗分を含む駐車需要が既に充足されており、かつ、将来にわたって充足されると見込まれる場合にまで、設置者が必要な駐車台数を別に確保することを求めるものではない。

「必要駐車台数」＝「小売店舗へのピーク1時間当たりの自動車来台数」
×「平均駐車時間係数」

＝「一日の来客（日来客）数（人）」（「A：店舗面積当たり日来客数原単位（人／千㎡）」×
「当該店舗面積」（千㎡））×「B：ピーク率（％）」×「C：自動車分担率（％）」
÷「D：平均乗車人員（人／台）」×「E：平均駐車時間係数」

ここで、「ピーク率」とは（ピーク1時間の来客数）／（日来客数）、「自動車分担率」とは（自動車による日来客数）／（日来客数）とする。

「必要駐車台数」の算出に当たって、以下の点に留意することが必要である。

- 来客のための駐車場を従業員の通勤用の車や店舗の業務用の車、商品等の搬出入の車と共有する場合には、設置者は、ピーク時の業務状況等を勘案しつつ、必要な駐車台数を追加すること。
- オフィス、マンション、飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合には、設置者は、本指針に示す考え方を参考に併設されている施設の利用者のための駐車台数を考慮して、「必要駐車台数」が確実に確保できるよう措置すること。
- 公共駐車場を来客のための駐車場として利用する場合には、設置者は来客が実際に利用すると見込まれる駐車場を選定するとともに、当該公共駐車場の駐車収容台数、ピーク時における稼働率等、「必要駐車台数」が確実に確保できることの根拠となるデータを示すこと。
- 積雪が多い地域において、来客のための駐車場の一部を雪の堆積場所として一定の期間にわたり利用する場合には、例えば、当該用途として占有されることとなる部分相当は駐車台数から控除する等「必要駐車台数」の確保に支障をきたさないこと。

上記の算出式中の各要素（A～E）については、以下の表に示す原単位等の値を基準とするものとする。ただし、法運用主体が交通対策の実施状況、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じ、本指針に定める自動車分担率等各原単位等の値とは別に、地域の基準を定め、予め公表している場合には、当該地域の基準を用いるものとする。例えば、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」第9条第10項に規定する認定基本計画において公共交通機関の整備が盛り込まれている場合にあっては、公共交通機関の利用率に応じて法運用主体が地域の基準を定めた上で、「必要駐車台数」の緩和を行うことが可能となる。さらに、設置者は、以下に掲げるような特別の事情により各表の示す値若しくは上記の算出式又は地域の基準によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算

出すことができる。

なお、「既存類似店」とは、店舗面積その他の店舗の特性、立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり、かつ、店舗の開店等の時期が近時である大規模小売店舗をいう。また、「既存類似店のデータ等」とは、既存類似店の最近の状況を示したものであることが必要であり、可能な限り多くの店舗のデータ等であることが望ましい。

- 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合
- シャトルバスの運行、パークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業への参加等により自動車による来客が減少することが見込まれる場合
- 公的な交通計画により、都市の中心部への自動車の乗入れ抑制策が講じられており、自動車による来客が減少することが見込まれる場合
- 自動車の乗入れが禁止されるなどにより当該店舗への自動車での来客が事実上見込めない若しくは極めて少ないと認められる場合
- 大きな家具を主として扱う家具店、大きな工作用品や園芸用品を主として扱うホームセンター、自動車販売店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合
- 当該店舗の周辺地域における自動車の利用実態に照らして、来客の自動車分担率が以下の表に示す値では過小または過大である場合

(単位：人/千㎡)

A：店舗面積当たり日來客数原単位		
	商業地区	その他地区
人口40万人以上	1,500 - 20S (S < 20)	1,400 - 40S (S < 10)
	1,100 (S ≥ 20)	1,000 (S ≥ 10)
人口40万人未満	1,100 - 30S (S < 5)	
	950 (S ≥ 5)	

注1) Sは店舗面積(千㎡)

注2) 「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C：自動車分担率」について同じ。)
 なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。

注3) 「商業地区」とは、用途地域における商業地域、近隣商業地域及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。ただし、当該店舗が立地する地点の公共交通機関利用者の利便性、周辺地域の商業集積の状況や土地利用状況等から判断して、これによることが適当でないと認められる場合は、法運用主体と協議して、用途地域上は商業地区に該当する場合であってもその他地区として取り扱うものとする。(「C：自動車分担率」について同じ。)

B：ピーク率	14.4%
--------	-------

C：自動車分担率 (単位：%)

	商業地区	その他地区
人口100万人以上	7.5+0.045L (L < 500)	50
	30 (L ≥ 500)	
人口40万人以上 100万人未満	12.5+0.055L (L < 500)	65
	40 (L ≥ 500)	
人口10万人以上 40万人未満	37.5+0.075L (L < 300)	70
	60 (L ≥ 300)	
人口10万人未満	40+0.1L (L < 300)	80
	70 (L ≥ 300)	

注1) Lは駅からの距離(m)

注2) ここでいう「駅」は当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅を指すが、地域の実情により、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、法運用主体と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を「駅」として、上記の分担率を適用することができる。

D：平均乗車人員	
店舗面積	乗車人員
10,000㎡未満	2.0
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$1.5 + 0.05S$
20,000㎡以上	2.5

(単位：人/台)

注) Sは店舗面積(千㎡)

E：平均駐車時間係数	
店舗面積	駐車時間係数
10,000㎡未満	$\frac{30 + 5.5S}{60}$
10,000㎡以上 20,000㎡未満	$\frac{65 + 2S}{60}$
20,000㎡以上	1.75

(無単位)

注) Sは店舗面積(千㎡)

なお、併設施設を含めた必要駐車台数の基本的考え方を参考に示す。

併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数を勘案する場合には、併設施設の種類・規模等に応じ、さまざまなケースがあるため、一律の基準を示すことは困難であるものの、法運用主体と調整の上、下記イ又はロのいずれかの考え方で行うことも可能である。

イ. 大規模小売店舗と併設施設の両方の施設を利用する場合には、小売店舗の必要駐車台数の算出式の平均駐車時間係数などに影響を及ぼす場合がある。しかしながら、駐車場の利用との関係では、それぞれ別の自動車の来客があった場合と同じとみなし得るため、両施設を利用する者については、併設施設を単独利用したものとみなし、利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要駐車台数を小売店舗の外数として算出する。

ロ. 併設施設を含めた必要駐車台数については、下記 a. から c. の併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として必要な駐車台数を推測し、複数の種類に属する施設等がある場合にはそれらの必要駐車台数を合算して、併設施設を含めた必要駐車台数を算出する。

併設施設の種類毎の考え方は以下のとおりである。

a. オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合

施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する。

b. 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合

当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。
2割を超えた場合について、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

併設施設の割合	指針値との比率式（X：併設施設の割合％）
20～50％	$0.010X + 0.80$
50～80％	$0.008X + 0.90$
80％～	$0.002X + 1.38$

注1) 併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

注2) 併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

注3) 必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

c. 小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合）

主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。

② 駐車場の位置及び構造等

①により必要駐車台数が確保された場合においても、駐車場の位置、構造等の在り方によっては公道における駐車場への入庫待ち行列が発生し得ることから、設置者は、これを最小限のものとするため、大規模小売店舗付近における交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づいて、以下の対応策を講ずることが必要である。

具体的には、効率的な駐車場形式の選択、敷地内における入庫待ちスペースの確保、出入口の数及び位置の調整、駐車場の分散、駐車場出入口付近での交通整理、歩行者等との動線の分離等の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせる必要がある。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車のための出入口が小売店舗への来客の自動車のための出入口と共用されるときは、その自動車台数も考慮して必要な措置を講ずるものとする。

イ. 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

設置者は、出入庫が周辺道路の交通に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮することが必要である。具体的には、設置者は、来客の自動車の方向別台数を予測し、交通整理員の配置や経路設定等も勘案した上で、駐車場出入口の数及び位置を設定し、各出入口における入庫処理能力がピーク1時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である。また、駐車場の出入りは左折を原則とし、駐車場内及び出入口においては入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線を分離することにより円滑な出入庫や駐車が可能となるよう配慮することが必要である。この際、歩行者等の安全や駐車場からの排気ガス等についても配慮し、また、閑静な住宅街に面して極力出入口を設けないなど近隣の住民等への騒音についても十分な配慮を行うものとする。

なお、駐車場の出入口については、設置者は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあっては、これを遵守することは当然であるが、その他の場合にあっては、当該駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとなるよう努めるものとする。

入庫処理能力については、例えば、ゲート入庫処理時間は、メーカーより提供される1台当

たりの処理時間に乗客の乗降時間等を加えたものとする。

参考までに、現存する代表的な駐車場方式による入庫処理能力を示すと、平面自走式駐車場（オペレータあり）は約8秒、垂直循環方式の機械式駐車場は約1分30秒である。

ロ. 駐車待ちスペースの確保

また、イ. のとおり適切に措置された場合においても、一時的に一度に相当数の来車が集中して公道における入庫待ち行列が発生しないように、必要に応じ敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保するなどの対応を行うことが必要である。必要となる標準的なスペースについては以下の計算式により算出することが可能である。

なお、駐車場の配置や構造等特別な事情があるときは、これを勘案して設定するものとする。

$$\text{「各入口に必要な駐車待ちスペース」} = (\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たり入庫処理可能台数}) \times 6 \text{ (m: 平均車頭間隔)}$$

上記の駐車待ちスペースは、発券ブース等までの距離として確保されるものであり、自走式平面で発券ブース等がない場合については、駐車場内の車路等に必要なスペースが確保されればよいものとする。

ハ. 駐車場の分散確保

駐車場の設置地点における物理的制約等によって十分な出入口数を確保できないなどイ. の方法によっては必要な時間当たり入庫処理能力を得ることができず、周辺道路において入庫待ち車両による新たな渋滞が発生するなど、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予想される場合においては、設置者は適切な位置に複数の駐車場を設置する（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）ことにより、必要な入庫処理能力の確保を図ることが必要である。

具体的には、設置者は、当該駐車場入口の入庫処理能力、来客の自動車の方向別の台数予測、当該入口に面する道路、直近交差点及び周辺交通の状況から、発生する駐車待ち行列の長さ及び継続時間、駐車待ち車両に起因する交通の阻害や交通容量の低下による渋滞の発生見込み等を推定し、その結果、各駐車場周辺の道路の交通に明らかに大きな影響を与えられらる場合には、駐車場の分散確保を図るものとする。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体が駐車場の集約化、既存駐車場の有効利用等について駐車場整備計画等を策定している場合は、設置者は、駐車場の配置や運営方法を設定するに当たっては、こうした取組に協力することが必要である。

二. 駐車場出入口における交通整理

自動車による来客が多数見込まれる場合においては、駐車場の出入口等来客の誘導若しくは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員の配置を行うなど適切な措置を講ずることが必要である。同時に、近隣における違法駐車を抑止するという観点からも、適切な人員の配置が必要となる場合がある。必要な人数や配置場所は個別の店舗の立地場所、周辺の交通状況等によって異なり、また、自動車による来客の集中度に応じその必要性は変化するが、特に、相当数の自動車による来客が見込まれる時間帯においては、駐車場の出入口に整理員を配置するなどの措置を講ずることが必要である。

③ 駐輪場の確保等

設置者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成5年法律第87号）に基づき、大規模小売店舗の所在する地方公共団体により自転車駐車場設置義務条例が制定されている場合には、それに基づき適切な駐輪場規模を確保することは当然であるが、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる店舗においては来客が最大となる当該曜日）のピーク1時間に必要な駐輪場の収容台数を原則として店舗の敷地内に確保するものとする。

なお、駐輪場の収容台数については、業態、店舗規模、立地場所、近隣の自転車使用実態等により店舗ごとに相当程度差異があるため、一律に原単位等を定めることは不適當であるが、参考までに、自転車を利用する来客の割合が高いと考えられる商業地区における食品スーパー及び総合スーパーにおける現状の整備台数から試算すると、例えば、店舗面積3,000㎡以下の店舗では、平均で店舗面積約35㎡当たり1台となっている。併せて、設置者は、駐輪場の利用の効率性を高め、来客による近隣における放置自転車を抑制する等の観点から、駐輪場を適切な位置に配置するとともに、適切な管理を行うものとする。なお、原動機付自転車については、自転車と一体として取り扱われていることが多く、同様の対策を講じることが期待されている。

④ 自動二輪車の駐車場の確保

設置者は、自動二輪車についても、年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐車場を確保し、その場所を明示すること等の配慮を行うことが必要である。特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、自動二輪車の駐車場を確保するよう努めるとともに、安全の確保への十分な配慮を行うものとする。

⑤ 荷さばき施設の整備等

イ. 荷さばき施設の整備

設置者は、商品等の搬出入のための作業を行う間、搬出入車両が公道に駐車し一般の通行が妨げられることのないよう周辺交通の安全と円滑の観点から当該車両を駐車しておくスペースの位置について適切に配慮することが必要である。同時に、店舗の開店している時間帯においても相当数の搬出入車両がある場合においては、自動車を利用する来客の割合から見て問題がないことが明らかである場合を除いて、搬出入車両専用の出入口を設けるなどの対応が必要である。この際、搬出入車両の出入口は、出入庫による周辺道路の交通に及ぼす影響が最小限となるよう配慮するとともに、歩行者等の通行に支障がないように配慮して、その位置を設定することが必要である。また、荷さばき施設の規模や構造については、店舗によって大きく異なるが、想定される搬入商品の大きさ等を勘案し荷さばきに必要な作業スペースを確保するとともに、想定される搬出入車両の大きさ等に適合した幅、奥行き及びはり下の高さを確保することにより、搬出入車両を安全かつ円滑に駐車させ、出入りさせることができるものとする必要がある。特に多くの搬出入車両が予想される場合には、荷さばき施設において複数車両の作業が並行して行われるよう、また、1台当たりの作業が十分に効率的に行われるよう工夫されることが必要である。荷さばき施設の規模は、その処理能力がピーク時の車両数による負荷を上回るよう設計されることが必要であり、処理能力は平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な台数から算出するものとする。

ロ. 計画的な搬出入

搬出入車両による周辺道路の混雑は、計画的な搬出入を行うことにより回避又は軽減することが可能である。具体的には、搬出入車両が一定時間に集中することを回避すること、周辺道路の混雑状況に照らして比較的余裕のある時間帯に搬出入を行うこと等について必要な考慮を行うことが必要である。ただし、後述の騒音の発生について問題を生じないよう配慮することが必要である。また、複数の小売業者等が大規模小売店舗において営業活動を行う場合には、事業者相互が十分な連絡、連携を取ることが必要であり、設置者、管理者が適切な施設運営計画を示すなどの工夫が必要である。

一方で、こうした計画的運行を強調する余り、周辺道路等に時間待ちの搬出入車両が駐車することとなれば、本来の趣旨が損なわれるため、特に、一定以上の搬出入車両を利用することが見込まれる施設にあっては、上記イ. で予測した結果等をもとにして店舗の敷地内に荷さばき待ちの車両が駐車できるスペースを確保することが必要である。

⑥ 経路の設定等

設置者は、大規模小売店舗に向かう来客や事業者が、大規模小売店舗及びその施設に到着するまでに適切な手段や経路を選択できるよう、以下の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせ

せて実施することが必要である。

イ. 設置者は、来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路を、以下のような点に配慮して適切に設定するとともに、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うほか、掲示板、ビラ等を用いて混雑時間帯や経路等に関する情報提供を行うことが必要である。また、駐車場から出庫する来客の自動車が周辺道路の交通に大きな影響を及ぼすと予想される場合には、同様の考え方により、出庫してからの経路を設定することが必要である。特に、繁忙期にあっては、交通整理員の配置や自動車での来店自粛を呼びかけるなどの措置を講ずることが必要である。

- 駐車場への経路が複数想定される場合においては、最も混雑の発生が小さくなるような経路を、自動車を利用する来客が選択することができるように設定すること。
- 駐車場への経路が住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避するようにすること。やむを得ず経路の一部がこうした道路を通る場合においては、登下校時間帯の通行を避けることや不用意なクラクション等による騒音を抑えること等を来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。特に、深夜に営業活動を行う店舗における案内経路の設定等にあっては、これらについて、慎重な対応を要すること。
- 駐車場への経路が右折を伴うように設定される場合には、来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないようにすること。
- 駐車場へは左折入出庫を原則とし、設置者は、来客の自動車が極力駐車施設へ右折入庫することとならないようにすること。ただし、右折を伴う来客の自動車が少数である場合や適切な右折用車線が確保されている場合等、周辺の交通状況に与える影響が少ないとき、若しくは、右折入庫することによる周辺道路の交通への影響が左折入庫することによる影響よりも過小である場合はこの限りではない。

ロ. 設置者は、搬出入車両についても上記イ. と同様の視点から、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、当該搬出入に係る事業者に対し、当該搬出入車両の運行による混雑が少なくなるような経路を選択するように働きかけることが必要である。また、特に、経路上に学校等が位置する場合等には、登下校時間の運行を避ける、交通整理員の配置により安全の確保を図るなどの配慮を行うことが必要である。

ハ. 設置者は、店舗の敷地内に新たにバス、タクシー等のための駐車場を設けることが必要な場合には、バス、タクシー等を停車させ来客を乗降させるためのスペースを確保するよう努めるものとする。

二. 設置者は、大規模小売店舗が立地する地域において、当該店舗の所在する地方公共団体や公共交通事業者等の関係者がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業を行っている場合には、かかる事業の趣旨を踏まえ、こうした事業に可能な限り協力を行うことを検討することが必要である。具体的には、来客に対してこうした事業の情報を提供し、利用を働きかけるなどの対応を講じるほか、駐車場、荷さばき施設の配置、運営方法について、こうした事業の円滑な実施を阻害しないよう配慮することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車の駐車場出入口が小売店舗の来客の自動車の駐車場出入口と共用されるように設置されることにより、案内経路が重複し、上記経路設定に大きな影響を及ぼす場合には、それについても考慮して上記の措置を講じるものとする。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

大規模小売店舗の施設の構造によっては、それまで通り抜け可能であった通路が閉ざされ、歩行

者等が迂回しなければならなくなる場合があり、周辺が商業地域である場合、周辺の商店等の顧客の通行の利便が損なわれる可能性がある。こうした点も考慮し、設置者は、従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがある場合若しくは当該店舗の所在する地方公共団体が策定する公的な計画に基づいて既に通行の利便や安全の確保のための事業が行われている場合においては、大規模小売店舗の施設の出入口の位置、敷地内の通路の位置等について適切な工夫を行うことが必要である。また、一般の歩行者等が主に通行する道路側に荷さばき施設を設けること等により通行の円滑が妨げられることのないよう十分に周辺の状況に配慮することが必要である。

店舗の閉店後においても、当該立地地点周辺の通過、通行の需要が高く、大規模小売店舗の立地によって従来と比較して夜間の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な夜間照明設備の設置等の配慮を行うことが必要である。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量化やリサイクルを促進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することは、社会全体として求められている課題であり、特に小売業者は、循環型社会を構築する観点から、商品の製造事業者と消費者との接点として非常に重要な役割を担っている。このため、設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、関係法令等の制定等による制度面での進展や、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の施策との整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めなければならない。また、かかる認識に立ち、設置者は、地域の住民等の意識を高めるために、設置者又は大規模小売店舗内の小売業者が「廃棄物減量化」及び「リサイクル推進」に資する活動等を関係法令に基づき又は自主的に実施する予定となっている場合においては、その内容について地域の住民等への情報公開を推進するものとする。

(4) 防災・防犯対策への協力

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲に設置され、かつ比較的広大な敷地を有する施設であることから、設置者は、大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請があった場合、必要な協力を行うこととする。また、大規模小売店舗は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、夜間に営業活動を行う店舗も多いことから、特に深夜には周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところであり、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましい。その際、設置者は、併設施設における防犯・非行防止についても留意すべきである。

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って発生する業務音や廃棄物等は、施設の配置や運営方法によっては、地域の住民等の生活環境を悪化させる場合がある。設置者は、このような事態を回避するために以下のような事項について配慮を行うことが必要である。

(1) 騒音の発生に係る事項

設置者は、大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、騒音の防止に関連する法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うものとする。

① 騒音問題に対応するための対応策について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、騒音の発生部位や騒音の種類に応じ、騒音の発生の防止又は緩和のために適切な対応策を講じなければならない。設置者は、対応策の検討に当たって、騒音の発生の時間帯、療養施設、社会福祉施設等の有無等の立地場所周辺の状況等地域の特性及び騒音関係法令における地域や時間の取扱い等に考慮しつつ、下記②において予

測・評価した結果を踏まえるものとする。その際、深夜・早朝においては、特に、静穏な生活環境の保持を求められることに留意しなければならない。さらに、対応策について、地域の住民等の理解を得られるよう騒音の発生防止又は緩和のために配慮した事項については、公表するように努めなければならない。

具体的には、以下のような対応策を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせる実施することが求められる。なお、一般的には、施設の配置計画や建築計画における対応策は、運営面での対応策に比して騒音を低減させる効果が大きい点にも留意することが必要である。また、届出時に、下記②において予測・評価した結果が、騒音発生源となる施設及び機器の経年劣化や施設の配置又は運営方法の変更等により、実態との間に著しい乖離を生じさせている場合には、それに応じ、事後の対策を講じるよう努めることが必要である。

イ. 騒音問題への一般的対策

設置者は、施設の配置や構造の決定に際しては騒音の発生防止又は緩和の視点からの配慮を念頭においてこれを行わなければならない。例えば、住居に面している方向には下記ロ、及びハ、に記載する騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること等の配慮が重要である。また、施設と低層の住居が隣接している場合等には遮音壁等を設置することや緑地帯を確保することにより住居との距離を確保することも有効な対策となる場合がある。一方、遮音壁は住居等からの視界を制約し、住居等の風通しや日照に影響を及ぼす可能性もあるので、必要に応じ近隣の住民等と調整した上で設置することを検討することが求められる。

ロ. 荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策

ア. 荷さばき作業に伴う騒音対策

荷さばき作業は、大規模小売店舗になくてはならない作業であるが、特に深夜・早朝に行う場合には、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、騒音に対する十分な配慮が必要とされる。これらの騒音を低減する方策としては、次のような措置が挙げられる。

- 1) 荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有するクッション製の素材の採用若しくは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等の施設建築計画面での配慮
- 2) 荷さばき作業時間の特定、必要不可欠な場合を除いた荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入の促進、作業員への騒音防止意識の徹底等荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮

特に深夜・早朝における荷さばき作業については、大規模小売店舗にとって最も騒音上のトラブルが生じることの多い騒音発生源であることを認識し、設置者として地域の住民等の理解が得られるよう十分な対応を行うよう努めなければならない。

イ. 営業宣伝活動に伴う騒音対策

大規模小売店舗において、BGMの使用や営業宣伝やアナウンスを行う場合には、これらが地域の住民等にとって受忍を超える騒音とならないよう配慮することが必要であり、その対策としては、実施時間帯の特定及び音量の低減、拡声器等の配置場所における配慮等が挙げられる。

ハ. 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

ア. 冷却塔、室外機等からの騒音

施設で用いる冷却塔、室外機等の設置に伴い、騒音が発生することがある。これらの機器を屋外に設置する場合の対策としては、機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器を導入すること、機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止することにより騒音の発生を低減すること等の対応策が挙げられる。

イ. 給排気口等からの騒音

給排気口等においても、風切り音や送風機等の機械騒音が放射されることがある。これら

の騒音に対する対策としては、吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量の調整、低騒音型の送風機等の導入等が挙げられる。

c. 駐車場からの騒音

駐車場を付設する場合には、敷地内での自動車騒音についても考慮した上で設置すること等が必要となる。具体的には、次のような措置が挙げられる。

- 1) 駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、床の段差の回避等の施設の配置・構造面での配慮
- 2) 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮

なお、駐車場内においては、不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等を行わないことが必要であり、来店者等に対して表示板等によるアイドリング防止の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずることが必要である。さらに、青少年等の蟻集等により騒音が発生することを防止するため、特に深夜・早朝においては駐車場の出入口の施錠、警備員の巡回等の必要な措置を講じ、適切に管理することも必要である。

d. 廃棄物収集作業等に伴う騒音

廃棄物収集作業等に伴い騒音が発生することも予想される。施設の配置面での配慮、廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上の働きかけ、深夜や早朝における作業回避等回収時間帯の制限等が騒音を低減する方策として挙げられる。

② 騒音の予測・評価について

設置者は、自ら講じようとする対応策が妥当であるか否かを予測・評価するものとする。全ての設置者は、必要に応じ専門家等の意見を考慮しつつ、下記ロ、に沿って騒音全体についての予測を行い、総合的な騒音の評価において、参考①「騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」に示す基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。さらに、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、下記ハ、に沿って夜間発生が見込まれる個々の騒音についての予測を行い、参考②「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）」に示す夜間における基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。（なお、ここでいう「夜間」とは、これを評価する基準値となる騒音規制法（昭和43年法律第98号）において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点において騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。）また、大規模小売店舗立地法第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましい。

なお、大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗と建築物の構造及び発生する騒音、設備、運営方法等に類似性のある大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することができる。さらに、夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている点にも留意すべきである。

イ. 予測・評価に当たっての基本的事項

a. 予測・評価の対象となる騒音の種類と分類

設置者が予測・評価すべき騒音の種類は、次のとおりとする。

なお、騒音は、その時間的なレベル変動の特性から、以下の3つに分類するものとし、下記ロ、及びハ、に記載する予測・評価を行う場合には下記の分類に沿って行うものとする。

なお、下記に記述するもの以外から発生する騒音については、騒音の発生のレベルや頻度、現実的予測の難易性等を勘案し、予測の対象としていないが、自家発電設備による騒音等、下記と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、これらもあわせて予

測を行うものとする。

- 1) 定常騒音（騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）
 - 冷却塔、室外機等から発生する騒音
 - 給排気口等から発生する騒音
- 2) 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）
 - 敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）
 - 荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音
 - 廃棄物収集作業等に伴う騒音
 - BGM（バック・グラウンド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音
- 3) 衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音）
 - 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

b. その他事項

騒音の予測は、騒音発生源の特性に応じて、騒音のパワーレベル、騒音のピーク値（最大値）、騒音の発生が予測される時間帯等の予測条件を用いて、下記ロ、及びハ、に述べるとおり、音の伝搬理論に基づく予測式による方法等それぞれの評価方法と比較可能な方法を用いて行うものとする。

ロ. 騒音の総合的な予測・評価方法

a. 予測方法

大規模小売店舗の施設から発生する騒音全体について、以下の方法により、予測を行うものとする。

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外」とする。

ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。一方、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住居における騒音についても予測することが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日におけるその昼間（午前6時～午後10時）及び夜間（午後10時～午前6時）における等価騒音レベルを予測するものとする。予測は、上記イ、a、の騒音の発生源ごとに、騒音の継続時間を勘案して算出し、これを合算する。

※ 「等価騒音レベル」とは、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。時間的に変動する騒音のある時間における等価騒音レベルはその時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位はデシベル（dB）。

b. 評価方法

設置者は、騒音の予測場所において適用される下記参考①「騒音に係る環境基準」に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、自らの施設から発生が予想される全体の騒音を評価するものとする。

なお、予測場所の地域において都道府県知事による「騒音に係る環境基準」の地域の類型が指定されていない場合には、住居等の集合の状況、土地利用の実態及び将来の計画等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る店舗に適用される地域の類型を推定することができる。

[参考①] 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

八. 発生する騒音ごとの予測・評価方法

a. 予測方法

設置者は、上記ロ. の総合的な騒音の評価に加え、それぞれの騒音源が発生する騒音の最大値等に着目し、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、以下の方法により、予測を行うものとする。

ここでいう「夜間」とは、騒音規制法において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点について騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。（以下ハ. において同じ。）

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

大規模小売店舗の敷地の境界線とする。この場合、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行うこととする。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測しておくことが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合には「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測するものとする。

なお、「騒音レベルの最大値」は騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。

b. 評価方法

設置者は、騒音の測定場所において適用される「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す夜間における基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、「夜間」に見込まれるそれぞれの騒音を評価するものとする。その際、当該騒音の発生の位置、継続時間等を勘案するものとする。

なお、予測場所の地域において騒音規制法に基づく地域の指定が行われていない場合には、大規模小売店舗の立地場所の用途地域等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る

大規模小売店舗に適用される区域の類型及び基準値を推定することができる。

[参考②] 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）（抜粋）に示す夜間における基準値

第1種区域	40デシベル以上 45デシベル以下
第2種区域	40デシベル以上 50デシベル以下
第3種区域	50デシベル以上 55デシベル以下
第4種区域	55デシベル以上 65デシベル以下

（備考）

※第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- 1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

（2）廃棄物に係る事項等

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等（小売業の事業活動に伴い排出されるものであって再資源化可能なものを含む。以下同じ。）に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わねばならない。設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、大規模小売店舗が所在する地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮し、適切に対応しなければならない。

① 廃棄物等の保管について

設置者は、廃棄物等が処理され、又は、処理のため搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないように配慮することが必要である。その際、特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるが、一部地方自治体で定められている条例によると、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、0.20kg/m²であるので、これを参考としつつ、保管容量を確保する必要がある点に留意すべきである。

イ. 保管のための施設容量の確保

設置者は、下記に分類する廃棄物等の種類ごとに必要となる保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管施設を確保するものとする。特に、生ごみについては、十分な保管容量を確保するとともに、悪臭が周辺に発散することや汚水が流出することを防止するための適切な対策を講じることが必要である。確保すべき保管容量については、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の条例等に、確保すべき廃棄物等の保管容量等の基準が定められている場合にあっては、これに従うものとするが、その他の場合にあっては、以下の考え方によるものとする。

「廃棄物等の保管容量（m³）」＝「A：1日当たりの廃棄物等の排出予測量（t）」

$$\times \text{「B：廃棄物等の平均保管日数」}$$

$$\div \text{「C：廃棄物等の見かけ比重（t/m³）」}$$

ただし、廃棄物等の排出量については、店舗の運営方法等によって大きく差異があることから、上記計算式及び以下の各表に示す原単位によることが適当でない場合は、その根拠を示して他の方法で算出することができる。かかる場合には、主たる小売業者が同一であって取扱物品・規模等が同種の店舗における実績値等を参照し、算出された値を修正することができる。廃棄物等の排出量に影響を及ぼす事項としては次のようなものが考えられる。

- 紙製廃棄物等
ダンボールを使用しない納入方法（通い箱・リターナブルコンテナ等の使用、ハンガー納品の実施等）を採用する場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。
- 空き缶・空き瓶・ペットボトル等
店頭において空き缶・空き瓶・ペットボトル等を回収している場合には、当該廃棄物等の排出量を増加させることがある。
- 生ごみ等
食品を取扱う店舗において、食品加工場を付設していない場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

なお、廃棄物等の保管場所が、小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場所である場合には、設置者は、小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出予測量も考慮して上記計算式により算出した「廃棄物等の保管容量」が確実に確保できるよう措置することが必要である。さらに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関連する法令等に基づき、大規模小売店舗内の小売業者が廃棄物等の回収を行う場合には、将来的な回収見込み量（廃品の引取りも含む。）をも勘案して適正な保管容量を確保することが必要である。また、下記の分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、別途、適切な保管容量を確保するものとする。

- 1) 紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）
- 2) 金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）
- 3) ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）
- 4) プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）
- 5) 生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）における食品廃棄物等を指す。）
- 6) その他の可燃性廃棄物等

上記算出式中の各要素（A～C）については、以下の考え方により算出するものとする。

A：1日当たりの廃棄物等の排出予測量

廃棄物等の排出量は、取扱品目等から発生が見込まれる廃棄物等の種類ごとに、下記の分類に沿って、原則として以下に示す計算式により、年間の平均的な時点における廃棄物等の排出予測量を算出するものとする。その際の各原単位は以下の表に示す数値を基準とするものとする。ただし、廃棄物等の種類ごとの発生の要因となる取扱品目の取扱量が極めて少ない場合等、特別の事情により、以下に示す数値又は計算式によることが適当でない場合には、既存類似店のデータ等根拠を明確に示し他の方法で算出することができる。

なお、店舗面積が6,000㎡を超える店舗については、店舗面積が6,000㎡以下と店舗面積が6,000㎡超の部分に、それぞれに対応した原単位を使用して算出した数値を合算するものとする。

$$\text{「1日当たりの廃棄物等の排出予測量(t)」}$$

$$= \text{「店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位（t/千㎡）」}$$

$$\times \text{「店舗面積（単位：千㎡）」}$$

[店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位]

紙製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.208
	6000㎡超の部分の原単位	0.011

(単位：t/千㎡)

金属製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.007
	6000㎡超の部分の原単位	0.003

(単位：t/千㎡)

ガラス製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.006
	6000㎡超の部分の原単位	0.002

(単位：t/千㎡)

プラスチック製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.020
	6000㎡超の部分の原単位	0.003

(単位：t/千㎡)

生ごみ等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.169
	6000㎡超の部分の原単位	0.020

(単位：t/千㎡)

その他の可燃性廃棄物等		
		0.054

(単位：t/千㎡)

B：廃棄物等の平均保管日数

上記Aで分類した廃棄物等の種類ごとに平均保管日数を算定するものとする。

C：廃棄物等の見かけ比重

廃棄物等の見かけ比重については、下記の数値を用い、又は、根拠を示して他の数値を

用いることとする。その際、以下の点に留意することが必要である。

- プラスチック製廃棄物等であっても、化粧品のプラスチックボトル等、下記の数値を大きく超える種類もあること。
- 生ごみ等水分含有率が一定でない廃棄物等について、下記の数値を上下する場合があること。
- 機器を用いて、廃棄物等を圧縮する場合には、これを勘案することができること。

[参考値] 廃棄物等の比重

	比重
紙製廃棄物等	0.10
金属製廃棄物等	0.10-0.15
ガラス製廃棄物等	0.10-0.30
プラスチック製廃棄物等	0.01-0.04
生ごみ等	0.55
その他の可燃性廃棄物等	0.38

(単位：t/m³=kg/L)

□. 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について

設置者は、廃棄物等の保管場所の位置、構造等を決定するに当たっては、大規模小売店舗の所在する地方公共団体における廃棄物等の分別の状況等を十分考慮するとともに、以下の事項を配慮しなければならない。

- a. 廃棄物等の保管施設の位置・構造等については、廃棄物等の種類ごと、処理方法ごとに分別して保管する等、搬出作業の利便の確保を図るとともに、中間処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限のものとするように配慮するものとする。
- b. 特に生ごみを排出する大規模小売店舗においては、周辺への悪臭の発散等を防止するため、若しくはカラス等による廃棄物等の散乱を防止するため、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行うものとする。

② 廃棄物等の処理について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力の上、廃棄物等に関連する法令の規制に則って、周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮しつつ、廃棄物等の運搬等処理に関し適正な施設の配置及び運営等を行わなければならない。さらに、廃棄物等の敷地内の処分、リサイクル等を行う場合には、これらの活動が与える地域の住民等への生活環境上の影響を十分勘案して、設備等の配置や運営を行わなければならない。

具体的には、設置者は下記のような措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

- イ. 廃棄物等を敷地外で処理する場合には、十分な運搬頻度を確保すること。特に、繁忙期等廃棄物等が大量に生じる時期等については、廃棄物等の保管容量を超えないよう必要に応じ運搬頻度等を増やすこと等について柔軟な対応を講じること。
- ロ. 廃棄物等の運搬予定業者等処理業者の決定に当たっては、関係法令等に配慮しつつ、適正な処理が確保されるように適切な業者の選定を行い、廃棄物等の引き渡しについては、運搬予定業者等処理業者に対し、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するため、その性状等について必要な情報提供を行うこと。
- ハ. 敷地内で廃棄物等を処理する場合（圧縮機等による中間処理を含む）には、その具体的方法及び関連設備について関係法令の規制に従い適正に行うとともに、関連作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限とするような設備の配置や運営を行うこと。
- ニ. 店舗内の関係者及び関連事業者に対し、廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底すること。

③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭の発散を防止するための関連設備の位置及び構造、廃棄物等を保管場所に持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適正な管理等、上記廃棄物等の保管や運搬、処理に関連して、生活環境上の問題を発生させるおそれがある場合には、かかる問題についても適正な対応策を講じなければならない。その際、併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性がある場合にも、同様の配慮を行うことが望ましい。

食品加工場からの調理臭や悪臭の発散を防止するため、具体的には、設置者は下記の措置のうち、必要と認められるものを合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

イ. 食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策を講じること。

ロ. 住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。

ハ. 食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置を講じること。

(3) 街並みづくり等への配慮等

大規模小売店舗は、地域の生活空間における中核となり得る施設であることから、従来から当該店舗が立地する地域において統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合、こうした取組を阻害することのないように調和を図るよう努めなければならない。特に、当該地域が景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区である場合には、これらに定められている事項に建築計画を合致させることはもちろんのこと、街並み形成に関する条例により当該地域が指定されている場合においては、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造を工夫するよう努めることが必要である。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体等が策定する公的計画に基づいて、既に周辺地域全体として商店街等のアーケードの整備や街路に面する敷地の植栽等連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合には、これら事業の効果を減殺することのないよう適切な協力を行うことが必要である。さらに、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要である。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年7月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に大規模小売店舗立地法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出をした者に対する同法第8条第4項の規定による意見及び同法第9条第1項の規定による勧告については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日から6月を経過する日までの間に大規模小売店舗立地法第5条第2項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定により届け出られる事項のうち大規模小売店舗の施設の配置に関するものについては、なお従前の例によることができる。

9-6 横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱

平成12年 3月28日制定
令和3年6月1日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の運用に関し、本市の地域特性と出店地の実情に応じた適切な配慮を大規模小売店舗に求め、本市経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与し、かつ、良好な都市環境の形成を図るため、本市における法の運用基準及び必要な事務手続等について定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において「市境店舗」とは、大規模小売店舗のうち、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に横浜市以外の市域を含むものをいう。

(横浜市大規模小売店舗立地法運用基準)

第3条 市長は、本市における大規模小売店舗の立地に関し、本市の地域特性及び出店地の実情に応じた適切な配慮を大規模小売店舗に求めるため、指針を補う基準として横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（以下「市基準」という。）を別に定め、これを公表するものとする。

(出店概要書等の作成)

第4条 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行おうとする者（以下「届出予定者」という。）に対して、原則として、事前に大規模小売店舗出店概要書（以下「概要書」という。）を作成させ、当該届出の4か月前又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく確認申請を行おうとする日の3か月前のいずれか早い期日までに、概要書を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、届出予定者に対して、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行う前に、大規模小売店舗出店計画事前説明書（以下「事前説明書」という。）を提出するよう求めるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、事前説明書を提出した者に対して、その内容について、必要に応じて本市及び関係機関と協議を行い、当該協議の終了後にその協議内容を反映させた大規模小売店舗出店計画説明書（以下「説明書」という。）を、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行う際に、法第5条第1項の規定による届出に係る同条第2項の書類（以下「添付書類」という。）、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（以下「法第6条第2項等」という。）の規定による届出に係る添付書類の一部として提出するよう求めるものとする。

4 概要書、事前説明書及び説明書の記載事項は、別に定める。

(早期情報提供)

第5条 市長は、次のいずれかに該当する届出については、届出予定者に対して、前条の規定により概要書を提出した日から1か月以内に、当該大規模小売店舗の周辺に居住する者等を対象に、概要書の内容について周知（以下「事前の周知」という。）を行うよう求めるものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第6条第2項等の届出のうち、当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる場合で、増加後の店舗面積の合計が次のいずれかに該当する届出

ア 6千平方メートル以上

イ 施行規則第7条第1項第4号に規定する基礎面積の2倍以上

(3) 法第6条第2項等の届出のうち、当該大規模小売店舗全部を取り壊した後に新築する場合で、当該新築後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計が次のいずれかに該当する届出

ア 6千平方メートル以上

イ 施行規則第7条第1項第4号に規定する基礎面積の2倍以上

(4) 前3項の規定のほか、市長が特に必要と認める届出

(大規模小売店舗の新設等に関する届出)

第6条 次の各号に掲げる届出、通知及び書類の提出部数は、12部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数（横浜市を除く。）を加えた部数を提出するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第5条第1項の規定による届出に係る添付書類
- (3) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第7項の届出
- (4) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第7項の通知
- (5) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第9条第4項の届出
- (6) 法第5条第1項の規定による届出に係る第19条の通知
- (7) 法第5条第1項の規定による届出に係る第23条の届出

2 次の各号に掲げる届出、通知及び書類の提出部数は、6部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数（横浜市を除く。）を加えた部数を提出するものとする。

- (1) 法第6条第2項等の規定による届出
- (2) 法第6条第2項等の規定による届出に係る添付書類
- (3) 法第6条第2項等の規定による届出に係る法第8条第7項の届出
- (4) 法第6条第2項等の規定による届出に係る法第8条第7項の通知
- (5) 法第6条第2項等の規定による届出に係る法第9条第4項の届出
- (6) 法第6条第2項等の規定による届出に係る第19条の通知
- (7) 法第6条第2項等の規定による届出に係る第23条の届出

3 次の各号に掲げる届出の提出部数は、3部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数（横浜市を除く。）を加えた部数を提出するものとする。

- (1) 法第6条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第5項の規定による届出
- (3) 法第11条第3項の規定による届出

(取下げ)

第6条の2 法第5条第1項及び法第6条第2項等の規定による届出後、当該届出を取り下げようとするときは、市長は、当該届出をした者に、取下書（様式第1）を提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定は、第4条第1項から第3項までに掲げる提出の取下げについて準用する。

(届出の公告)

第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、横浜市報に掲載することにより行うものとする。

(届出等の縦覧)

第8条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧を行う場所は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第5条第3項の規定による縦覧（法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第3項、法第8条第6項、法第8条第8項及び法第9条第5項の規定による縦覧を含む。）は、市役所及び当該大規模小売店舗の所在地の属する区役所
- (2) 法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第2項等の届出に係る法第6条第3項の規定による縦覧（法第6条第1項及び法第6条第2項等の届出に係る法第8条第3項、法第8条第6項、法第8条第8項及び法第9条第5項の規定による縦覧を含む。）は、市役所

(届出を要さない変更に係る報告)

第9条 市長は、大規模小売店舗の設置者に対し、法第6条第2項ただし書きの規定により届出を要さないこととされている届出事項の変更を行う際、必要に応じて書面により当該変更を行う旨の報告を行うよう求めるものとする。

(軽微な変更)

第10条 市長は、法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更(以下「軽微変更」という。)として法第6条第2項等の届出をしようとする届出者に対して、当該届出を行おうとする日の1か月前までに、必要に応じて施行規則第8条の規定に基づく事実確認を行う資料の提出を求めるものとする。

(説明会の開催等)

第11条 説明会は、当該大規模小売店舗の所在地の属する区内で当該大規模小売店舗の所在地に近く、相当な人数を収容できる施設において1回以上開催するものとする。この場合において、そのうち1回は祝日以外の月曜日から金曜日までの18時以降、土曜日、日曜日又は祝日に開催するものとする。

2 次の各号の一に該当する場合は、施行規則第11条第1項の規定により、開催回数を次のとおり指定するものとする。

(1)法第5条第1項の規定による届出のうち、当該大規模小売店舗に係る施行規則第3条第2項第1号の規定による開店時刻から閉店時刻までの時間帯並びに同項第2号及び第4号の規定による時間帯が、23時から6時までの時間帯に及ぶ場合は3回、それ以外の場合は2回

(2)法第6条第2項等の届出のうち、当該大規模小売店舗に係る施行規則第3条第2項第1号の規定による開店時刻から閉店時刻までの時間帯並びに同項第2号及び第4号の規定による時間帯が、23時から6時までの時間帯に及ぶ場合は2回

3 市長は、前項第1号に該当する説明会のうち、届出者が第12条第2項に掲げる掲示と同程度の措置を代わりに講じる場合は、同号に規定する開催回数から1回減じた回数を指定することができる。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、説明会開催者に対して3回を上限として開催回数を指定するものとする。

5 市長は、市境店舗に係る説明会の場合、説明会の開催を予定する場所を定めるにあたり、説明会開催者に対して第2条第2項の範囲内(横浜市域を除く。)に居住する者の参加の便についての配慮を求めるものとする。

6 市長は、説明会開催者が説明会を開催するにあたり配慮すべき事項について、意見を述べるることができる。

7 市長は、説明会開催者に対して、第1項から第5項までの規定並びに法第7条第3項の規定による意見及び前項の意見に考慮して説明会の開催計画を定めること及び説明会開催計画書(様式第4)の提出を求めるものとする。

(説明会を掲示により行う場合)

第12条 市長は、施行規則第11条第2項の規定による説明会を掲示により行うものとして法第6条第2項等の届出をしようとする届出者に対して、届出書を提出しようとする日の1か月前までに、必要に応じて施行規則第11条第2項の規定に基づく事実確認を行う資料の提出を求めるものとする。

2 施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該届出を行った日から4か月間、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)当該大規模小売店舗内に法第6条第2項等の届出書及び添付書類のうち施行規則第4条第1項第2号から第12号までの内容が記載された部分を配架し一般の閲覧の用に供すること。

(2)当該大規模小売店舗の来店客用の入口及び前号の閲覧の実施箇所の見やすい場所に、標識(様式第7)を掲出すること。

3 前条第7項の規定は、第2項の規定による掲示について準用する。

(説明会の開催の公告及び通知)

第13条 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、次の各号に掲げる方法より行うものとする。

(1)次に掲げる方法のうちのいずれかの方法

ア 当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲(市境店舗に係る説明会の場合、横浜市以外の市域を含む。)において購読される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙以上への、当該説明会の開催案内を掲載(大きさは、2段3分の1以上とする。)

イ 当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲(市境店舗に係る説明会の場合、横浜市以

外の市域を含む。)において購読される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙以上への、当該説明会の開催案内を記載したちらしの折り込み(大きさは、日本工業規格B5以上とする。)

ウ 法第6条第2項等の届出に係る説明会にあっては、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲(市境店舗に係る説明会の場合、横浜市以外の市域を含む。)において購読される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙以上に折り込まれる、当該大規模小売店舗に係る売出広告への、当該説明会の開催案内の掲載(説明会開催案内部分と売出広告部分との区別が容易にできるよう意匠に配慮するものとし、大きさは、150平方センチメートル以上とする。)

(2) 当該大規模小売店舗に係る敷地内への標識(様式第8)の掲出

2 前項第2号の標識の掲出は、当該標識に係る全ての説明会が終了するまで、これを行うものとする。

3 市長は、第1項の公告に、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を掲載することを説明会開催者に対して求めるものとする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(3) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会の場合は当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計、法第6条第2項等の届出に係る説明会の場合は当該変更届出の概要

(4) 当該説明会に係る問い合わせ先

4 市長は、説明会開催者に対して、第1項の公告のほか、当該大規模小売店舗の所在地の周辺に居住する者に、説明会開催の通知を行うよう配慮を求めるものとする。

5 市長は、前条第2項に規定する方法により掲示を行った場合は、第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による掲示をもって法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告とみなすものとする。

(説明会を開催することができない場合)

第14条 市長は、説明会開催者が施行規則第13条第1項の事由により、法第7条第2項の規定により公告した説明会を開催することができない場合、説明会開催者に対して、市長との協議の上、説明会開催不能報告書(様式第9)の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の報告書を受けた場合において、施行規則第13条第1項の事由に該当する事実確認を行ったときは、説明会開催者に対して、法第7条第4項の規定による周知の方法について協議を行うよう求めるものとする。

(説明会実施状況報告書の提出)

第15条 市長は、説明会が開催された場合(施行規則第11条第2項の規定による掲示及び法第7条第4項の規定による周知を行った場合を含む。)、説明会開催者に対してすみやかに説明会実施状況報告書(様式第11)の提出により説明会の実施状況を報告するよう求めるものとする。

2 市長は、説明会開催者に対して、前項の報告書に法第7条第2項の規定による公告の実施状況を証する書類及び当該説明会において出席者に対して配布した資料、第12条第2項の規定による掲示における掲示物又は法第7条第4項の規定による周知の内容を記載した資料を添付するよう求めるものとする。

(意見書の提出)

第16条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとするときは、意見書(様式第12)により、横浜市経済局あて持参、郵送又は市長が適切と認める方法により提出するものとする。

(意見書の公告及び縦覧)

第17条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないものとする。

(見解書の作成)

第17条の2 市長は、届出者に対して前条の公告及び縦覧された意見と当該意見に対する見解をまとめた見解書を作成し提出するよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された見解書を市のホームページに掲載することができる。

(市の意見)

- 第 18 条 市長は、法第 8 条第 4 項の意見の有無及び意見の内容について、法第 5 条第 1 項の規定による届出又は法第 6 条第 2 項等の届出の内容をもとに、法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見に配意し、並びに指針及び市基準を勘案して決定するものとする。
- 2 市長は、法第 8 条第 4 項の意見を述べようとするときは、横浜市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、法第 8 条第 4 項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合、様式第 13 又は様式第 14 を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。

(市の意見に対する添付書類の事項のみの変更)

- 第 19 条 法第 8 条第 4 項の意見を述べた場合で、施行規則第 4 条各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更通知書（様式第 15）を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知は、法第 8 条第 7 項の通知とみなす。

(市の意見に対する届出事項等の変更に係る説明書の提出)

- 第 20 条 市長は、法第 8 条第 7 項の届出及び前条の規定による通知を行おうとする者に対して、説明書のうち当該変更に係る部分について、変更後の内容に修正したものを提出するよう求めるものとする。

(市の意見に対して変更しない旨の通知)

- 第 21 条 法第 8 条第 7 項の通知（第 18 条の規定による通知を除く。以下この条において同じ。）は、届出事項を変更しない旨の通知書（様式第 16）を用いて行うものとする。
- 2 市長は、前項の通知を行おうとする者に対し、前項の通知に、届出事項の変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを証する資料を添付するよう求めるものとする。

(市の勧告)

- 第 22 条 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告の有無及び勧告の内容について、法第 8 条第 7 項の届出又は通知の内容をもとに、指針及び市基準を勘案して決定するものとする。
- 2 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行う場合又は勧告を行わない場合、様式第 17 又は様式第 18 を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。

(市の勧告による添付書類の事項のみの変更)

- 第 23 条 法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行った場合で、施行規則第 4 条各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更届出書（様式第 19）を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更の届出を行うものとする。

(市の勧告に対する届出事項等の変更に係る説明書の提出)

- 第 24 条 市長は、法第 9 条第 4 項の規定による届出及び前条の届出を行おうとする者に対して、説明書のうち当該変更に係る部分について、変更後の内容に修正したものを提出するよう求めるものとする。

(市の勧告による変更の届出の期限)

- 第 25 条 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行った場合、届出者に対して原則として勧告を行った日から 2 か月以内に法第 9 条第 4 項の届出（第 23 条の届出を含む。以下同じ。）を行うよう求めるものとする。
- 2 市長は、前項の届出が届出者からの連絡なく、前項の規定による期間内に行われない場合、当該勧告に従わないものとみなすことができる。

(市の勧告を適正に反映している旨の通知)

- 第 26 条 市長は、法第 9 条第 4 項の届出の内容が法第 9 条第 1 項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認められる場合、様式第 20 を用いてその旨を届出者に対して通知するものとする。

(公表)

第27条 市長は、法第9条第7項の規定による公表を行おうとする場合、あらかじめ届出者にその旨を通知し、原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該届出者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該届出者の所在が不明で通知ができないときはこの限りでない。

2 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行おうとする場合は、前項の聴取の結果を考慮して決定するものとする。

3 市長は、法第9条第7項の規定により公表を行う場合、様式第21を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。

4 法第9条第7項の規定による公表は、横浜市報に公告するほか、報道機関への資料配付その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

5 法第9条第7項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 法第9条第1項の規定による勧告に係る届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

6 市長は、法第9条第7項の規定による公表後に法第9条第1項の規定による勧告に係る届出者が届出事項の変更の届出を行い、その内容が法第9条第1項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認められる場合、報道機関への資料配付その他の市長が適当と認める方法により、変更の届出が行われた旨を公表するものとする。

(報告)

第28条 法第14条の規定により報告を求められた者は、その提出について市長が期限を付した場合にはこれを遵守するものとする。

(その他)

第29条 法及びこの要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第10条及び第12条の規定については、平成12年4月1日から施行する。

(横浜市大型店舗出店指導要綱及び横浜市消費生活協同組合等大型購買施設出店指導要綱の廃止並びに経過措置)

2 横浜市大型店舗出店指導要綱(以下「大型店舗指導要綱」という。)及び横浜市消費生活協同組合等大型購買施設出店指導要綱は、廃止する。

3 法及びこの要綱の施行の日から8か月を経過する日までの間に新設を行う大規模小売店舗で、この要綱の施行前に大型店舗指導要綱第4条第1項の規定による届出のなされた大型店舗指導要綱第2条の規定による大型店舗について、当該届出に係る大型店舗指導要綱第4条第3項の規定による掲示、第6条の規定による通知、第7条第1項の規定による協議、第7条第2項の同意書、第8条の報告及び第10条の規定による届出については、なお従前の例による。

4 法及びこの要綱の施行の日から8か月を経過する日までの間に旧法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより、店舗面積の合計が法及びこの要綱の施行の日における店舗面積の合計を超える大規模小売店舗で、この要綱の施行前に大型店舗指導要綱第5条第1項の規定による届出のなされた大型店舗指導要綱第2条の規定による大型店舗について、当該届出に係る大型店舗指導要綱第5条第2項の規定による掲示、第6条の規定による通知、第7条第1項の規定による協議、第7条第2項の同意書及び第8条の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1（第6条の2関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

◀「取下げ書」
要綱第6条の2(取下げ)の提出様式です。

取下書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第6条の2の規定により、次のとおり取下げします。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取り下げる書類
- 3 取り下げる理由

(備考) ※印の項は記載しないでください。

(A4)

「説明会開催計画書」
要綱第11条第7項(説明会の開催計画報告)の提出様式です。説明会開催公告前に提出してください。「掲示による説明会」の場合も必要です。

様式第4（第11条第7項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催計画書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第11条第7項の規定により、次のとおり提出します。

項	目	内	容
	大規模小売店舗の名称		
	大規模小売店舗の所在地		
	説明会開催にあたっての現在までの協議状況		
	説明会の開催予定回数		回開催予定
説明会の周知方法	第13条第1項第1号	月 日付	新聞(掲載・折込・売出広告掲)
	第13条第1項第2号		(標識設置場所)
	法定公告以外の周知		(掲示を実施する場合の掲示書類)
	予定している議事の内容進行、配付資料等		
第1回説明会	開催日時	年 月 日() 時 分から	時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
第2回説明会	開催日時	年 月 日() 時 分から	時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
第3回説明会	開催日時	年 月 日() 時 分から	時 分予定
	開催場所		(区)
	説明予定者		他 名
その他特記事項		(説明会を開催する必要のない場合の掲示場所など)	

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。

2 公告原稿、配布計画書及び配付資料案等、上記内容の補足資料を添付してください。(A4)

「標識」様式

施行規則第11条第2項・要綱第12条第4項(説明会の開催を掲示により代えることのできる変更)で掲出する標識の様式です。

＜備考＞

- 1 標識は、大きさを日本工業規格A3以上とし、見やすいものとしてください。
- 2 標識は、容易に破損又は汚損しないように作成・掲出してください。

＜掲出方法＞

- 1 標識は、当該大規模小売店舗の来店客用の各入口及び第11条第4項第1号の規定による閲覧実施場所付近の、人目に付く場所に掲出してください。
- 2 標識の数は、当該大規模小売店舗の来店客用の入口の数と書類閲覧場所の数の合計と同数としてください。

様式第7（第12条第4項関係）

（店舗名） の （届出項目） の変更について

年 月 日

年 月 日に、大規模小売店舗立地法に基づく「変更の届出」を、次のとおり行いましたので、届出等の要旨をお知らせします。

なお、届出等の詳細につきましては、年 月 日までの間、（書類閲覧場所） に関係書類を備え付けておりますので、閲覧を希望される方はお申し出ください。

（設置者名称・法人にあっては代表者名）

（設置者住所）

（小売業者名称・法人にあっては代表者名）

（小売業者住所）

店舗の名称	
所在地	
変更届出の内容	（変更する項目名） の変更
変更する年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日
○当該計画に関するお問い合わせ先	
（連絡先）	
（電話）	

本掲示は、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会の開催に代わるものとして、年 月 日から年 月 日までの間実施するものです。

なお、本掲示をもって、大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による説明会開催の公告とします。

様式第8（第13条第1項第2号関係）

大型店の出店（変更）概要説明会のお知らせ

年 月 日

大規模小売店舗立地法の規定に基づく説明会を次のとおり行いますので、大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定に基づきお知らせします。

○説明会の開催日時・開催場所

	開催日（予定）	開催場所
第1回説明会	年 月 日() 時 分から	
第2回説明会	年 月 日() 時 分から	
第3回説明会	年 月 日() 時 分から	

○当該説明会に係る届出の概要

店舗の名称	
所在地	
建物設置者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名)
主な小売業者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名)
届出の内容	
届出年月日	年 月 日

○本説明会に関するお問い合わせ先

(連絡先)

(電話)

◀「説明会開催公告(掲示)」様式
要綱第13条第1項第2号の標識の様式
です。

<備考>

- 1 標識は、日本工業規格A3以上の大きさの白色地とし、見やすいものとしてください。
- 2 標識は、屋外に掲出する場合は、風雨等により容易に破損又は倒壊しない材料・構造により作成するとともに、塗料は雨等に耐えられるものを使用し、屋内に掲出する場合は、容易に破損又は汚損しないように作成・掲出してください。

<掲出方法>

- 1 標識は、法第5条第1項の規定による届出に係る説明会にあっては、公道に面する人通りの多い敷地内（道路から1メートル以内）の人目に付く場所に、法第6条第2項等の届出に係る説明会にあっては、当該大規模小売店舗の来店客用の入口付近の人目に付く場所に掲出してください。
- 2 標識の数は、法第5条第1項の規定による届出に係る説明会にあっては、原則として敷地に接している公道の数と同数、法第6条第2項等の届出に係る説明会にあっては、当該大規模小売店舗の来店客用の入口と同数としてください。

「説明会開催不能申請書」

要綱第14条第1項(法第7条第4項「説明会開催者の責めに帰することができない事由による説明会の中止」の適用)の申請様式です。

様式第9（第14条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第14条第1項の規定により、次のとおり提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催することのできない事由
 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの(施行規則第13条第1項第1号)
(具体的な事由)
 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの
(施行規則第13条第1項第2号)
(具体的な事由)

- (備考) 1 説明会を開催することのできない事由については、該当する項目の口印をつけ、その内容を具体的に記載してください。
2 説明会を開催することのできない事由の発生を証する資料を添付してください。
3 ※印の項は記載しないでください。

「説明会実施状況報告書」
要綱第15条第1項(説明会の実施状況報告)の提出様式です。

説明会開催後すみやかに提出してください
「掲示による説明会」の場合も必要です

様式第11 (第15条第1項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第15条第1項の規定により、次のとおり提出します。

項	目	内	容
大規模小売店舗の名称			
説明会の 公告方法	第13条第1項第1号	月 日付	新聞(掲載・折込・売出広告掲載)
	第13条第1項第2号	(標識設置場所)	
法定公告以外の周知			
第1回 説明会	開催日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで	
	開催場所		
	説明者	他 名	
	出席者	名	
	議事の概要		
	陳述意見 陳述意見に 対する応答		
第2回 説明会	(同上)		
第3回 説明会	(同上)		
その他特記事項		(説明会開催途上で開催不能となった場合の周知方法など)	

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。

2 公告の写し、折込広告配布証明(ちらし折込又は売出公告への掲載の場合)及び説明会配付資料等、説明会の実施状況を証する資料を添付してください。

(A4)

様式第12（第16条関係）

<おもて>

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

「意見書」（おもて面）
法第8条第2項の意見の提出様式です。
こちら側は縦覧されません

意見書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

（氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名）

（住所・所在地）

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。
なお、裏面の内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて>（この面）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされたから4か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局商業振興課

○届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、次の場所でその届出の公告がされてから4か月間縦覧に供しています。

大規模小売店舗の新設の届出	経済局商業振興課 出店予定地の区の区役所区政推進課
届出事項の変更の届出	経済局商業振興課

（備考）※印の項は記載しないでください。

（A4）

「意見書」（うら面）
法第8条第2項の意見の提出様式です。
こちら側が縦覧されます

<うら>

意見書

大規模小売店舗の名称・所在地	
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項	
意見の内容	
意見提出団体名	（縦覧に付されて差し支えない場合のみ、 <u>団体名</u> をお書きください）
意見提出団体の所在地	（縦覧に付されて差し支えない場合のみ、 <u>団体の所在地</u> をお書きください）

※<おもて>（反対側）に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。（A4）

様式第13（第18条第3項関係）

第 号
年 月 日

◀「横浜市意見(通知書)」
法第8条第4項の「横浜市の意見(意見ありの場合)」の通知様式です。

大規模小売店舗の届出に対する横浜市意見（通知）

様

横浜市長



年 月 日付で届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第8条第4項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第18条第1項の規定により、提出された意見書等に配慮し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から次のとおり意見を述べることとし通知しますので、対応について検討の上、変更の届出、添付書類変更の通知又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第9条第1項の規定により勧告することがあります。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の内容
- 3 変更の届出、大規模小売店舗立地法施行規則第4条各号に掲げる事項のみの変更の通知又は変更しない旨の通知の提出先
横浜市経済局商業振興課

(A4)

「意見を有しない旨の通知」
法第8条第4項の「横浜市の意見(意見なしの場合)」の通知様式です。

様式第14（第18条第3項関係）

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する意見について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付で届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第8条第4項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第18条第1項の規定により、提出された意見書等に配慮し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、意見を有しませんので通知いたします。

同法第8条第5項の規定により、この通知の日をもって、同法第5条第4項及び第6条第4項の規定は、適用されないこととなります。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第10条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第5条第1項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

(A4)

様式第15（第19条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

◀「添付書類変更通知書」
要綱第19条第1項（本市意見を受けた添付書類記載事項の変更）の通知様式です。

添付書類変更通知書

年 月 日

（通知先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第19条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第5条第1項第4号から第6号までに規定する事項を変更しない理由

（備考）※印の項は記載しないでください。

（A4）

「届出事項を変更しない旨の通知書」
法第8条第7項（「横浜市の意見」後の届出事項を変更しない旨の通知）の通知様式です。

様式第16（第21条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

（通知先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による横浜市の意見に基づく届出事項の変更はしないので、同法第8条第7項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由及び届出事項を変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす自体の発生を回避することができる理由

（備考）※印の項は記載しないでください。

（A4）

様式第17（第22条第3項関係）

第 号
年 月 日

◀「横浜市勧告(通知書)」
法第9条第1項の「横浜市の勧告(勧告
を行う場合)」の通知様式です。

大規模小売店舗の届出に対する勧告（通知）

様

横浜市長



年 月 日付で大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により届出（通知）のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第9条第1項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、同法第9条第7項の規定によりその旨を公表することがあります。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告の内容
- 3 勧告の理由
- 4 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第4条各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の期限

年 月 日

この期限までに、変更の届出又は本市への連絡のない場合は、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第25条の規定により、この勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により、その旨を公表することがあります。

- 5 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第4条各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の提出先
横浜市経済局商業振興課

(A4)

「勧告を行わない旨の通知」
法第9条第1項の「横浜市の勧告」を
行わない旨の通知様式です。

様式第18（第22条第3項関係）

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付で大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により届出（通知）のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市の意見を適正に反映し、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために必要な配慮がなされていると認め、勧告はいたしませんので通知いたします。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第10条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第5条第1項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

(A4)

様式第19（第23条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

◀「添付書類変更届出書」
要綱第23条（本市勧告を受けた添付
書類記載事項の変更）の届出様式です
。

添付書類変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第23条の規定により、次のとおり通知し
ます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第5条第1項第4号から第
6号までに規定する事項を変更しない理由

（備考）※印の項は記載しないでください。

（A4）

「公表を行わない旨の通知」
法第9条第7項の「公表」を行わない
旨の通知様式です。

様式第20（第26条関係）

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告に係る届出について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定による届出
（横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第23条の規定による届出を含む。）のあつ
た次の大規模小売店舗については、先に行った本市勧告を適正に反映しているもの
と認められますので、通知いたします。

なお、届出のあつた大規模小売店舗については、同法第10条、指針及び横浜市大規
模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるととも
に、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第5条第1項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、
法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定によ
る届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

（A4）

様式第21（第27条第3項関係）

第 号
年 月 日

◀「公表を行う旨の通知」
法第9条第7項の「公表」を行う旨の通知
様式です。

大規模小売店舗の届出に対する勧告に従わなかった旨の公表について（通知）

様

横浜市長



先に 年 月 日付け第 号により行った本市勧告に対し、正当な理由なく従わないため、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により別紙のとおり公表を行いますので、通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 公表の内容
別紙のとおり

(A4)

9-7 横浜市大規模小売店舗立地法運用基準

平成 12 年 3 月 28 日制定
令和 4 年 11 月 18 日改正

大規模小売店舗の設置者は、指針を踏まえて周辺的生活環境の保持に配慮するものとされているが、横浜市は、大規模小売店舗に対して本市の地域特性及び出店予定地又は出店地の実情を踏まえた配慮を求めるため、第3条の規定により横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を定め、大規模小売店舗に対して次に掲げる事項について具体的な配慮を求めていくものである。

1 駐車場の必要台数及び位置

- (1) 横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を踏まえ、市内大規模小売店舗における年間の平均的な休祭日のピーク1時間の駐車需要をおおむね収容できる水準の参考値として、次に掲げる基準により必要な駐車台数の確保について配慮を求めるものとする。なお、本基準の適用にあたっては、個々の案件ごとに数値の妥当性について検討を行うものとする。

必要駐車台数基準（店舗面積 1,000 ㎡あたりの必要台数）

立地場所		商業地域・近隣商業地域	その他地域
店舗面積			
20,000㎡以上		33台/千㎡	65台/千㎡
12,000㎡以上 20,000㎡未満	12,000㎡以下の部分	40台/千㎡	68台/千㎡
	12,000㎡を超える部分	22台/千㎡	60台/千㎡
6,000㎡以上12,000㎡未満		40台/千㎡	68台/千㎡
6,000㎡未満		32台/千㎡	58台/千㎡

(注)「商業地域・近隣商業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。）に定める商業地域及び近隣商業地域を指し、「その他地域」とはそれ以外の地域をいう。

(注)必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。

- 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合
- パークアンドライド事業への参加、車両乗り入れ禁止地区へ出店する場合
- その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値とかがい離があると認められる場合
- エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用するもの
- 大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合
なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積 1,000 ㎡あたり 15 台となっている。

- (2) 必要台数の1%以内は、電気自動車（EV）・プラグインハイブリット車（PHV）専用の充電設備を設けた自動車の駐車のために供する部分（駐車マス）を届出台数に含めることができる。

- (3) エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールの適用を受けた場合は、大規模開発地区関連交通マニュアルに基づき必要台数を算定することができる。この場合算定に用いる係数等は、大規模開発地区関連交通マニュアル、指針等によることとする。

2 駐輪場の配置及び運営に関する事項

来店客の安全性や利便の確保の面のほか、環境対策の面からも自転車の利用を促進するため、駐輪場の配置及び構造並びにその運営方法について、次のとおり配慮を求めるものとする。

(1) 駐輪場の必要台数

次の算定基準により必要な駐輪場の台数以上の確保について配慮を求めるものとする。なお、店舗面積が5,000㎡を超える店舗については、店舗面積が5,000㎡以下の部分については5,000㎡以下の部分の算定基準を、店舗面積が5,000㎡を超える部分については5,000㎡を超える部分の算定基準をそれぞれ使用して算出した台数を合算するものとする。

店舗の業態	算定基準	算定基準
総合店、食料品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 20㎡あたり1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積 40㎡あたり1台
衣料品専門店、 住・生活関連品専門店	5,000㎡以下の部分	店舗面積 75㎡あたり1台
	5,000㎡を超える部分	店舗面積150㎡あたり1台

(注)上記業態の分類については以下の定義による。

総合店：以下の食料品専門店、衣料品専門店及び住・生活関連品専門店に該当しない店舗

食料品専門店：店舗全体の売上高に占める食料品関連の売上高が70%を超えるなど主として食料品を取り扱う店舗

衣料品専門店：店舗全体の売上高に占める衣料品関連の売上高が70%を超えるなど主として衣料品を取り扱う店舗

住・生活関連品専門店：店舗全体の売上高に占める上記食料品・衣料品以外の取扱い品目の売上高が70%を超えるなど主として住・生活関連品を取り扱う店舗

(注)必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。

(2) その他の事項

ア 駐輪場は、原則としてその必要台数を当該大規模小売店舗の敷地内に設置するよう求めるものとする。

イ 構造は、原則として平面式とする。やむを得ずラック式とする場合は、容易に入出庫できるよう1台あたりのスペースを十分確保するよう求めるものとする。

ウ 自転車の動線は自動車及び歩行者の動線と交錯を避け、安全に配慮するよう求めるものとする。

エ 通行帯を設ける場合は、幅員を十分確保するよう求めるものとする。

オ 駐輪場の出入口を明示する案内看板を見やすい場所に設置するよう求めるものとする。

3 大規模小売店舗及びその施設に到達するまでの適切な手段や経路の選択について

(1) 横浜市と民間事業者が公民連携により実施するシェアサイクル事業のサイクルポートの確保

横浜市と民間事業者が公民連携により実施するシェアサイクル事業の範囲内における当該事業のサイクルポート用地について、大規模小売店舗の敷地内での確保に協力するよう求めるものとする。

4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例等の横浜市の関係条例に基づき、廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進を図るとともに、廃棄物等の保管・運搬・処理に関し適正な配慮を求めるものとする。また、リサイクル関連情報については住民・消費者等への提供に努めるよう配慮を求めるものとする。

(1) 廃棄物等の保管に関する事項

廃棄物等を一時的に保管する場合は、適正に保管容量を予測して保管場所を確保し、適切に管理するよう配慮をを求めるものとする。

(2) 廃棄物減量化及び資源化に関する事項

店舗の運営等において、廃棄物減量化及び資源化の推進に関する具体的な配慮を求めるものとする。

ア 一般的事項に関する配慮

(ア) 横浜市の廃棄物対策に関する施策への協力

イ 地域貢献に関する配慮

(ア) 資源物の自主回収の実施（店頭への回収ボックスの設置及び消費者からの使用済み容器〔空き缶、空きびん、ペットボトル、牛乳パック、食品トレー等〕の回収、資源化）

(イ) 廃棄物減量化及びリサイクルについての情報提供の実施（取組内容の店頭掲示板等への掲示又は販売広告への掲載、店内放送による来店者への呼びかけ等の実施）

ウ 廃棄物減量化及びリサイクルに関する配慮

(ア) プラスチック対策（環境省 基本方針抜粋）

a プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計（詰め替え製品や量り売り等）

b ワンウェイプラスチックの使用の合理化（食品トレーの削減、簡易包装の実施、レジ袋の削減、マイバッグ持参運動等の実施、代替素材への転換等）

c プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等

(イ) 食品ロス削減等の対策

a 納品期限の緩和（いわゆる「3分の1ルール」の緩和）、賞味期限の年月表示化の推進等

b 外食における食品ロス対策（食べきり・小盛メニューの導入、持ち帰り等）

c フードバンク団体等への寄付

d 食品廃棄物の飼料化や堆肥化などの再利用の推進

(ウ) その他

a 廃棄物の分別排出の徹底、減量化・資源化の推進（廃棄物の発生抑制、資源物のリサイクルの徹底、再資源化事業者への委託処理）

b 減量化及び資源化の推進体制の整備（各店舗における担当者の設置、廃棄物の発生量の把握、減量化・リサイクルの目標設定、従業員の意識啓発等）

c 商品納入用の容器の減量化及び資源化（通い箱の活用等）

d 紙ごみの減量化の推進（ペーパーレス化の推進や使用量の把握等）

e 再生素材の積極的な使用（再生紙を使用した商品の取扱いや、チラシ・ポスター等への再生紙の使用、コピー用紙等への再生紙の使用）

5 防災対策への協力

横浜市の防災対策推進のため、本市への大規模小売店舗の出店にあたり、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」の締結を求めるものとする。また、上記協定に係る事項のほか、駐車場等店舗敷地の避難場所としての提供など、災害時における地域への貢献策についても具体的な配慮を求めるものとする。

6 街並みづくり等への配慮

当該大規模小売店舗の出店予定地、又は出店地において地域まちづくり計画が定められている区域の場合には、それらの内容に計画を整合させるほか、街づくり協議地区等横浜市のまちづくりに関する協議・指導の対象地区とされている場合についても、それらの内容が計画に十分反映されるよう配慮を求めるものとする。

また、出店予定地又は出店地が上記の区域外である場合においても、大規模小売店舗が周辺の環境に与える影響を考慮して、当該建築物等の形態、意匠、色彩等について、必要に応じて出店予定地又は出店地の周辺環境に配慮するよう求めるものとする。

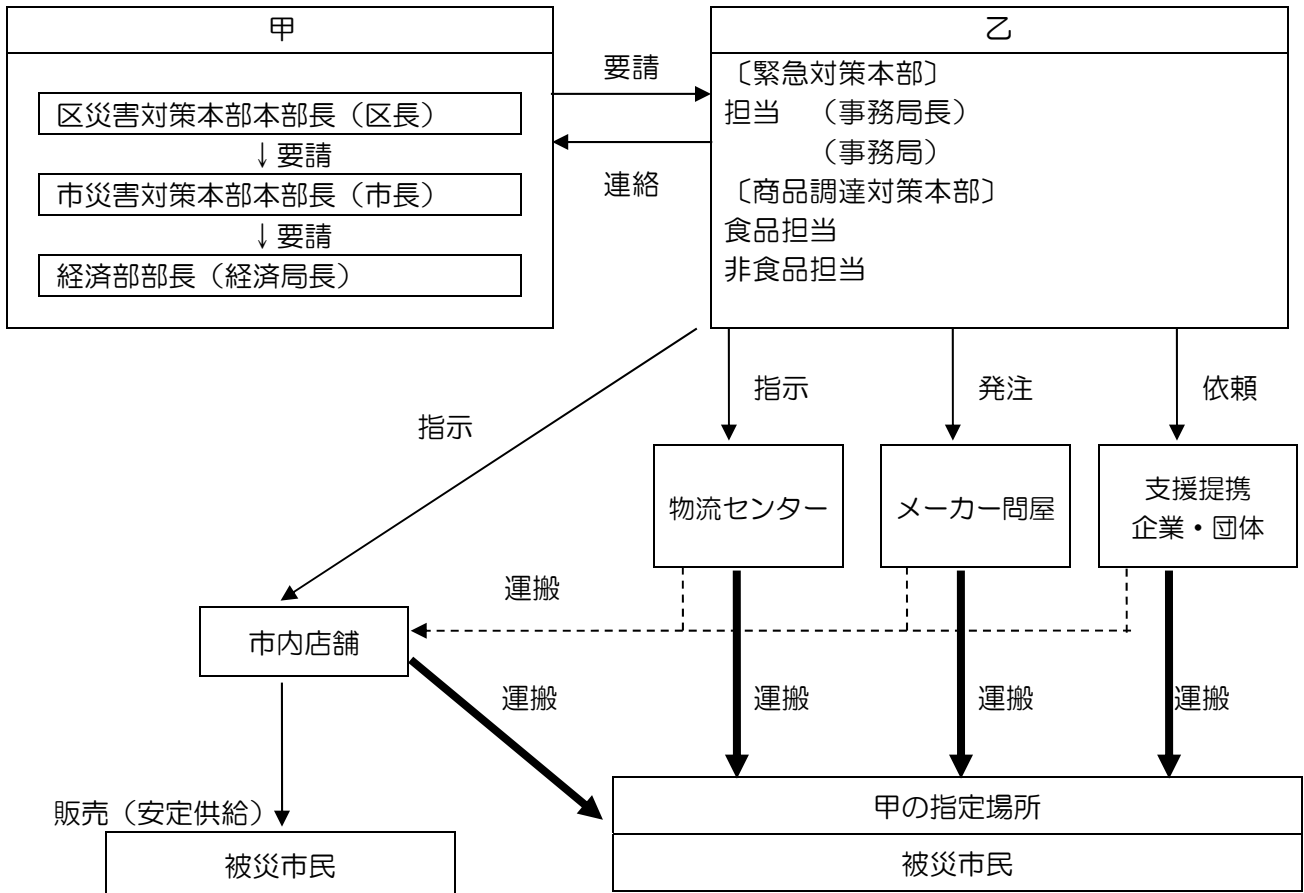
（注）地域まちづくり計画とは、都市計画法に基づく横浜市都市計画マスタープランの地域別構想、同法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりプラン及び地域まちづくりルール、その他地域のまちづくりの基本となる計画・方針等をいう。

（横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の経過措置）

大規模小売店舗立地法の規定による届出を行った大規模小売店舗のうち、平成12年6月1日の時点において都市計画決定済若しくは手続進行中の市街地再開発事業に係るもの又は建築確認が終了若しくは確認申請済のものについては、上記基準のうち1及び2の規定を適用しないものとする。

9-8 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定

- 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」とは
地震・風水害等の災害が発生した際の、市民生活の早期安定を図るために、食料品・衣料品・日用品等の「生活必需物資」の供給に関する協定を締結し、災害時の協力を要請するものです。
- 災害時生活必需物資供給等の要請フロー



- 甲の指定する業者、又は乙が生活必需物資を甲の指定場所へ運搬する経路
- 乙が安定供給を図るために生活必需物資を市内店舗へ運搬する経路

3 「生活必需物資」とは（例示）

～表の品目は例示であり、実際は発生時の季節・災害の状況により変わることがあります。

段階 想定	第 1 段階 電気・ガス・水道ストップ	第 2 段階 電 気 復 旧	第 3 段階 水 道 復 旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品 目	取扱 品 目	取扱 品 目	取扱 品 目
	パン(菓子) 牛乳(ＬＬ) レトルト食品(ごはん) 缶詰(イヅ-オープン) 粉ミルク 果物(バナナ) ハム・ソーセージ ウーロン茶(缶) ミネラルウォーター 紙コップ・紙皿 箸 ほ乳びん カセットコンロ ガスボンベ なべ ウェットティッシュ トイレットペーパー 紙おむつ ほうたい 消毒薬 懐中電灯 携帯ラジオ 電池 軍手 ポリバケツ	弁当 パン(調理) ごはん 牛乳(ＬＬ) レトルト食品(ごはん) 缶詰(イヅ-オープン) 粉ミルク 切り餅 カップ麺 インスタント味噌汁 野菜、果物ジュース 清涼飲料水 タオル ウェットティッシュ 生理用品 ドライシャンプー 下着・靴下 トレーニングウェア 産着 水歯磨き ガムテープ ホイル・ラップ	食パン 米 めん類 肉・野菜 レトルト食品(おかず) バター・ジャム 緑茶・紅茶・コーヒー みそ・醤油 菓子 石鹸 洗面用具 洗濯用具 ほうき 洗剤 包丁・食器・なべ マスク 靴 歯磨き・歯ブラシ 裁縫セット 寝具 文房具

季 節 品	使い捨てカイロ(冬) 毛布(冬) 殺虫剤(夏)	防寒具(冬) 雨具(雨期) 扇風機(夏) 氷(夏)	
-------------	-------------------------------	------------------------------------	--

4 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、横浜市(以下「甲」という)と株式会社(以下「乙」という)とは、災害時の市民生活の早期安定を図るため、食料品、衣料品、及び日用品等の生活必需物資(以下「生活必需物資」という。)の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動及び要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が横浜市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害時において甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給及び運搬等に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 供給協力品目及び供給協力の内容は、別紙のとおりとする。

(要請手続)

第4条 乙に対する甲の要請手続は、出荷要請書(第1号様式)をもって経済局が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙の要請の経路等は、別紙のとおりとする。

(運搬)

第5条 生活必需物資の運搬については、甲が指定する者に要請するものとする。ただし、必要に応じて、甲が乙に要請するものとする。

2 生活必需物資の運搬先は、原則として、甲が指定する場所とする。

(経費の負担)

第6条 前条により乙が提供した生活必需物資の代価及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(商品の価格等の決定)

第7条 甲が負担すべき商品の価格は、前条の規定により保有商品の供給及び運搬後、乙の提供する出荷確認書(第2号様式)等に基づき、甲乙両者協議の上、合理的で妥当な価格をもって決定するものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第8条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活必需物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、それに協力するものとする。

(災害時における相互の情報提供等)

第9条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡を取るよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(平常時の協定内容の周知等)

第10条 甲及び乙は、平常時からその従業者等に対して本協定の趣旨及び手続等の周知に努めるものとする。

2 甲及び乙は、次の事項について、常に点検、改善に努めるものとし、また、定期的に調査研究及び意見交換等を行い、災害時に備えるものとする。

(1) 連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について

(2) 生活必需物資の迅速な調達及び運搬方法について

(3) 生活必需物資の安定供給確保について

(4) その他災害時における供給協力について

3 乙は、連絡先の変更その他の協力内容の変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、協力関係の確認を図るため、定期的に供給物資の品目、数量等及び協力内容等の事項について乙に報告を求めることができる。

(広域的な支援体制の整備)

第11条 乙に提携している広域的な団体・企業等がある場合は、乙は広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとし、甲はそれに協力するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

(施行期日)

第13条 この協定は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

2 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長

印

乙

印

横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引

平成12年4月	初版発行
平成12年6月	第2版発行
平成12年8月	第3版発行
平成13年6月	第4版発行
平成15年5月	第5版発行
平成17年10月	第6版発行
平成18年4月	第7版発行
平成23年5月	第8版発行
平成23年8月	第9版発行
平成25年6月	第10版発行
平成26年12月	第11版発行
平成28年6月	第12版発行
平成30年4月	第13版発行
令和元年7月	第14版発行
令和3年6月	第15版発行
令和4年12月	第16版発行
令和6年4月	第16版(一部改正)発行

■
横浜市経済局商業振興課

■
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

tel.045 (671) 3488 fax.045 (664) 9533

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/rittihou/>

■